

日米韓安全保障協力

平事と有事の想定

宋 永仙 著
奥藺 秀樹 監訳

東京財団研究事業部は、日本で最初の本格的な**独立系政策シンクタンク**（民間非営利）として、幅広い政策研究とそれにもとづく質の高い政策提言を行なうことを目指しています。新しい日本社会や新しい世界を構築するアイデアを創出し、日本における政策形成過程を多元化すべく、国際的な研究交流や政策研究活動を展開しています。

「モノグラフ・シリーズ」は、そうした研究活動の成果を周知・広報（ディセミネート）することにより、広く政策論議を喚起し、日本の政策研究の深化・発展に寄与すべく発表するものです。

この報告書は、1998年4月より1999年3月まで東京財団客員研究員であった宋永仙氏（韓国国防研究院 周辺国軍事研究室長）の、当財団における研究成果をまとめたものです。

（本報告書の内容は研究員の個人的見解であり、当財団の意見を反映したものではありません。）

2000年7月

目次

はじめに	5
刊行にあたって	7
要約	9
I.序論	11
II.北朝鮮急変事態と周辺国の軍事介入	13
1. 北朝鮮急変事態の定義	13
A. 急変事態(situation of sudden change)と類似した概念	13
B. 急変事態概念の定義	15
2. 既存の北朝鮮急変事態のシナリオ	16
A. 北朝鮮崩壊を知らせる特定の兆候を中心に考察したシナリオ	16
B. 大量破壊兵器の統制を中心に考察した北朝鮮急変事態のシナリオ	16
C. Robert Collinsの北朝鮮崩壊のシナリオ	17
D. David S.Maxwellの北朝鮮急変事態のシナリオ	18
3. 国際法的に認められ得る対北朝鮮軍事介入	19
A. 対北朝鮮軍事介入に関連する国際法検討の必要性	19
B. 国際法上例外と認められる軍事介入	20
4. 軍事介入が考慮され得る北朝鮮急変事態状況の導出	24
A. 分析状況の設定	24
B. 主要変数	24
C. 変数の組み合わせ	26
D. 北朝鮮急変事態のシナリオ	27
III.北朝鮮急変事態への各国の対応戦略	33
1. 北朝鮮急変事態への韓国の対応戦略	33
A. 北朝鮮急変事態と韓国の対応	33
B. 対応方法	34
C. 状況別の軍事的対応	35

2. 北朝鮮急変事態時の周辺国の対応戦略	39
A. アメリカの北朝鮮急変事態への対応戦略	39
B. 日本の北朝鮮急変事態への対応戦略	41
C. 中国の北朝鮮急変事態への対応戦略	42
D. ロシアの北朝鮮急変事態への対応戦略と軍事介入の法的根拠	44
IV. 周辺国の軍事介入の可能性に対する評価と問題点	
1. 状況別に見た、周辺国の軍事介入の可能性に対する評価	46
A. 北朝鮮急変事態時に周辺国が軍事介入する可能性に対する評価	46
B. シナリオ別に見た各国の軍事介入の合法性とその可能性	46
C. 評価	49
2. 周辺国の介入にあたっての国家間の葛藤	
A. 周辺国の介入可能性に対する韓国の基本認識	50
B. 米韓間の葛藤	51
C. 米中間の葛藤	53
V. 日米韓の安保協力体制	
1. 日米韓の安保協力関係についての概観	57
A. 日韓の安保協力関係	57
B. 米韓の安保協力関係	59
C. 日米の安保協力関係	60
D. “米韓” “日米” 安保協力関係から “日米韓” 安保協力関係へ	61
2. 北朝鮮急変事態時の日米韓安保協力体制	62
A. 北朝鮮急変事態に対する日米韓安保協力の肯定要因と否定要因	62
B. 北朝鮮急変事態時に日本が行う対米軍事支援の法的根拠と協力領域	63
C. 日米韓協力が必要な領域	64
3. 21世紀の望ましい日米韓安保協力体制	70
A. 21世紀の日米韓安保協力モデル	70
B. 21世紀の日韓安保協力の課題と段階的信頼構築の必要性	73
C. 21世紀の米韓安保協力の課題と在韓米軍の役割	75
VI. 結論	80

<表>

<表1>国際法上例外的な軍事介入の類型	23
<表2>北朝鮮急変事態のシナリオ	26
<表3>北朝鮮急変事態時の各国の対応戦略	45
<表4>シナリオ別に見た周辺国の対北朝鮮軍事介入の合法性	47
<表5>北朝鮮急変事態時の対応をめぐる米韓間の意見の相違	54
<表6>予想される日本の国外脱出作戦推進図	67
<表7>日韓防衛交流増進のための国防長官合意内容	75
<表8>統一後の在韓・在日米軍の配置の変化	79

はじめに

冷戦を経て日本は勝者として国際舞台に立つ。ソ連崩壊によって安全保障政策樹立にかなりの混乱を来たしたものの、アメリカとの同盟関係維持こそが選択し得る最上の安全保障政策であるという確信の下に、日本は米-日安保同盟関係を更に強化するに至った。

ソ連崩壊が北朝鮮の崩壊を引き起こすことはなかった。が、逆に北朝鮮問題は北東アジアの不安要因として顕在化したのである。ソ連崩壊以前の韓国・日本の“近くて遠い間柄”は今や北朝鮮問題を巡って“近くて近い間柄”とは言えないものの、“近くにありながら共に悩む”間柄に変わりつつある。これを尚早な判断と言う向きがあるのか。ならば、少なくともそのような接近が両国間の国益のために最も実利的であるという共通認識を得たとは言えよう。ただし、この共通認識はアメリカの北東アジア戦略が韓国と日本、両国の国益に一致することを前提とする。

本研究における試みは、北朝鮮の脅威に直面する事態のみならず、北朝鮮の脅威が消滅し、朝鮮半島統一を達成した状態においても、韓国と日本が相互に協調し共存できる方策を有することを目指している。

韓国とアメリカ、そして日本が協力して北朝鮮の脅威に対処し、今後朝鮮半島統一に備えて三国協調による新たな安全保障の構図を模索していく。これは中国やロシアといった、北東アジアにおいてアメリカ・日本よりも北朝鮮と更に長い歴史を共有する国家には刺激剤として作用する可能性も高い。現況下での中国とロシアの反応は、北朝鮮問題を巡って絶対に見逃すことのできない変数であり要因である。それゆえに、韓-米-日の三角構図による北朝鮮問題への接近は決して生易しいものではない。この事実を念頭に置き、韓-米-日3国は相互信頼と透明性の中で北東アジアの安全保障のために巨視的な次元で共に努力していかなければならないだろう。

最初、拙稿を英語で作成しようとしたが、安全保障問題に関心の低い日本の一般市民により易しく理解してもらいたいと思い、日本語でまとめた。

については、拙稿を監修して下さった静岡県立大学の伊豆見元教授と、初稿の翻訳と修正・補完作業をして下さった奥蘭秀樹助手に深く感謝申し上げます。同時に、北朝鮮について（第2章、第3章）の調査・執筆にあたり多大なる協力をいただいた韓国国防研究院の申範澈研究員に心からのお礼を申し上げます。また、論文作成に際して支援と激励を頂いた岡崎研究所の岡崎久彦元駐タイ大使、小川彰同主任研究員、そして陸上自衛隊幹部学校の西村茂樹教授にも深く感謝の意を表します。何より、韓-日間の安全保障問題を本格的に論ずることができるよう物心両面で支援を惜しまれなかった東京財団に

深謝致します。そして、さまざまな支援を続けながら、生来怠惰な私を見守りお世話下さった同財団の鈴木崇弘研究事業部長と、吉原祥子氏ならびに浦山香氏にも特に感謝を申し上げます。

1999年11月 ソウルにて 宋永仙

刊行にあたって

この文章を書いている今、2000年6月14日、世界中の主要テレビ・チャンネルは全て、朝鮮半島の南北首脳会談をトップ・ニュースで報じている。まさに歴史的な場面であり、瞬間である。周辺大国により南北が分断されて55年、両国首脳の自主的な対面が遂に実現したのである。途方もない変化が起きたのである。

この2~3年の間に北東アジアの安全保障をめぐる状況は激変し、中でも、北朝鮮の変化はとりわけ大きなものであった。それは南北関係に目に見える変化をもたらし、北朝鮮を見る視点とその評価にも変化が求められていることは言うまでもない。本研究がスタートした1998年には、「北朝鮮崩壊の可能性」が北東アジアの全ての国々とこの地域の安全保障の専門家たちにとって焦眉の関心事であった。しかし、わずか2年が経過した今、21世紀の朝鮮半島を語るにあたって、「平和統一」という言葉がまず口をついて出てくるようになったのである。

本研究は、東京財団にて1998年3月から本格的に始められた。初稿は1998年12月に完成したが、その後、発刊準備にかなりの時間を要するところとなり、そうした中で、北朝鮮をめぐる状況はほとんど予測できないほど急激に変化していくこととなった。状況の変化に対応するには、修正と補完のプロセスを繰り返していかなければならないことになるであろう。北朝鮮研究はコンピュータに似ているところがある。開発されたコンピュータが世間に広く知られるようになる頃には、既にそれは古臭いものになってしまっているのである。このことは、北朝鮮をめぐる安全保障の状況変化の速度は、北朝鮮に関する研究の内容を文書化していくプロセスよりも早いということを意味している。

こうした見方をするならば、本研究は、その前半部分において、北朝鮮の崩壊の可能性についてのシナリオ分析をその核心としている以上、もしかするとほとんど役に立たないものに過ぎないのかもしれない。しかし、南北首脳会談は、それが即ち平和統一をもたらすというわけではなく、また北東アジアにおける冷戦の完全な終息を意味するわけでもない。ソ連が崩壊しても、日本が日米安保同盟を終結させる道を選ぶことがなかったように、南北首脳会談もやはりまた、北東アジアの冷戦終結と平和統一を実現する為の道を開く road-pavement 作業の第一歩にすぎない。そうである以上、日米韓による安全保障協力はもはや必要ないのではなく、北東アジアの安全保障を確かなものとする為に、より一層拍車をかけていかなければならなくなったのである。北東アジアの安全保障をめぐる情勢の変化に伴って、日米韓安保協力の具体的な協力内容には多少の変更があるかもしれないが、協力の必要性については何ら変わるところがないという確信をもって本研究は始められた。本書の出版にあたって、この取るに足らない研究の成果が、朝鮮半島問題に対する理解を深めるのに少しでも役に立てばと願うのみである。

最後に、もっと役に立つ期待された研究成果をあげることができなかった自分の力不足と努力不足を恥じながら、もう一度、この拙稿の出版を可能にしてくれた東京財団、スタッフの皆様、そして監訳くださった静岡県立大学の奥蘭秀樹助手に深く感謝申し上げる次第である。

2000年7月 宋永仙

要 約

韓-日関係はアメリカの影響下にあり、韓-米同盟関係と比較してみると、非常に脆弱であった。しかし、1998年10月の金大中大統領の日本訪問において1965年韓-日国交正常化以後初めて過去の歴史に対する謝罪が公式文書とされ、新たな韓-日関係にとって象徴的なものとなった。続いて1999年3月20日の小渕総理の訪韓とそこで行われた日韓首脳会談、同年10月の首脳会談は、単純な政治的かつ外向的なジェスチャーではなく、両国間の実利的な協力を推進していく意思を改めて再確認する契機となった。

韓国は日本の海賊に脅かされた5世紀から、1945年の日本敗戦までほぼ一方的に日本からの脅威を受けてきた。13世紀、中国の代理戦争(モンゴル戦争)において日本を侵略したことを除いて韓国が、日本に脅威を与えたことはなかったのである。日本にとって、近接する韓国は常に地戦略的に問題であった。それは韓国に責任がある問題ではなく、朝鮮半島の周辺に位置する中国とソ連による朝鮮半島統一の目論見が、日本にとって絶対的脅威であったのである。それゆえに、冷戦時代において韓国と日本は、共にソ連と北朝鮮の脅威に対抗すべくアメリカと同盟関係を締結するという運命を選択した。

従って、北東アジアの安保状況が韓-日関係に影響を与え始めたのは第二次大戦以後である。イ・スンマン韓国大統領の過剰な対日敵対政策の後、パク・チョンヒ大統領は北朝鮮に大きく差をつけられ経済発展のために、日本からの資本支援を望んだ。この政策が韓-日国交正常化を推進した。

一方、日本はアメリカがニクソン・ドクトリンを採択しながらも、日本との事前協議をせず、中国との外交関係を推進したことにより、アメリカの対アジア政策に対する不信を抱き始めていた。そこでアメリカの政策に対抗すべく、北朝鮮との関係改善をも推進していった。日本のこの動きによって70年代始めには韓-日関係は些かの緊張を来たした。しかし、やがてベトナム共産党の勝利と北朝鮮の好転を見て、日本は再び韓国との関係を強めていった。

ところが、80年代後半、再度ソウルが北方政策を試みると、日本は北朝鮮との関係正常化に臨んだ。これによって韓国は日本の北朝鮮との関係正常化の意図に対してかなり懐疑的な姿勢をとった。

このような経過を踏まえ、冷戦が終わった今日、朝鮮半島の分断は韓国と日本の安全保障における暫定的な火種として残っている。つまり、朝鮮半島の安全保障は北東アジア地域の安全保障の主要ファクターとして浮上しているのである。北朝鮮に対する一連の疑惑——90年代始めの核開発疑惑のみならず、1994年のジュネーブ合意以後にも持続される核開発の可能性、そして1998年8月以後から表面化した北朝鮮のミサイル協議は、北東アジア安全保障において火急の対策を迫るものである。同年同月の北朝鮮のミサイル発射は日本を驚かせただけでなく、韓国と日本のすべての軍事基地を始め、アジアにおけるすべての米軍前進基地が平壤(ピョンヤ

ン)ミサイルの射程圏に入るという事実を知らしめた。即ち、朝鮮半島有事の際には韓-米-日三国の連携が不可避であるという事実を再認識させたわけである。

このように北朝鮮問題は、韓日両国が安全保障協力を強化する必要性と大儀名分を提供することになった。すなわち“朝鮮半島有事の際”への適切な対処は、韓国の安全保障利益のみならず日本とアメリカ双方の安全保障とも直接的に関連し、韓-米-日が共同で対処しなければならないということである。これは第二次大戦以来、韓-日関係が両国の直接的な問題よりむしろ、北朝鮮を巡る関係において多大な影響を及ぼし合ってきたためであり、さらには韓-米-日関係においても北朝鮮という変数の重要度が次第に増しつつあるためである。ただし、韓-米-日三者間の協力が朝鮮半島有事の際のみならず、統一韓国における韓国の国益に最も効果的な安全保障政策であるとは断定できない。しかし本研究における論考は、現時点ではこのような三者間の協力が朝鮮半島の安全保障のために望ましいという分析と前提に基づいている。

監訳者注：本論文を翻訳するにあたっては、日本での習慣に従い「北朝鮮」「朝鮮半島」「朝鮮戦争」などの表現を用いた。

1.序 論

北朝鮮における急変事態発生の可能性は非常に低い。しかし、それは消滅することなく、常に周辺国の注意を引き続けている。なぜなら、各種の矛盾の解決を迫られる北朝鮮の体制は今や、限界にあると判断されるためである。

換言すれば、北朝鮮の統治形態は金正日と軍部の独裁国家であり、経済体制は社会主義的な閉鎖経済が維持されている。21世紀を目前にした現実には照らせば、このような統治形態及び経済体制は、不可避的に変貌するものと思われる。ただし、北朝鮮の未来を肯定的に見ることもできる。その根拠は、統治形態については1998年9月の憲法改正における開放と権力分担の規定が、経済面では1998年秋以降の食糧難の段階的な緩和が挙げられよう。

しかし、先の憲法改正では権力分担の規定とともに、金正日と軍部の権限の強化もなされており、これが統治形態への負担になると推察できる。また、経済においては、自立できるだけの力が絶対的に不足しており、万一1995年の洪水のような災害が再び発生すれば、崩壊する危険性は多分にあると見られる。すなわち、北朝鮮という国家体制は手抜き工事で建てられた家と同様、いつ崩壊しても不思議ではないと判断すべきであろう。従って、北朝鮮の急変事態とは、短期的に北朝鮮に勃発した状況を考察するといった懸案事項ではなく、中・長期的観点で考えるべき問題であると判断される。

そして、国際社会において北朝鮮は、さらなる孤立を免れないだろう。一時期、米朝関係と日朝関係の進展で、孤立した状況から脱するかと見られたが、クムチャンリ地下施設及びミサイル開発等によって、アメリカや日本との関係は悪化の一途にある。北朝鮮が孤立の道に進むのは、内部を開放する準備が整っていないためだと考えられるが、それが結果的に北朝鮮の崩壊をさらに促進する要因にもなり得るであろう。

北朝鮮は韓国に直接的な軍事的脅威を与えている。その脅威に対処するために築かれた“米韓連合防衛体制”に対しても同様である。また北朝鮮は、力の優位を基に世界平和を樹立しようとするアメリカの世界政策に対して、北東アジア地域で唯一直接反旗を翻している国家であり、アメリカをいまだに敵対視している。同時に、北朝鮮は自国保有のミサイルの射程距離を拡大することにより、有事の際の潜在敵国とみなされる日本に対する威嚇手段を確保しようとしている。このような北朝鮮の振る舞いは、既に世界共通の価値とされる国際平和主義に真っ向から対立するものであるに違いない。

ところが、北朝鮮の直接的な脅威以上に問題となるのは、北朝鮮急変事態等による周辺国の混乱である。実際、北朝鮮が劣勢の状況下で、対南全面戦争を画策する可能性は非常に低い。しかし、北朝鮮が崩壊すれば、北東アジアの安定に脅威を与える新たな要因となるであろう。このような北朝鮮の急変事態は、世界平和と共同繁栄という日米韓の共同目標を明白に阻害する。しかも、単純な阻害要因というより、実際には最大の脅威であると見るのが妥当であろう。

従って本研究では、北朝鮮の急変事態と周辺国間で予想される葛藤について考察し、そうし

た事態に備えた日韓間の安保協力政策について検討することにより、有事における北東アジア地域の平和と安定のための基盤固めを研究目標として、議論を進めることとする。

北朝鮮の急変事態発生の場合、周辺国は発生後の状況を自国に有益な方向へ導こうとすると思われ、そのため北朝鮮に対する介入を試みる可能性が非常に大きい。従って、北朝鮮の急変事態については、周辺国の軍事介入と関連して考察してみる必要がある。そこで本研究では、軍事介入を視野に入れた観点から北朝鮮の急変事態について考え、周辺国間の葛藤について考察してみることにする。

一方、日韓両国は、互いに最も近い友好国でありながら、過去の歴史問題のために、今なお“近くて遠い”国であるというのが実情である。しかし、未来志向的な観点から見ると、日韓両国が、自国の利益と北東アジアの安定のためにも互いに協力していかなければならないのは明らかである。これは北朝鮮急変事態の場合にも同様のはずである。従って本研究では、未来志向的な観点から、北朝鮮急変事態に際して日韓の共同対抗政策と安保協力政策に関しても考察してみることにする。

II. 北朝鮮急変事態と周辺国の軍事介入

1. 北朝鮮急変事態の定義

A. 急変事態(situation of sudden change)と類似した概念

1990年代の中盤以後、北朝鮮の急変事態に関して、日米韓の政府機関をはじめ、政治学、国際法学等の多くの分野で多様な研究が行われてきた。従って、北朝鮮の急変事態に関する研究は、本研究が初めてというわけではない。ただ、既存の研究について一つ残念な点を挙げるならば、それは、それぞれの研究が背景に多様な目的を伴って北朝鮮の急変事態を考察するために、諸研究間の関連性あるいは統一性が脆弱になってしまったという点である。

一般的に北朝鮮の急変事態とは、北朝鮮が置かれる可能性のある特定の状況を意味するものとして、研究目的に応じて多義的に示すことのできる概念である。よって、その概念は相対的なものであり、一つに確定できるものではない。研究によっては、急変事態を突発事態や崩壊等とも表現するのである。

(1) 崩壊

北朝鮮の急変事態と認識されてきた状況のうち最も代表的なものは、崩壊(collapse)状況である。では、崩壊状況とはどのような状況を言うのだろうか。それは一般的に、政府の崩壊、体制または政治経済構造の崩壊、国家または国民の崩壊の大きく三つに分けることができる。これを北朝鮮に適用すれば、金正日政権の崩壊、社会主義体制の崩壊、朝鮮人民民主主義共和国の崩壊の三つに分類される。¹⁾

第一に、政権または政府の崩壊とは、最高権力者がクーデターにより追放されたり、突然死亡したりすることにより、統治権力に空白が生じたり、指導者が変わったりすることを意味する。この場合、権力エリートは変わっても、一般的に政治経済体制の基本的な特徴はそのまま維持される。これは、先進国であろうが、後進国であろうが、資本主義国家であろうが、社会主義国家であろうが、珍しい事態ではない。韓国でも、1960年4月の李承晩政権崩壊、1979年10月の朴正熙政権崩壊を挙げることができる。北朝鮮の金正日政権もやはりクーデターや大衆蜂起によりいつでも崩壊し得るであろう。

第二に、体制または政治経済構造の崩壊とは、政治的及び経済的枠組みの急激な変化を意味する。これは必ずしも政権の交代を前提とするわけではないが、最高権力者や権力エリートの交代よりも遙かに包括的なものである。たとえば1980年代中盤、中南米やアジア諸国において、民主化の波に乗じて独裁体制が民主体制に変わった。また、1980年代末には、東ヨーロッパ社

会主義圏において、物質的な豊かさへの憧れによって、社会主義経済体制が市場経済体制に変わった。両事例とも、体制および政治経済構造の崩壊の例である。同様に北朝鮮が急速に改革と開放を推進すれば、社会主義経済体制が崩れる可能性もある。

第三に、国家または国民の崩壊とは、国民が外部に集団脱出を敢行することによって国家の存立基盤が失われることを意味する。これは政争や災害等からの身体的脱出だけでなく、政権や体制に対する広範な信頼の欠如による精神的脱出をも含む。1989年東ドイツ人がベルリンの壁を越え、あるいは、隣国を通じて西ドイツへ集団脱出した。また、1991年12月ソ連が解体された。両事例とも、国家または国民の崩壊の例である。従って、北朝鮮の国民が、金正日政権と社会主義体制に対する不満や飢えによる挫折、もしくは外の世界に対する憧れから韓国や中国等に集団脱出を試みれば、朝鮮民主主義人民共和国も崩壊し得るであろう。

このように、崩壊については以上の三つを考察することができるが、一般的には北朝鮮急変事態と関連して崩壊をいう場合は、三番目のケース、すなわち、金正日政権や北朝鮮の社会主義経済体制の崩壊、あるいはそれを越えた朝鮮民主主義人民共和国の崩壊をいう場合がほとんどである。

(2)北朝鮮における武力南侵以外の軍事介入の状況

北朝鮮の急変事態を安全保障の観点から定義するには、周辺国の軍事介入の可能性が軸となる。周辺国の北朝鮮への軍事介入とは、現在の国際法に照らして軍事介入が認められる状況が北朝鮮において発生することを前提とする。すなわち、要請による介入、自衛による介入、人道的目的遂行の為の介入等を挙げられよう。そこで、北朝鮮の全面的南侵による軍事衝突の発生については、一般的な急変事態とは分けて考える。

(1) で言及した、北朝鮮の政治体制や経済体制、あるいは国家体制の安定性からアプローチした崩壊状況、また、先に述べた軍事介入状況による急変事態——両者のおおよその定義は、北朝鮮に或る状況が発生した際、韓国と米国が軍事行動を取るか否かという観点に拠る。

(3)国際法的観点から見た急変事態

一般的に急変事態、体制崩壊、政権崩壊というのは、政治学的・社会学的概念であり、法学的概念ではない。国際法的概念としては、それは、既存の“政府の終了”(extinction of government)、または政府の不在(non-existence of government)を意味する。²⁾

しかし、全ての政府の崩壊、即ち、全ての“政府の終了”または“政府の不在”が、必ず“国家の終了”または“国家の不在”をもたらすわけではない。政府の崩壊は、“不完全崩壊”(temporary collapse)と“完全崩壊”(entire collapse)に分けて考えなければならない。³⁾

不完全崩壊とは、不完全な数個の競争的政府が存在する形の崩壊で、これは国家の終了または国家の不在という結果をもたらさない。つまり、完全無政府(entire anarchy)状態ではなく、不完全無政府(temporary anarchy)であり、“内乱状態”にあることを意味する。不完全崩壊した従前の政府が中央統制力を喪失し、これに対抗する一つまたはそれ以上の反乱団体が従前の

政府と闘争する内乱状態、あるいは、従前の政府は崩壊したが、これに代わるべく二つ以上の反乱団体がそれぞれ自らの正統性を主張しながら相互に闘争する内乱状態である。このような不完全崩壊の場合、他国はその不完全状態にある国家の領域公権を尊重しなければならない。⁴⁾

一方、完全崩壊とは従前の政府が中央統制力を喪失し、これに対抗する反乱団体が一つもない状態、あるいは、従前の政府が崩壊したがこれに代わる反乱団体相互間の闘争もない無政府状態を言う。これは内乱状態にある不完全無政府 (temporary anarchy) 状態ではなく、完全無政府状態、すなわち一つの政府も存在しないことを意味する。ただし、政府が短期間、暫定的に存在しない場合は、完全崩壊とは言えない。完全崩壊とは、不完全な政府さえも存在せず、国家の終了または国家の不存在という結果をもたらす。

従って、完全崩壊の場合には国家は国家でなく、他国はその崩壊した国家の領域を尊重する義務がないわけである。

B. 急変事態概念の定義

このように急変事態という用語は多義的に用いられているため、研究目的に応じて、事前にその概念を明確に定義する必要がある。本研究では、北朝鮮急変事態を“韓国または周辺国の安保利益にとって深刻な脅威となる北朝鮮の内部状況”そして、“対北朝鮮軍事対応を考慮しなければならない状況”と定義する。言い換えれば、全面戦争以外の状況下で、北朝鮮に対し韓国または周辺国が軍事介入を考慮し得る国際法的要件を備えた場合を、北朝鮮の急変事態と定義したのである。

北朝鮮の急変事態は、結局、韓国及び周辺国に対する安全保障上の直接的な脅威を意味し、地域的観点から見れば、現在の力学図の変化を意味する。従って、北朝鮮急変事態の発生に直面すれば、韓国と周辺国は自国の利益のためにいかなる形態でも介入を試みるであろう。結果的に、北朝鮮急変事態は、周辺国に軍事衝突や軍事介入の問題をもたらすであろう。こうした点を考慮するとき、果たして“どのような状況が勃発するとき、韓国及び周辺国は対北朝鮮軍事介入の国際法的名分を確保するのか?”という問題は、軍事的な側面から北朝鮮急変事態を考察するにあたっての核心であるといえよう。

2. 既存の北朝鮮急変事態のシナリオ

1999年初頭までに、北朝鮮急変事態に関連して数多くのシナリオが提示された。このうち主要なものを見てみると、次の通りである。

A. 北朝鮮崩壊を知らせる特定の兆候を中心に考察したシナリオ

韓国国防研究院の某研究報告書は、北朝鮮の急変事態に関連して、北朝鮮の不安定さと崩壊が差し迫っていることを示す次のような六つの主要な兆候を挙げている。

- ①最近の洪水による飢饉、脱北者の増加
- ②経済的破綻
- ③内的な政治問題：エリート階層の離反が増加
- ④金正日の公式継承の遅延
- ⑤一貫性のない対外政策
- ⑥1953年の停戦協定を遵守しない態度

そして、この研究報告書が示すシナリオは、北朝鮮が韓国に対する戦争の挑発など極端な行動を取る可能性よりは、崩壊過程を経て韓国に吸収統一される可能性を見通している。また、その場合、韓国は北朝鮮の体制が戦争以外の急変事態に突入する場合に備える対応策を綿密に準備しておく必要があるとしている。

一方、最も望ましい北朝鮮急変事態の処理の方向として、北朝鮮の体制が調整期を経て混乱を收拾し、改革指向の新たな勢力が政権を握ることにより、韓国との真の対話を通じて、南北連合の段階といった過渡期を経て、平和統一を達成することを提示している。

B. 大量破壊兵器の統制を中心に考察した北朝鮮急変事態のシナリオ

北朝鮮の急変事態時に対応すべき最も重要な問題の一つは、北朝鮮が保有している大量破壊兵器（WMD）に関するものである。とりわけ、北朝鮮の急変事態時に、北朝鮮が保有している大量破壊兵器を統制できない状況が発生するとしたら、それは韓国と北東アジアの周辺国にとって非常に危険な状況となり得る。そこで、北朝鮮急変事態時の大量破壊兵器の統制を中心に考察したシナリオも存在する。それは以下のように八つの状況展開について述べている。

- ・細部シナリオ1：中央政府統制下での核兵器（核物質）輸出
- ・細部シナリオ2：中央政府による統制なしの核兵器（核物質）輸出
- ・細部シナリオ3：北朝鮮の中央政府統制下での生物化学兵器輸出
- ・細部シナリオ4：北朝鮮の中央政府による統制なしの生物化学兵器輸出
- ・細部シナリオ5：核兵器(核物質)の中央統制の不能
- ・細部シナリオ6：生物化学兵器の中央統制の不能
- ・細部シナリオ7：北朝鮮の内戦における交戦当事者間の生物化学兵器の使用
- ・細部シナリオ8：国境隣接地域での北朝鮮の生物化学兵器使用の影響波及

C. Robert Collins⁵⁾の北朝鮮崩壊のシナリオ

北朝鮮の急変事態は、韓国はもちろんアメリカにとっても主要な関心の対象である。在韓米軍の情勢分析官Robert Collinsは、北朝鮮社会の崩壊過程を七段階で予測している。1996年初めにRobert Collinsは、北朝鮮が支援枯渇(Resource Depletion)、優先順位設定(Prioritization)、局地的独自行動(Local Independence)、抑圧(Suppression)、抵抗(Resistance)、分裂(Fracture)、指導層の再編成(Realignment of the National Leadership)の順で崩壊すると予測した。

この分析では、1996年当時、北朝鮮は「①支援枯渇段階」を過ぎ、「②優先順位設定」から「③局地的独自行動段階」に移行する過程にあるとする。すなわち、生活物資(subsistence materials)を手に入れるために共同農場、工場、行政単位別に、独自の行動がとられる段階と認識しているのである。さらに、金正日政権は内部抵抗が深刻になった場合、抵抗勢力のエネルギーを外部に噴出するための一つ的手段として「戦争」を考慮する可能性があると言及。同時に、崩壊の過程で「金正日暗殺」及び「クーデター」の可能性は低く、北朝鮮の崩壊過程における韓国軍の独自介入の可能性については非常に制限的に評価した。また、金正日体制下での北朝鮮の改革と開放の可能性は低いと見る。

このようなCollinsの崩壊論は、北朝鮮の崩壊過程を「段階化」し、各「段階別兆候目録」を示すなど、現在の北朝鮮の状況を客観的・科学的に分析したところにその意義を見出すことができる。ただし、Collinsの見解は、北朝鮮崩壊に対する米国側の「政策的な対応の方向」を研究したものではない。

また、Collinsが言う「崩壊」とは「統一」への過程ではなく、「金正日政権の失脚」と「北朝鮮指導層の再編成」として認識されたものであり、「金正日失脚・北朝鮮指導層再編成」から「統一」までは、非常に不確実で複雑な段階を踏むことになるであろうとして、論文を結んでいる。

このようなCollinsの見解は、Garry Luck連合司令官（当時）のアメリカ議会聴聞会(1996年3月13日)での発言内容と一脈通じており、北朝鮮の急変事態について、北朝鮮が崩壊するか否か

より、それがいつのなのかを問題とする。

D. David S. Maxwellの北朝鮮急変事態のシナリオ

1996年、米軍のDavid S. Maxwell少佐は、「北朝鮮の災難的崩壊と米軍に及ぼす影響」⁶⁾という一文を通じて、北朝鮮体制の戦争以外の急変事態として次の四つのシナリオを想定した。

第一に、軟着陸①として金正日が統治力の限界を認識し、平和と安定の唯一の道が韓国との和解と段階的な統一であると認識するケース。しかし、その可能性は低いとした。

第二に、軟着陸②として、北朝鮮の官僚・軍部が金正日を無血革命で追放し、経済・政治改革に拍車をかけたり、韓国と和解を模索する穏健体制を樹立するというケース。これもやはりその可能性はあまりないとした。

第三に、硬着陸①として、中央政府の完全な崩壊と解体のケース。支配エリートが国家体制の崩壊あるいはクーデターを予見し、中国やスイス等に亡命地を物色する場合を想定した。

第四に、硬着陸②として、北朝鮮内部に複数の派閥が登場し、そのうち一つの派閥が、金正日王朝とその追従者を崩壊させるクーデターを断行して、北朝鮮住民が大量脱出する事態が発生するケースを想定した。

Maxwellは、北朝鮮の体制が80年代末以降、崩壊段階に入っており、崩壊のシナリオとしては硬着陸の可能性が高いと評価した。

一方、Maxwellはこのような崩壊のシナリオを提示すると同時に、北朝鮮の南侵など戦争勃発の可能性を低く評価する見解を明らかにしている。Maxwell論文では北朝鮮の南侵が不可能な四つの理由を挙げている。“第一に、飢餓、支援枯渇、国内治安のための軍事力使用で、北朝鮮軍の戦争対備態勢が低下する。第二に、深刻な燃料難で持続的な軍事作戦の遂行が不可能である。第三に、戦争開始後の国内統制力の喪失が憂慮される。第四に、中国、ロシアの支援を期待しにくい国際的な安全保障状況である。”

この他にも、北朝鮮の崩壊と関連して、Stanley Roth(前USIP研究室長、現国務省東アジア太平洋担当次官補)、Robert Manning(Progressive Policy Institute)も類似したシナリオを提示した。

3. 国際法的に認められ得る対北朝鮮軍事介入

本節では、北朝鮮に対する軍事介入を考慮し得る状況を北朝鮮急変事態を設定するにあたって、まず国際法上、合法的な軍事介入と認められ得る状況について考察する。

A. 対北朝鮮軍事介入に関する国際法検討の必要性

国際法の拘束力には限界がある。国際法違反を制裁する現実的手段が脆弱なのである。すなわち、強大国が国際法に違反しても、事実上不利益を受けない。歴史的に見ても、力に基づく現実的な影響力が、国際法の拘束力よりも優位で核心的な役割を果たした事例が多い。

国際法は合法的な戦争と不法な戦争の差異を認めている。⁷⁾にもかかわらず、国際関係に生じる軍事問題について、国際法は頻繁に、強大国や戦勝国の大儀名分として活用され、あるいは無視された。もちろん、伝統的な戦争法規ともいえるハーグ戦争法規やジュネーブ戦争法規が規定する戦争の遂行、人道的戦争遂行問題、捕虜問題、終戦処理問題などに関する規範力は、かなり高いと認識されている。⁸⁾しかし、他国に対する軍事介入そのものを決定するにあたっては、事実上国益のみが唯一の判断根拠として考慮され、国際法的側面は対外的大儀名分として制限的にしか機能しない場合が多かった。このように、歴史的経験から国際法の実質的な規範力の拡大を必要としながらも、現実的にはその実効性に対する疑念を同時に抱かざるを得ない。

こうして国際法上の拘束力の限界を見ると、国際政治の現実を勘案して、北朝鮮の急変事態における周辺国の介入可能性に対する評価や、状況別の比較分析における国際法論議には、重要性が認められないこともあり得る。しかし、朝鮮半島の現状は歴史的にも地政学的にも他の地域とは異なり、国際法が占める比重は決して看過できない。その理由はまさに、朝鮮半島を取りまく北東アジア諸国間の集中した軍事力を基盤とする力学のためである。

実際、脆弱な軍事力の第三世界国家が主軸である東南アジアやアフリカ、そして安定した域内秩序が維持されているヨーロッパ大陸とは異なり、朝鮮半島は軍事密集地域であり、これを取りまく北東アジアの軍事状況は、周辺国間が一定水準の影響力を相互に行使できる構図を形成している。完全な力の均衡状態が構築されていないが、現在の力学の下では、▲ある一国家の一方的な政策選択や武力行使によって問題が解決され得ない、▲有事の際、北朝鮮の危機管理問題が国際化され得る、という二点から、国際的規範を重視せざるを得ない。地域内の一つが国際規範を無視して恣意的に軍事行為を敢行すれば、これは直ちに他国の組織的な対抗を生むであろう。従って、北朝鮮に対する軍事介入は国際法的根拠なしに行われるのは難しいと思われる。つまり、対北朝鮮軍事介入関連の国際法を考察する必要性がここにある。

B. 国際法上、例外と認められる軍事介入

(1) 軍事介入と国際平和主義

国連設立以来、国際社会における一国の他国への軍事介入は原則として禁止されている。歴史的に見ても、国際法の主体としての“国家”には、自主的な生存権が保障されてきたし、その国家の構成要素である領土、国民、主権(政治的独立)に対する他国の不当な干渉を排除する権利が認められてきた。これは「国連憲章」にも明記されている。

「国連憲章」第2条3項は、“全ての加入国は、国際的平和と安全そして正義が脅かされることのないよう、国際紛争を平和的手段によって解決しなければならない”と規定して、‘紛争の平和的解決の原則’を宣言している。すなわち、国家間の紛争は国際裁判、仲裁等の平和的方法によって解決しなければならない。また、「国連憲章」第2条4項は、“すべての加入国は、国際関係において、他国の領土保全や政治的独立に反してはならない。あるいは国際連合の目的と両立しない他のいかなる形態の武力による脅し、または武力行使を慎まねばならない”と規定して、他国に対する不当な軍事介入を不法とする“非介入原則”を宣言している。さらに国連は、1965年の「国内政治への介入禁止と独立・主権保護のための宣言」において、他国の政治的、経済的、文化的諸要素に対する軍事介入など、国家の自主性を害するあらゆる介入を不法と宣言している。このように、“紛争の平和的解決の原則”と“非介入原則”は、「国連憲章」上の“国際平和主義”を構成する核心内容である。そのため、他国への軍事介入は、どのような状況であっても原則的には全て制限を受ける。

(2) 国際法上、例外と認められる軍事介入

しかし、しばしば「例外のない法律はない」といわれるように、“非介入原則”にもまた例外は存在する。これは事実上の“非介入原則”の放棄ではなく、特定の状況下で例外を認めることによって、同原則をより確実に保障するものである。全ての状況に対して“非介入原則”を固守すれば、実際には原則の実現は不可能なのである。そこで、国際社会においては、次の三つのケースを例外的に認めている。⁹⁾

① 被介入国の承認による介入

第一に、被介入国の承認がある場合を挙げることができる。国家の自由意志を尊重するのが国際法の基本原則であり、これに立脚して被介入国が他国の軍事介入を要請する場合、あるいは軍事介入を承認する場合に、合法的な介入が認められるというのがその核心内容である。このとき、被介入国による承認の類型としては、条約による場合、政府機関の要請がある場合を挙げることができる。

条約による介入(Intervention by Treaty)は、国際法上、非介入原則の例外条項として最も明白に認められるものであり、条約により“平時にも他国の軍部隊を駐屯させる”形態と“平時には他国の軍隊を駐屯させないが、特定の危機状況が発生した時に他国の軍隊の介入を約定

する”という二つの形態に区分できる。前者の例としては「米韓相互防衛条約」を挙げられようし、後者では「中朝友好協力及び相互援助条約」を挙げられる。これは中国と北朝鮮が締結したもので、“他国または国家連盟からの武力侵攻”¹⁰⁾という要件が充たされた場合、中国は北朝鮮に対して合法的に軍事介入を敢行することができる。ロシアは、現時点(1997年10月)では、北朝鮮と新たな条約を結んでおらず、条約による介入は不可能である。¹¹⁾しかし、ロシアと北朝鮮は、1997年1月から新条約制定に向けた協議中にあり、同協議の内容によっては条約による介入が可能となるであろう。¹²⁾

政府機関の要請による介入(Intervention by Invitation)は、特定状況が発生し、自国の力だけでは問題を解決できないとき、その国の政府が他国へ支援を要請してなされる介入をいう。これは内乱勃発時に外国の力を借りて反乱軍を鎮圧する目的からなされることが多く、要請する国家は既存の合法政府でなければならない。新生政府はしばしば交戦団体である場合が多く、このような新生交戦団体の要請による介入は、他国に対する内政干渉として、合法的介入と認められるには限界がある。朝鮮半島の周辺国はみな“北朝鮮政府”の要請時には、合法的に北朝鮮に介入することができる。あるいは北朝鮮国内で内戦が勃発した場合、または国家の供給機能の麻痺等により体制の崩壊が憂慮される場合は、北朝鮮政府は中国など周辺国に支援を要請することができる。それは、北朝鮮政府が住民に対する統制力を喪失した状況であっても、国家的代表性は認定され得るためである。

②自衛権による介入

第二に、自衛権(Right of Self-Defense)による介入を挙げることができる。自衛権とは、国家が自国に急迫した現実の危害を排除し、一定の限度内で実力を行使する権利を言う。¹³⁾これは、国家が自国の存在を保全するための武力行使の権利が認められることを意味する。これは、“国家の基本的権利の本質”をなすとされ、慣習法の中で歴史的に成立したものである。慣習法として認められてきた自衛権は、第二次大戦以降、多くの成文国際法に登場して、より確実な原則として位置づけられることになったのである。¹⁴⁾

「国連憲章」第51条は、“...国際連合の加盟国に対して武力攻撃が発生した場合、安全保障理事会が国際平和と安全の維持に必要な措置を取るまでは、個別的または集団的自衛の固有の権限(Inherent Right)を害するものではない...”とすることにより、自衛権による武力の行使を規定している。¹⁵⁾

ただし、自衛権そのものは、過去にその濫用と関連して多くの議論があり¹⁶⁾、現代ではその要件を厳格に規定されている。¹⁷⁾そうした自衛権行使の要件で、特に問題となるのは“侵害の切迫性”である。“侵害の切迫性”とは、自衛権の行使は切迫した侵害、言い換えれば現存する侵害がなければならぬというものである。しかし、切迫した侵害や現存する侵害の程度を判断する基準と機構がない。この問題は、事態の転移防止や危険予防のような“予防的自衛権”の行使が可能なのかということにまで拡大される。

“事態の転移防止”のための自衛権行使とは、特定国内の内乱等のような混乱状況に隣接国が

被害を受けるおそれがある場合に、これを予防するために軍事介入を行うことを言い、“危険予防”のための自衛権の行使とは、特定国の隣接国に対する武力攻撃の可能性が高い場合に、先制攻撃を行うことを言う。現在一般的に、“事態の転移防止”のための自衛権行使、または“危険予防”のための“予防的自衛権”の行使が認められている。ただし、“危険予防”のための先制攻撃について、やはり合法性の認識に対する反論があり、▲軍の情報手段の高度な発達によって危険を客観的に評価することができ、▲現実的・政治的には同根拠を利用することができるため、規範的な価値判断を越えて行使することができるはずである。¹⁸⁾

また、このような自衛権は、行使形態によって個別的自衛権と集団的自衛権とに区別することができる。個別的自衛権とは、ある国家に対して武力攻撃が発生した場合に、安全保障理事会が国際平和と安全のために必要な措置を取るまで、攻撃を受ける国家自体が自国の存立を維持するために行使する自衛権を言う。集団的自衛権は、ある国家に対する武力攻撃が発生した場合に、その攻撃を直接受けていない国家が、攻撃を受けた国家の防衛措置を取ることができる自衛権として、「国連憲章」により個別的自衛権と分離して規定されている。¹⁹⁾

北朝鮮に限って言えば、自衛権による軍事介入の問題は北朝鮮が南侵した場合、または南侵や武力攻撃の可能性が明白な場合に問題になり得るであろう。詳細については次節で考察することにする。

③人道的目的による介入

第三に、人道的目的による介入を挙げることができる。人権保護の国際化傾向に伴い、人権問題に関して国際社会は、伝統的にこれを国内問題とは見ない。国家は、外国にいる自国民の保護、及び自国内にいる外国人の保護について権利と義務を負っている。²⁰⁾

従って、特定国で大規模な人権弾圧が発生した場合、これを解決するための他国の軍事介入が例外的に認められ得る。特に、大規模な人権弾圧が発生した被介入国に自国民が居住し、それに対して人権弾圧がなされた際に軍事介入することは、外交的保護権の範疇として許容される。もちろん、国際法は、外交的保護権の保護手段として、外交的談判、国際司法手続きの遵守等を優先するよう求めている。よって、外交的保護権に関しても武力の使用は原則的に認められないと見るべきだが、人権弾圧の程度によっては例外的に認められ得ると思われる。

外交的保護権の範疇を逸脱した人道的介入は、原則としてPKOのような国連活動を通じてなされなければならないが、国連がその機能を喪失して介入が不可能な場合、または国連決議を待てないほど時間的に切迫した状況下では、例外的に認められるであろう。

一方、人道的介入の形態についても、やはり個別介入と集団介入を挙げることができる。集団介入の場合は主に国連を通じてなされるが、先に触れたように、被介入国の国民と人権弾圧に直接的な関係がある場合には、個別介入がなされる場合もある。²¹⁾このような人道的目的による介入がその合法性を認められるためには、軍の活動目的が、軍事目的の達成ではなく、人道的救護活動でなければならないであろう。

以上、例外的に認められる合法的な軍事介入について考察してみたが、これらは事実上、各

国が軍事介入を決定し、援用し得る基本的な法的根拠であると言える。そして、国際法上例外的な軍事介入の類型を表にすると、次の<表1>のようになる。

<表1> 国際法上例外的な軍事介入の類型

原則	不可：“非介入主義”			
例外	被介入国の承認		認定 ・条約による場合、政府機関の要請による場合	
	自衛権	伝統的 自衛権	個別自衛	認定 ・歴史的に認められてきた、 国連憲章第51条で規定
			集団自衛	認定 ・国連憲章第51条で認定
		危険 予防	個別自衛	認定(“明白な危険”が要件)
			集団自衛	・集団的、危険予防的自衛権行使の前例がない
	人道的介入		個別介入	認定(濫用の危険が大きい)
			集団介入	認定(国連を通じて介入するのが原則)

4. 軍事介入が考慮され得る北朝鮮急変事態状況の導出

A. 分析状況の設定

北朝鮮急変事態のシナリオはどのようにつくるのか？ 本研究では、北朝鮮の急変事態を特徴づける“変数の索出”と“その変数の組み合わせ”という単純な方法で定型化する。

そこで、まず北朝鮮急変事態を規定する核心要素を変数として想定する。このとき、北朝鮮急変事態に関する変数は一定の政治的・法的意味を内包し、それぞれ軍事介入と関連した国際法的な価値を有するであろう。

次に、その変数を組み合わせることにより、多様な種類の北朝鮮急変事態のシナリオをつくることができる。つまり、北朝鮮急変事態に関連する核心要素の組み合わせから、北朝鮮急変事態のケース別類型ができる。ケースは各変数の法的意味を内包し、周辺国の対北朝鮮関係を考慮する際、それぞれ異なる国際法的位相を見せる。そして、これは該当する周辺国の北朝鮮急変事態時の軍事介入に関連する国際法的大義名分に直結する。換言すると、北朝鮮の急変事態を特徴づける変数の組み合わせに応じて、多様なシナリオを導き出すことができ、また、それぞれの“周辺国の介入に関する国際法的大義名分”を考察することができる、ということである。

本研究では、国際法的な観点から、軍事介入が起り得る状況を中心に北朝鮮急変事態のシナリオを整理する。そして、安全保障の観点から北朝鮮急変事態を議論すれば、軍事的衝突が前提となる。そこで、それに伴う国際法的手続きに従ったシナリオづくりがより合理的であると判断できる。よって、本研究では、要請による介入、自衛権による介入、人道的な介入に直接的につながる北朝鮮の状況を変数として設定し、そのような変数の組み合わせを中心に北朝鮮急変事態を設定する。

B. 主要変数

北朝鮮の体制急変時における周辺国の軍事介入を決定づける主要変数は、研究者の分析方法によって異なる見解が提示され得る。そこで本研究では、北朝鮮の体制急変状況と関連して識別され得る代表的な四つの変数に制限した。

第一に、金正日が権力を掌握するか否か、すなわち、金正日の政治生命である。現在、北朝鮮の権力の核心は金正日と軍部勢力にあり、殊に最高権力者である金正日が事実上北朝鮮の全権を掌握していることは否定できない。金正日の政治生命は、北朝鮮内部の権力構造の変化に直接的な影響を及ぼし、北朝鮮急変事態の程度を決定する要となるであろう。現時点では金正日が北朝鮮の公式政府としての機能を果たしていることを勘案すれば、金正日の政治生命の延

長は、金正日が外国に支援を要請した場合に、「被介入国の要請による介入」が認められ得るという意義をもつ。逆に、金正日の政治生命の終焉は「被介入国の要請による介入」の根拠を喪失させる。

第二に、代替勢力の有無である。金正日の生死とは関係なく、北朝鮮内部に権力闘争が発生した場合、北朝鮮全域を掌握する代替勢力の有無は、政治的にも、現実的にも、また法的にも重要である。代替勢力の北朝鮮地域に対する統制力如何では、公式政府機関として承認される可能性があり、承認の場合は“要請による介入”が認められるであろう。反対に、周辺国の軍事介入との関連で金正日政権が崩壊し、代替勢力が存在しない場合、政府機関の要請による介入は事実上不可能になるであろう。

また、代替勢力の存在は、国際法上の“交戦団体”の問題を生む可能性がある。国際法上承認された交戦団体は、承認国の限定つきで国際法上の主体性を有する。このとき、交戦団体を承認した第三国は、公式政府機関と交戦団体の間で中立の義務を有するため、どちらか一方のための軍事介入ができなくなる。

第三に、大規模流血事態発生の有無である。北朝鮮内部の権力変化の過程は、流血衝突の有無と関連して二つに区分できる。一つは、流血衝突のない権力変化であり、もう一つは流血衝突が発生した場合である。流血事態はその規模によってさらに分類できるが、ここでは、少なくとも“民間人を含む大量人命被害”により人道的介入問題が発生し得る大規模な流血事態と定義する。北朝鮮急変事態時においても、大規模流血事態は周辺国の“人道的介入”の根拠を提供するという点で意義がある。一方、食糧難による飢餓で多くの人命が死に至る場合、または大量難民が発生する場合にも、人道的介入を検討することができるであろう。しかし、単純な食糧難による飢餓の場合、軍事介入による問題解決ではなく、国際機構の食糧支援による問題解決が優先されなければならないはずであり、大量難民は、独立変数ではない大量人命被害や食糧難の結果としての従属変数に該当するため、別途に考察しなかった。本研究では、これを大規模流血事態に含まれる概念として設定したことを予め明記しておく。

第四に、大量破壊兵器の使用有無である。単純に使用可能性があるというだけではなく、大量破壊兵器の使用が切迫した、危険な状況を前提とする。核兵器に関しては、北朝鮮が果たして核兵器を開発したのかどうかについて、まだ確実な解答を求め得ない状況であるが、北朝鮮が、大量の人命を殺傷することができる化学兵器を確保していることは、既に広く知られている事実である。特に、アメリカと日本は、北朝鮮が保有する大量破壊兵器に対して敏感な反応を示しており、軍事介入の決定要素として、大量殺傷兵器の使用は非常に大きなポイントとなるであろう。北朝鮮内部で権力の変化が発生した時、金正日体制守護勢力やその代替勢力が大量破壊兵器を確保し、使用可能となれば、周辺国では国際法上の自衛権の拡大解釈による“予防的介入”の問題が生じるであろう。従って、大量破壊兵器の使用可能性は、周辺国の軍事介入と関連した法的な側面にも、大きな意味を持つ。

C. 変数の組み合わせ

以上、北朝鮮急変事態を特徴づける四つの変数を識別したが、これらの組み合わせによって北朝鮮急変事態の状況は多様に表れる。金正日の権力の有無、代替勢力の有無、大規模流血事態発生の有無、大量破壊兵器の使用可能性など、四つの変数によって表れ得るシナリオを組み合わせると、＜表2＞のように十六通りが導き出される。この16の北朝鮮急変事態のシナリオは、それぞれ異なる国際法的意義を有する。実際に北朝鮮急変事態の発生を仮定し、その形態を予測するのはほとんど不可能であろう。しかしそれでも、対北朝鮮軍事介入を前提とする急変事態の場合に限れば、ここで考察した通りから逸脱しないと思われる。

＜表2＞ 北朝鮮急変事態のシナリオ

備考	急変事態：公権力崩壊															
	金正日が権力掌握								金正日が権力喪失							
	代替勢力有				代替勢力無				代替勢力有				代替勢力無			
	流血 事態 有		流血 事態 無		流血 事態 有		流血 事態 無		流血 事態 有		流血 事態 無		流血 事態 有		流血 事態 無	
	大 量 有	大 量 無	大 量 有	大 量 無	大 量 有	大 量 無	大 量 有	大 量 無	大 量 有	大 量 無	大 量 有	大 量 無	大 量 有	大 量 無	大 量 有	大 量 無
シナリオ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

※大量有：大量破壊兵器の使用及び使用切迫

D. 北朝鮮急変事態のシナリオ²²⁾

シナリオ1：金正日権力掌握-代替勢力有-大量流血事態有-大量破壊兵器使用

金正日による権力掌握の状況下で、一部軍部集団の組織的反乱が起きる。反乱集団はかなりの勢力の支持を得て、金正日によって容易に排除されないほどの力の拮抗を維持する。双方の衝突から民間人を含む大量人命殺傷が発生する。一方、その渦中で、金正日と反乱勢力は、互いに大量破壊兵器の使用によって相手に打撃を与え、あるいは大破壊傷兵器の海外密輸出によって必要な戦費を準備しようとしている。

この場合、金正日は北朝鮮の合法的な公式政府機関と認められ得る。そのため金正日は、反対勢力を鎮圧する目的で“要請による介入”を周辺国に求め得る。一方、代替勢力もまた一定の政治的力を有しているため、その動向次第では交戦団体としての地位を確保できる。さらに第三国による政治的中立の保障、そして周辺国の支持を確保すれば、自らの政治生命を維持してゆくことができる。特に、両勢力に地域的な対立事項があれば、交戦団体の分離・独立問題も発生し得る。

また、同シナリオでは“人道的介入”と“自衛権行使”の問題も提起される。内乱によって大量の民間人が殺傷されれば、周辺国は国連のような国際機構の決議を通じて、介入の法的根拠を得ることができるであろう。しかし、同シナリオは、金正日という既存の北朝鮮政府が存続するという状況設定であり、既存政府の意に反して介入がなされるのは非常に難しい。

一方、同シナリオは大量破壊兵器の使用可能性が高いことから、周辺国に“予防的自衛”の問題を引き起こす。ただし、この場合の“予防的防衛”は“明白な危険”の有無に左右される。言い換えれば、北朝鮮政府及び代替勢力が保有する大量破壊兵器による被害の可能性が濃厚でなければならない。従って、親北朝鮮系の国家では“予防的自衛”の比重は大きくないと思われるが、大量破壊兵器による被害の可能性のある国家には“予防的防衛”の根拠がある。

シナリオ2：金正日権力掌握-代替勢力有-大量流血事態有-大量破壊兵器非使用

金正日による権力掌握の状況下で、一部軍部集団の組織的反乱が起きる。反乱集団はかなりの勢力の支持を得て、金正日によって容易に排除されないほどの力の拮抗を維持する。双方の衝突から民間人を含む大量人命殺傷が発生する。しかし、双方が核または化学武器のような大量破壊兵器を使用したり、密輸出したりする可能性はない。

この場合も金正日の要請による介入、反乱団体の交戦団体としての法的地位確保、人道的介入問題についてはシナリオ1と同様である。しかし、“予防的介入”については異なる。他国に大きな脅威を与える“大量破壊兵器”の使用が予想されないため、一定の形態の武力侵攻以前

での“予防的自衛権”の行使は、“自衛権”の濫用と見なされるべきであろう。

シナリオ3：金正日権力掌握-代替勢力有-大量流血事態無-大量破壊兵器使用

金正日による権力掌握の状況下で、一部軍部集団の組織的反乱が起きる。反乱集団はかなりの勢力の支持を得て、金正日によって容易に排除されないほどの力の拮抗を維持する。しかし、大量流血事態は起きず、双方が大量破壊兵器を有する。金正日と代替勢力の間の衝突は小規模に止まり、両勢力とも北朝鮮全域を掌握できていない。ただし、互いに相手方に打撃を与えるため、または戦争資金準備のため、大量破壊兵器を使用、あるいは密輸出しようとしている。

金正日の権力掌握と代替勢力の存在等は、先のシナリオ1、2と同様である。しかし、大量流血事態が起きていないため“人道的介入”は不可能である。ただし、同シナリオでは大量破壊兵器使用の可能性があるため、周辺国に“予防的自衛権”の問題を引き起こす。

シナリオ4：金正日権力掌握-代替勢力有-大量流血事態無-大量破壊兵器非使用

金正日による権力掌握の状況下で、一部軍部集団の組織的反乱が起きる。反乱集団はかなりの勢力の支持を得て、金正日によって容易に排除されないほどの力の拮抗を維持する。また、大量流血事態や大量破壊兵器使用の可能性はない。

同シナリオは、単に北朝鮮内部の政治闘争であるため、周辺国は介入できない。そのため、被介入国の承認がある場合を除く全ての例外的軍事介入は、その法的根拠を喪失することになる。つまり、これは事実上周辺国に脅威を全く与えず、北朝鮮内部の権力闘争だけが存在するケースである。

シナリオ5：金正日権力掌握-代替勢力無-大量流血事態有-大量破壊兵器使用

金正日による権力掌握の状況下で抵抗が発生するが、それは組織的に発展できず、散発的抵抗に止まる。このとき、金正日勢力は散発的な抵抗勢力を鎮圧するために武力部隊を動員し、反対勢力に大量流血事態を引き起こす。さらに、反乱鎮圧および内部不満の外部への転嫁のために、金正日が大量破壊兵器を使用し、必要経費確保のために大量破壊兵器を流出させる可能性が非常に大きい。

このシナリオは、北朝鮮体制の急変で政治的影響力が弱まり、金正日が北朝鮮全域を掌握できない状況であり、しかも、一定の力をもった代替勢力もまた存在しない状況である。単純な散発的抵抗だけが多数発生し、それらは金正日勢力に比肩するほどの組織力を有していない。この場合、金正日は北朝鮮の合法的な公式政府機関と認められる。従って金正日には、周辺国

の介入を要請して反対勢力を鎮圧する“要請による介入”が可能である。

また、反乱勢力の力が微弱であるため、交戦団体の問題は発生しない。ただ、大量流血事態の勃発によって“人道的介入”が認められるであろう。しかし、公式政府と認められた金正日が北朝鮮を掌握しているために、この大量流血事態は北朝鮮の内部問題であり、周辺国の介入は容易でないであろう。

ただし、同シナリオでは、大量破壊兵器使用の可能性の面から“予防的介入”については議論の余地がある。

シナリオ6：金正日権力掌握-代替勢力無-大量流血事態有-大量破壊兵器非使用

金正日による権力掌握の状況下で抵抗が発生するが、それは組織的な発展に至らず、散発的抵抗に止まる。このとき、金正日勢力は散発的な抵抗勢力を鎮圧するために武力部隊を動員し、大量流血事態が起きる。だが、金正日が大量破壊兵器を使用する可能性はない。

大量破壊兵器使用の可能性がないため、周辺国は“予防的介入”ができなくなる。単に、大規模流血事態と関連した人道的介入のみが問題となるだろう。しかし、先に触れたように、金正日が権力を掌握する状況においては、大量流血事態は国内問題と見なければならず、周辺国が介入するのは事実上不可能であろう。

シナリオ7：金正日権力掌握-代替勢力無-大量流血事態無-大量破壊兵器使用

金正日による権力掌握の状況下で抵抗が発生するが、抵抗は組織的な発展に至らず、散発的抵抗に止まる。このとき、金正日勢力は散発的な抵抗勢力を鎮圧するために武力部隊を動員するが、大量流血事態は発生しない。ただし、金正日は内部不満を外に向けるため、あるいは反乱を鎮圧するための必要経費を確保する目的で、大量破壊兵器を使用または流出させる可能性が非常に大きい。

同シナリオの下では、大量流血事態が発生していないという点で、人道的介入の余地はないと見られるが、ただし、大量破壊兵器の使用可能性があるという点で“予防的介入”はあり得る。

シナリオ8：金正日権力掌握-代替勢力無-大量流血事態無-大量破壊兵器非使用

金正日が権力を掌握している状況で抵抗が発生するが、抵抗は組織的に発展することができず、散発的抵抗に止まる。このとき、金正日勢力は散発的な抵抗勢力を鎮圧する過程で、小規模な人命被害だけをもち、周辺国に対する大量破壊兵器使用の可能性はない。

この場合、周辺国の介入については、金正日の承認による介入を除く一切の合法的軍事介入はその根拠を喪失する。また、同状況下での人道的介入や予防的自衛権についてはその根拠が存在しない。事実上、金正日が周辺国の介入を要請する必要性のない最も安定した状況である。

シナリオ9：金正日権力喪失-代替勢力有-大量流血事態有-大量破壊兵器使用

金正日が権力を喪失し、代替勢力が権力中枢を掌握する。この過程で大量流血事態が発生し、代替勢力の権力掌握後にも反対勢力を排除するための大量流血事態が発生している。また、代替勢力が権力を掌握する過程で、関心を外部に向けるために大量破壊兵器を使用し、必要経費を確保するために密輸出を試みている。

このシナリオは、北朝鮮の体制が急変する状況において、金正日が権力を喪失して政治的影響力を失い、その反面、一定の力をもった代替勢力が存在する場合である。しかし、その代替勢力も北朝鮮全域を掌握することはできず、安定とはいえない状況である。

この場合、代替勢力は北朝鮮の合法的政府機関と認められ得るであろう。その方法が金正日排除、権力奪取という形態であっても、また、金正日が自然淘汰された後の権力闘争での勝利という形態であっても、北朝鮮を代表する代替勢力は、北朝鮮の合法的政府機関として認められ得るであろう。²³⁾そのため、その代替勢力の“要請による介入”は、その合法性を認められ得るであろう。従って、代替勢力は政治的特性として、軍事介入と連動して影響力を発揮することになる。つまり、代替勢力がどのような政治的傾向をもつかによって、軍事介入を要請するかどうか左右されるのである。

一方、現実として、代替勢力が権力を掌握する過程で大量流血事態が発生している。このような大量流血事態によって、周辺国または国連は“人道的介入”が可能になる。代替勢力が存在しても、金正日の正統政府が存在しないため、周辺国の介入は金正日の権力掌握時より容易と判断される。そして、大量破壊兵器の使用が“予防的自衛”の問題を発生させるのは、先に触れた通りである。

シナリオ10：金正日権力喪失-代替勢力有-大量流血事態有-大量破壊兵器非使用

金正日が権力を喪失し、代替勢力が権力中枢を掌握する。この過程で大量流血事態が発生し、代替勢力による権力掌握後、反対勢力除去のために大量流血事態が発生している。しかし、大量破壊兵器の使用または密輸出の可能性はない。

このシナリオでは、代替勢力の要請による介入と人道的介入のみが問題になるであろう。大量破壊兵器の使用可能性がないため、“予防的介入”の合法性確保が難しくなる。

シナリオ11：金正日権力喪失-代替勢力有-大量流血事態無-大量破壊兵器使用

金正日が権力を喪失し、代替勢力が権力核心を掌握する過程に至る。この過程で小規模な衝突だけが発生し、大きな人命被害は発生しない。しかし、代替勢力が大量破壊兵器を使用または密輸出する可能性がある状況である。

大量流血事態がないということは、周辺国が“人道的介入”の大儀名分を通じた軍事介入ができない状況であることを意味する。ただし、大量破壊兵器の使用可能性があるという点で、予防的自衛権による介入が認められ得るであろう。

シナリオ12：金正日権力喪失-代替勢力有-大量流血事態無-大量破壊兵器非使用

金正日が権力を喪失し、代替勢力が権力中枢を掌握する。この過程で、大量流血事態及び大量破壊兵器の使用・密輸出の可能性はない。言い換えれば、金正日に代わる勢力が、特別な抵抗なしに北朝鮮を掌握する過程である。

このシナリオは、純粋な北朝鮮の国内問題と見るべきである。よって、周辺国の軍事介入に関する合法的な根拠はない。人道的介入や予防的自衛による介入の全てがその根拠を喪失する。こうした状況は、シナリオ8の金正日の権力が維持され、大量流血事態が発生せず、大量破壊兵器の使用可能性がない状況と共に、最も安定した状況である。ただ、“要請による介入”のみが問題になるが、それは代替勢力の政治的特性によるであろう。

シナリオ13：金正日権力喪失-代替勢力無-大量流血事態有-大量破壊兵器使用

金正日が権力を喪失して政治的影響力を失う反面、一定の力をもった代替勢力もやはり存在しないケースである。この過程において、全国各地で頻発する小規模な衝突によって大量流血事態が発生しており、北朝鮮が保有する大量破壊兵器の統制ができない状況である。

このシナリオは、北朝鮮の急変事態に関して最も不安定な状況であり、周辺国の介入可能性が最も高い。極端な場合、国家性を完全に喪失した“無主地”に転落することもあり得る状況で、周辺国の介入はほとんど必然と見ることができる。

この場合、代替勢力が存在しないために、どの集団も合法的政府機関とは認められない。そのため、金正日や代替勢力の“要請による介入”は事実上不可能であり、その合法性もまた認められないであろう。北朝鮮を代表し得る権力団体が存在しないために、周辺国の介入を誘発するであろう。周辺国は場合によって、人道的介入や予防的介入を積極的に考慮するであろう。一方、条約による介入と関連して、被介入国政府の存在が失われた後の、介入国による条約援

用の可能性について法理論からの問題提起がなされるだろう。条約による介入がなされるとしても、具体的な介入を検討し合う集団がないからである。従って同状況下では、要請による介入は事実上不可能であると見るべきであろう。介入を要請する主体が存在しないためである。

シナリオ14：金正日権力喪失-代替勢力無-大量流血事態有-大量破壊兵器非使用

金正日が権力を喪失して政治的影響力を失う反面、一定の力をもった代替勢力もやはり存在しない。この過程において、全国各地で頻発する小規模な衝突によって大量流血事態が発生しているが、大量破壊兵器を使用・密輸出する可能性はない状況である。

同シナリオでは、大量流血事態に伴う周辺国の“人道的介入”が問題となるであろう。北朝鮮の内部に公式政府が存在しないため、周辺国は積極的に北朝鮮に対する介入を考慮できるであろう。しかし、“予防的自衛権”という大儀名分による介入は、その合法性を認められないであろう。

シナリオ15：金正日権力喪失-代替勢力無-大量流血事態無-大量破壊兵器使用

全国各地で頻発する小規模な衝突があり、混乱した状況下、たとえ大量流血事態は起きなくても、大量破壊兵器の統制が不可能なことから、その使用または密輸出の可能性は高い状況である。

同状況は、典型的な“予防的介入”の状況である。北朝鮮の内部にはっきりとした政治集団が存在しないことから、大量破壊兵器が全ての周辺国にとって脅威となるため、周辺国は大量破壊兵器を統制するための“予防的介入”を通じて危険を遮断しようとするであろう。

シナリオ16：金正日権力喪失-代替勢力無-大量流血事態無-大量破壊兵器非使用

全国各地で頻発する小規模な衝突があり、たとえ混乱した状況下であっても、大量流血事態は起きず、大量破壊兵器の使用可能性がない状況である。

事実上、政府の統制力が完全に崩壊した混乱状態でありながら衝突は存在しない、という同状況は発生する可能性が非常に少ない。従って、この場合は、韓国の統治権が拡大して、自然な統一が実現される状況と判断されるであろう。

Ⅲ. 北朝鮮急変事態への各国の対応戦略

1. 北朝鮮急変事態への韓国の対応戦略

A. 北朝鮮急変事態と韓国の対応²⁴⁾

北朝鮮の急変事態における韓国の軍事的対応の基本原則は、朝鮮半島の安全と安定の確保を最重要課題とすることである。さらに、北朝鮮急変事態の影響が周辺諸国に拡散しないよう最大限抑制する一方、外交的手段を優先的に使用して危機管理に努める。すなわち、軍事的対応は最小限度に限定し、過剰な軍事行動を自制するという原則を掲げている。また、“朝鮮半島問題の南北当事者による解決”の原則に立脚して、外国による対北朝鮮軍事介入は最大限抑制しなければならないとしている。ただし、自主統一に背かない範囲内において、米韓両国は最大限の緊密な相互協力をし、特に軍事行動の必要性を判断するために両国間の情報協力を強化するよう強調している。

朝鮮半島問題の解決において、政治レベルの主導権は韓国が絶対的に確保するが、軍事作戦の主導権は、韓国軍の軍事的力量を考慮して、米韓間の緊密な相互協力指針に沿う。これが韓国の北朝鮮急変事態解決における基本原則である。同時に、急変事態における軍事介入の決定は、米韓の国家統帥・指揮機構の共同承認に基づいて遂行され、域内関連国家との適切な相互協力もまた必須であることは韓国もよく認識している。

韓国の対北朝鮮軍事介入の基本原則は、国連または個別外交経路を通じて周辺国の承認及び支持を獲得することが前提条件となっている。介入決定の際は、政府レベルで「急変事態によって無政府状態となった北朝鮮の政情に介入することが、国際法と規範に抵触しない措置」であることを内外に明らかにした上で介入を試みるであろう。

万一、北朝鮮が急変事態の只中で韓国侵略を試みれば、韓国は既に構築されている米韓連合防衛体制に基づいて対応するだろう。韓国軍は、北朝鮮の韓国侵略に備えて自主国防力を培養し、臨戦態勢を完備してきた。よって、北朝鮮がいかなる形態で韓国を侵略しても、韓国軍は在韓米軍と共に敵を攻撃、殲滅するであろう。一方で、朝鮮半島に戦争が勃発すれば、アメリカは10個戦闘師団、海兵遠征部隊1～2個師団、10個空軍飛行大隊、中型爆撃機100機、航空母艦5隻を緊急投入すると思われる。²⁵⁾

B. 対応方法

前のⅡ章で整理したシナリオにおいて、軍事的な対応が必要な具体的状況をもう一度整理すると、北朝鮮政府の要請、大量人命殺傷、大量破壊兵器の統制不能等を挙げることができる。特にこのような場合、北朝鮮が無政府状態であれば、さらに積極的な軍事的対応が必要であると判断している。

北朝鮮内部における流血事態発生の際は、大量人命殺傷行為を中止させるための人道的介入を考慮しており、北朝鮮当局あるいは革命勢力が、韓国、CFCや国連など第三者の軍事介入を公式要請する場合に介入可能と見ている。

大量破壊兵器(WMD)の統制能力については、大量破壊兵器使用の兆候をとらえたとき、あるいは実際に使用されたときに、大量破壊兵器が北朝鮮の域外に移される恐れがあるので、核兵器関連の研究、生産、貯蔵、運搬手段の安全を保障するために、アメリカなど周辺国の関心事として重要な介入の大儀名分となるだろう。

このような軍事介入と共に、北朝鮮からの大量の国外流出者が発生する場合、大規模な人道的難民救援作戦の遂行が必要であると判断している。大量の難民が中国・ロシア国境を越えた時には、韓国の軍事的対応は不可能であり、また、不必要と認識しているが、大量の難民が休戦ラインを越えて南下した場合、及び北朝鮮軍が集団で南下した場合には、難民の救助過程で、偶発的であれ北朝鮮の意図であれ、いずれにしても軍事衝突が発生する可能性が存在すると判断している。

また、北朝鮮域内が無政府状態となった場合、北朝鮮人民軍の武装解除、解散、及び移住作戦等を含む吸収統一が避けられない条件が整ったと判断されれば、介入可能と見ている。

さて、北朝鮮急変事態における軍事介入について、韓国の対応は大きく三つに分けられる。

第一に、韓国単独での対応(go-it-alone)である。しかし、これは韓国単独の解決能力が不確実な上、かつ甚大な経済的負担を抱える危険があることから、政策上選択されにくいと判断される。

一例として、北朝鮮内の大量破壊兵器統制が不能となった場合を考えよう。韓国軍の単独作戦で問題解決を試みれば、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の韓国への移転という結果を招き、周辺国の反対は免れないだろう。朝鮮半島の非核化を絶え間なく主張してきたアメリカ、中国及び日本などは、韓国による大量破壊兵器の獲得を容認しないだろう。

第二に、二国連係による対応作戦である。韓国が中国、ロシア、アメリカなど、ある一国と手を結ぶ場合である。事実上、韓国が手を結ぶ国はアメリカであるため、米韓の連係を通じて北朝鮮急変事態を解決することである。しかし、これは朝鮮半島の優越的地位を許容しない他諸国の反対が予想される。

第三に、国連を利用した安定化及び救援作戦の実施である。これは、関係国間との提携と合意が容易ではないと思われるが、最も推奨すべき対応として提示できるであろう。

C. 状況別の軍事的対応

Ⅱ章で国際法上合法的な軍事介入について、想定し得る限りのシナリオを考察してみた。しかし、それらが全て韓国の対北朝鮮軍事介入に直結するわけではなく、あくまでも対北朝鮮軍事介入に関する理論上の類型である。

それならば、先に考察したシナリオが現実となった場合、韓国はどのような政策をとるのが問題となる。そのため本節では、先に考察したシナリオを土台に、軍事的対応を考慮しなければならない状況、及びその内容について考察してみることにする。ただし、中国とは異なり、北朝鮮が急変事態時に韓国に対して介入を要請する可能性はほとんどない。そこで、人道的介入が考慮され得る大量人命殺傷の場合、自衛権が考慮され得る大量破壊兵器使用の場合、そして両者が複合的に発生した場合における韓国の軍事的対応の方向性について考察してみることにする。

(1)大量の人命が殺傷される事態が発生した場合²⁶⁾

先に提示したシナリオでは、大量人命殺傷は多様な形態であらわれると見た。整理すると、第一に、金正日と代替勢力間の紛争による大量人命殺傷の発生(シナリオ2)は、事実上北朝鮮の内乱状況と仮定できる。第二に、金正日と小規模反乱勢力の紛争による大量人命殺傷の発生(シナリオ6)は、事実上金正日による反対勢力弾圧の状況と仮定できる。第三に、金正日が権力を喪失した状況での代替勢力と金正日残党勢力との紛争による大量人命殺傷の発生(シナリオ10)は、代替勢力による金正日残党勢力弾圧の状況と仮定できる。第四に、金正日が権力を喪失した状況で代替勢力もなく大量人命殺傷が発生(シナリオ14)する場合は、北朝鮮内部の少数の政治勢力間で起きる政権争奪戦の状況と仮定できる。

一方、このような四つの状況は、北朝鮮に公式政府が存在するか否かによって対応が異なるであろう。金正日が権力を掌握している、あるいは喪失した場合であっても、代替勢力が北朝鮮を有効に統治していれば、混乱状況はそれほど大きくないと考えられ、軍事介入に対する抵抗も相当大きいであろうから、韓国の介入は容易ではないであろう。しかし、北朝鮮内部に公式政府が存在しない状況であれば、さらなる混乱が予想され、従って軍事介入に対する抵抗は小さく、介入はより容易となるだろう。つまり、北朝鮮に公式政府が存在するか否かによって、韓国の対北朝鮮軍事介入政策は多様な形態で表れるであろう。

大量人命殺傷のように人道的介入が問題になる場合、それは原則として国連など国際機構を通じて行われなければならないであろう。しかし、本来の単一国家として、北朝鮮と特別な利害関係がある韓国としては、より積極的な対応を考慮することができるであろう。ただし、現実問題としては、大量人命殺傷を理由に人道的介入を試みるのは非常に難しいと予測される。次に考察するように、大量破壊兵器の使用がない状況で、人道的介入だけを根拠に北朝鮮に軍事介入を試みれば、国際社会からは承認されにくく、韓国が負う危険があまりにも大きいのである。こうしたことから、大量人命殺傷の対応のためだけ、韓国が軍事介入を試みる可能性は

非常に低いと見られる。ただ、国連レベルでの介入については検討できるだろう。

(2)大量破壊兵器が使用されたり、使用が予見される場合

大量人命殺傷への対応とは異なり、大量破壊兵器に対応する場合、韓国はさらに積極的な軍事介入を考慮すると見られる。それは、先の大量人命殺傷に関する人道的介入とは異なり、韓国にとって直接的脅威があるためである。従って、韓国は状況展開に応じて非常に慎重に対北朝鮮軍事介入を考慮するであろう。このとき、北朝鮮に公式政府が存在するか否かによってその対応は異なるであろう。

まず、金正日が権力を掌握している場合、あるいは喪失した場合でも、その代替勢力が北朝鮮を有効に統治しているのであれば、北朝鮮の混乱状況はそれほど大きくないと見られ、軍事介入に対する抵抗はかなり大きくなるため、韓国の介入は容易でないであろう。しかし、北朝鮮に公式政府が存在しなければ混乱は大きくなり、抵抗は逆に弱くなるため、軍事介入はより容易となるだろう。

次に、北朝鮮の公式政府として、金正日か、またはその代替勢力が存在する場合、それは内外の難関を打開する手段として大量破壊兵器を使用する、または使用をちらつかせることによって経済支援などを確保しようとするであろう(シナリオ3、11)。この場合、韓国は、軍事的な直接対応を自制しつつ、北朝鮮を四者会談など対話と交渉の席につかせるよう努力することを原則的な対応としている。しかし、意図的または偶発的に大量破壊兵器が使用された場合、これは停戦協定に違反する行為に該当するため、それに対する米韓連合同司令部レベルの適切な軍事行動を取ると見られる。

一方、このような北朝鮮の平和破壊行為を非難する国際世論が、対北朝鮮警告及び国連軍派遣を決定する国連決議案につながる場合には、国連軍司令部レベルの軍事対応も可能であると判断している。

さらに、金正日が権力を喪失し、いかなる代替勢力も存在しない状況下で、大量破壊兵器が使用される、または、使用が予見される場合を見てみよう(シナリオ15)。この場合、極度の混乱と無政府状態の中で、大量破壊兵器及び施設に対する統制と安全措置が不能となり、深刻な脅威となる。その上、甚大な直接的被害が予想され、これに対して責任を問う政権が事実上機能喪失状態であるため、適切な軍事的対応が必要であると見るべきであろう。その際、平和破壊への対応であるという点を明確にして、国連を通じた介入の正当性を確保しなければならない。そこで、韓国は既存の米韓連合同司令部または国連軍司令部レベルの対応を考慮するものと見られる。

ただし、あくまで韓国は、北朝鮮が大量破壊兵器を直接使用するまでは、状況安定化のために最大の努力をするであろう。大量破壊兵器使用の兆候だけで北朝鮮を先制攻撃することは、ほとんどないと見られる。韓国は、大量破壊兵器使用の脅威に対して直接的な軍事対応に踏み切るべきか否かを、慎重に決定すべき事項と判断しており、実際使用が差し迫ったという確実な情報が得られた場合であっても、報復の可能性を宣言するなど、政治的対応と空爆準備のレ

ベルで状況安定化に努めるという計画を立てている。すなわち、たった一度の攻撃であっても、韓国側に莫大な人的・物的被害が招来されることを強調して、対内的にDEFCON（緊急防衛体制）発動など万全の準備態勢に突入する一方、国際的には、有事の際、国際法における自衛権発動の合法性をアピールする外交努力を並行して行わなければならない。同時に大量破壊兵器処理の透明性を保証するなど、韓国が自ら取る対応策について、周辺国の積極的支持を得るように努力しなければならないとしている。

結論としては、北朝鮮政権による直接的な大量破壊兵器の使用がない限り、韓国は、特殊部隊の派遣や先制爆撃などの軍事介入は考慮せず、大量破壊兵器が使用されたとき初めて、〇〇〇〇作戦や局地挑発対備計画、忠武計画などに伴う適切な措置を取るものと見られる。

(3)大量の人命殺傷事態と大量破壊兵器統制の必要性が複合的に発生した場合

北朝鮮急変事態の類型によっては、大量人命殺傷による人道的介入と大量破壊兵器統制の必要性がほぼ同時に発生する状況を考慮することができる。このような状況ではさらに積極的な軍事介入が考慮され得るであろう。

しかし、同状況でも無条件の介入ではなく、北朝鮮急変事態の類型に応じて多様な政策を取ると見られる。つまり、このような状況下でも、北朝鮮の公式政府の存在有無は、韓国の軍事介入決定にかなりの影響を及ぼすと思われる。金正日が権力を掌握する場合(シナリオ1)や、金正日が権力を喪失し代替勢力が北朝鮮を掌握している場合(シナリオ9)には、大量人命殺傷の形態が内乱ではなく反対派粛正となり、北朝鮮に対する介入は事実上難しいと思われる。

しかし、この状況での大量破壊兵器の使用及び使用可能性が存在するため、韓国は(1)(2)の状況より強力に対北朝鮮軍事介入を考慮するであろう。さらに、北朝鮮に公式政府がない状況で、大量人命殺傷が発生し、大量破壊兵器の統制が不可能な場合(シナリオ13)には、介入の可能性は非常に高いと判断される。

先に触れたように、人道的介入の必要性に対応するのは、国連の窓口を通じて行うのが最も望ましい。しかし、人道主義的介入の必要性と大量破壊兵器統制の必要性がほとんど同時に進行した場合は、かなり危険な状況とみなしなければならないだろう。よって、国連のような国際機構を通じた問題解決を待つ時間的余裕がないということも起こり得る。

従って、人道的介入の必要性に対する国際世論を喚起し得る時間的余裕がある場合には、国連レベルでの問題解決を待ち、韓国はこれを支援する方法を選ぶ。しかし、そのような時間的余裕がないと判断される場合、韓国は米韓連合同司令部レベルでの対応を推進しつつ、国際世論及び周辺国の支持が得られるよう努力するであろう。場合によっては、まず、大量破壊兵器問題を先に解決し、その後大量人命殺傷に関しては国連レベルでの解決を図ることができると思われる。

(4)状況別・軍事的対応の可能性の評価

以上、シナリオ別に考察した韓国の対北朝鮮軍事介入の可能性を順に評価してみよう。第一

に、北朝鮮に公式政府が存在しない、つまり金正日が権力を喪失し、際立った代替勢力も登場しない状況で、人道的介入または予防的介入の状況が各々または同時に発生する場合には、北朝鮮に介入する可能性が高いだろう。第二に、北朝鮮に公式政府が存在する状況で、予防的介入状況が発生して北朝鮮の大量破壊兵器が使用されれば、これを統制するために軍事介入を考慮するだろう。第三に、北朝鮮に公式政府が存在する状況で、人道的介入が発生する場合、国連のような国際機構を通じて問題を解決しようとするであろう。

このように北朝鮮急変事態時に、韓国は状況類型に応じて積極的な介入を考慮するであろう。しかし、対北朝鮮軍事介入は韓国にとってもかなりの危険要素を含んでおり、性急に行動することはできない。よって韓国は、一次的にアメリカとの合意を通じた北朝鮮問題の解決を試み、その他の周辺国を説得して米韓間の合意事項への同意を求めるものと思われる。

問題は、果たしてこのような韓国の政策に周辺国がみな同意するかということである。これに関して韓国は中国の介入を最

2. 北朝鮮急変事態時の周辺国の対応戦略

A. アメリカの北朝鮮急変事態への対応戦略²⁷⁾

(1) アメリカの対北朝鮮基本戦略

クリントン政権の対朝鮮半島戦略は、一言で言えば「管理戦略」であろう。ある者は、アメリカの対朝鮮半島政策について、“アメリカは朝鮮半島の現状維持を支持する。すなわち分断を望むわけでもなく、統一を望むわけでもない。単に、将来の不確実性を除去するのである”と言及したことがある。これはアメリカが南北韓(韓国と北朝鮮)を全て管理するという“Two Korea Policy”を意味する。

アメリカの官民一致した対北朝鮮認識は、“北朝鮮は過去の冷戦時代とは異なり、非常に弱い”というものである。アメリカは、北朝鮮は韓国に対して戦争でも、また平和でも敗北するため、ただ緊張の維持だけを生きる道としている、と判断する。

そのため、アメリカの対北朝鮮政策は、北朝鮮の唯一の生存武器である“緊張”という毒素を除去することにおかれている。このような観点から見ると、アメリカの北朝鮮軟着陸政策をめぐる論争は無意味だ。問題は、果たして北朝鮮がアメリカの予測通りに変化するのかということである。米朝間の核交渉、ミサイル交渉、化学兵器禁止協定への北朝鮮加入要求なども同様である。北朝鮮が緊張維持の手段とできるのは、武器の生産と輸出しかない。よって、アメリカは多少の経済的利益を北朝鮮に保障しても、北朝鮮の核やミサイルや化学兵器の透明性を確保して、これ以上脅しと交渉手段にできないようにしようとする。

長期的に見れば、アメリカは北朝鮮に市場経済と民主主義を移植しようとしており、朝鮮半島の統一問題が国際的な性格を帯びることは止むを得ないと認識している。現在、アメリカは、経済面で対北朝鮮進出を積極的に企てようとはしておらず、国政においては北朝鮮を敵性国家に分類し、経済制裁を加えているが、北朝鮮が対米関係改善の積極的意志を示すのであれば、これに応じるものと思われる。

従って、北朝鮮の韓国侵略や、または急変事態のような最悪の状況が発生しない限り、結局アメリカは北朝鮮を包容しようとすると思われる。

(2) 北朝鮮急変事態時のアメリカの対応戦略

北東アジア地域に対するアメリカの短期的な最優先戦略は、自国の経済利益とこれを裏づける地域の安定確保だと見ることができる。よって、アメリカにとっても、北朝鮮の体制の急激な変化はそれほど望ましくはない。しかしながら、北朝鮮の急変事態が取り返しのつかない統制不能状況に至り、軍事紛争が発生する可能性が生じた場合には、アメリカは主導的に介入すると予測される。

脱冷戦時代となって強大国間の大規模戦争の可能性は減少したが、不安定性と不確実性が増

大するにつれて地域の安定を脅かす急変事態の可能性はむしろ増したとアメリカは判断している。そして、これに備える必要性を強調している。この脈絡から、朝鮮半島状況についても北朝鮮の韓国侵略による戦争の可能性に備える一方、北朝鮮内部の事情による急変事態発生の可能性も重視している。

アメリカは、「安定と支援作戦」(Stability and Support Operation, SSO)²⁸⁾を通じて、同時多発的に起きる急変事態に対処し国益を守護することを明らかにしている。つまり、ならず者国家(rogue state)が地域の安定を阻害する場合、海上封鎖を通じた制裁や局地攻撃など、SSOを遂行して阻止するということである。アメリカは最近、経験と収集された諜報を基にして、今後15年から20年の間、同作戦の遂行頻度が高いと見通している。アメリカのこのような作戦概念は、朝鮮半島の急変事態にも適用される。アメリカのSSOが適用される可能性がある朝鮮半島の急変事態とは、

- ① 大量破壊兵器の統制が不可能な状況、
- ② 北朝鮮からの大量難民発生で越境者たちをめぐる軍事的対応が必要となった状況、
- ③ 北朝鮮内部での流血事態によって人道的介入が考慮される状況、などである。

アメリカはこのような状況に直面した場合、次のような原則に従って対応する。第一に、最も重要な原則として、混乱状況に乗じた北朝鮮の対韓挑発を抑制する。第二に、無秩序状況を北朝鮮内部に限定し、転移を防止することによって、大規模戦争の可能性を除去する。第三に、北朝鮮内部の事態を早期に安定化させる努力をし、必要時に適切な国際的相互協力を誘導する。第四に、北朝鮮の大量破壊兵器の拡散を統制する。最後に、長期的に朝鮮半島の統一を追求する。

この中でも、アメリカが、北朝鮮内部の急変事態による地域安定の阻害要素のうち最も憂慮しているのは、大量破壊兵器の統制不能状態である。この状態は、大量破壊兵器が偶発的、計画的に使用され、第三国に搬出される場合を含む。アメリカはこれを抑制するために最善を尽くすと見られ、必要時には、SSO概念の局地攻撃が大量破壊兵器の拡散抑止のために運用される可能性もある。米韓間で毎年行う「平和米韓安保政策開発演習」において、このような可能性が十分に打診された。同演習でアメリカ側の参加者たち²⁹⁾は、北朝鮮の大量破壊兵器が海外流出した際の対応策として、

- ① 国際機構による対北朝鮮非難声明活動、
- ② 米朝核合意に伴う恩恵措置を留保する立場の表明、
- ③ 日本を通じた対北朝鮮送金の中断、
- ④ 対北朝鮮経済制裁措置の強化、
- ⑤ 中国を利用した北朝鮮の輸出中断の誘導、
- ⑥ 大量破壊兵器の海外流出を敢行した際の武力対応、空中・海上封鎖及び迎撃などを提案した。

アメリカ側のこのような態度は、大量破壊兵器を深刻に捉え、その対処に万全を期して、必要時には先制攻撃も可能だというQDR(Quadrennial Defense Review=四カ年国防企画書)、NDP報告書(National Defense Plan)、および1998年定例報告書の主張の延長線上にあるもので、ア

アメリカの関心がいかに大きいかをよく示している。

NDP報告書によれば、急変事態に対処するために投入する兵力は、兵力投入能力を転換すべきだと主張する。特に、地域の強大国の周辺に火急に兵力を投入しなければならない場合、また、敵軍が多くの犠牲を払うことを甘受する場合、兵力投入は容易でないと見込んでいる。この場合、投入期間を最短にして主導権を確保する一方、最小の犠牲で目的を達成できる投入形態を開発するよう提案している。³⁰⁾

B. 日本の北朝鮮急変事態への対応戦略

(1) 日本の対北朝鮮基本戦略

日本は、シンポ、ウォンサン、ハムフンなど東海(日本海)沿岸地域を中心に、重化学工業基地の建設と経済開発の青写真を北朝鮮に提供することにより、北朝鮮を日本の後背地にして長期的な利益を追求する意志を見せている。

北朝鮮問題に関する限り、日本は多様なカードを手にはしている。北朝鮮が切実に必要とする国交正常化資金や毎年300万トン以上残る米などを活用して、多様な政策を繰り広げることができる。特に国交正常化に際して支払う請求権資金は、日本企業にとって、対北朝鮮進出のための確実な安全弁の役割を果たすであろう。

長期的に、日本は北朝鮮に地域拠点を設けようとすると思われる。日本が国交正常化交渉の反対給付として、北朝鮮内の特定地域を勢力拠点とする可能性があり、北朝鮮は北朝鮮で、韓国の現代グループの企業に金剛山(クムガンサン)開発を委託したように、一定地域を外国に委託管理させて開発する戦略を模索していることを見れば、両国の見解が一致し得るであろう。

委託開発に際して、最も有力な地域がウォンサンである。日本がウォンサンに関心を持つ理由は、第一に、大陸に通じる進出路を確保することができ、第二に、ウォンサンを確保如何が、21世紀の日本の国家戦略として設定された海洋大国化と関係するためである。すなわち、日本が自国の防御網を北朝鮮地域にまで拡大することにより、今後予想される中国との覇権争いにおいて有利な位置を掌握することができるためである。

最近、北朝鮮のミサイル開発のために両国関係は疎遠な状況であるが、それまではナジン・ソンボン地区の開発により北朝鮮を訪れる日本企業の関係者の数は増加の一途をたどっていた。よって、北朝鮮に急変事態が発生する場合、日本としても相当な関心と介入の意志を隠せないだろうと思われる。

(2) 北朝鮮急変事態時の日本の対応戦略

北朝鮮の体制が急変した際、日本が朝鮮半島に自衛隊を派遣して事態を主導的に解決する可能性は、現在の北東アジア情勢や日本の憲法などを考慮するとき、ほとんどないと見るべきであろう。しかし、北朝鮮の急変事態時に、米韓の対応を間接的に支援したり、国連を通じて介

入に参加することは、日本としても希望している。

日本は、北朝鮮の急変事態が自国の安全保障に重大な影響を及ぼすにもかかわらず、軍事的な介入には限界があるという点をよく自認していると思われる。それもあって日本は、1997年の日米防衛協力指針の改正を通して、朝鮮半島有事の際の自衛隊派遣を模索しているとみられる。また、日本の国連安保理常任理事国入りが実現すれば、日本は国連軍の資格で派兵することも可能であろう。

北朝鮮の急変事態と関連して、特に日本が関心を見せているのは、北朝鮮を脱出した難民の日本国内への流入と、朝鮮半島にいる自国民の救出などである。日本は北朝鮮急変事態時に、日本に脱出した北朝鮮難民のための収容所を設置・運営すると思われ、人道主義の原則の下で北朝鮮難民の身柄を処理すると思われる。しかし、北朝鮮の内部状況について政府レベルで言及することは自制し、確実な立場表明を留保している。“北朝鮮内部の状況が朝鮮半島の平和を阻害することなく円満に解決されることを望む”という原則論的な立場を表明しているだけである。

北朝鮮の急変事態時に、韓国内に居住している、あるいは旅行中の自国民を安全に救出するために、日本はそれなりの救出計画を立てている。その概略を考察すると、韓国内にいる日本人の安全確保と本国輸送のため、米韓両国に適切な措置施行を要請する一方、民間航空機を臨時増便する許可、大量輸送のための大型船舶の提供が不可能な場合、海上保安庁所属の大型船舶の韓国入港許可、上記船舶の安全運行のための護衛艦艇の提供、護衛艦艇提供のゆとりがない場合、韓国政府が許可するのであれば日本の海上自衛隊が護衛任務を担当すること、などを計画していると思われる。

実際に、北朝鮮急変事態が発生する場合、日本はアメリカとの緊密な連係を通じて、事態解決に図ろうとすると思われる。アメリカもやはり、韓国との共同対応以外にも、在日米軍の一部を朝鮮半島に移動させるために、日本の後方地域支援を必要とするであろう。このような両国の利害は、日米防衛協力指針によく表れている。³¹⁾ 詳しい内容については次章で考察してみることとする。

C. 中国の北朝鮮急変事態への対応戦略

(1) 中国の対北朝鮮基本政策

中国は、国家最高目標である経済発展と四つの現代化を成功裡に推し進めるためには、平和で安定した外部環境が欠かせないという判断の下に、主要強大国及び周辺国家との経済協力と外交関係を拡大している。中国の対朝鮮半島政策の基調はこのような中国の国家戦略上の必要によって形成されていると見るべきである。

中国は、改革・開放の推進とソ連の脅威の消滅によって、国家戦略と安全保障環境の根本的な変化を経験することとなり、それに伴って中国の対朝鮮半島政策及び対北朝鮮政策は大きく

変化することになった。すなわち、中朝関係は冷戦期の社会主義的同質性に基づいた特殊な支援関係から、脱冷戦によってよって国家の実益に立脚した普遍的で互恵的な関係へと転換しているのである。

ただし、中国は、依然として北朝鮮を戦略的な緩衝地域であると認識しており、朝鮮半島で急変事態が発生した場合、難民の流入、武力衝突、経済的損失など、大きな被害があるだけでなく、朝鮮半島が統一された場合、北東アジア秩序の再編が不可避なものだと判断している。また、中国指導部は現在、北朝鮮の国内状況と経済・食糧難が朝鮮半島の安定を阻害する可能性があると見て、北朝鮮の体制維持をある程度支援することが朝鮮半島の安定化の助けとなり、中国の国家目標に合致すると判断している。

しかし、脱冷戦期に入って、中国と北朝鮮は、国家目標・国家戦略及び政策上、かなりの差異を見せ、相異なる国家利益のために過去に比べて両国間の政策協調が難しくなっており、1990年代の両国の政治・外交及び軍事安保関係は、行き詰まり傾向にあるのが事実である。

(2)北朝鮮急変事態時の中国の対応戦略

中国は、米韓の北朝鮮急変事態への対応に関して、最も重要な変数の一つだと思われる。北朝鮮急変事態への対応として中国は、体制急変以降の状況が、自国の持続的な経済成長とそれを裏づける地域の安定確保、さらに統一された朝鮮半島と中国との国境地域の安全確保に有利な状況をつくれるよう、それを優先目標として設定するだろう。このために中国は、急変事態の早期解決と否定的な波及効果拡散の阻止、外部による介入の最小化あるいは遮断を目指すと思われる。また、中国の朝鮮半島に対する影響力を強める機会として活用すべく、米韓関係の弱化による立地確保などを図るであろう。

さらに、中国は長期的に、全ての脅威に対する抑止と、可能な限り優越した力の均衡を確保できる軍事力の維持を図ると思われる。このため東北地域に強力な軍事力を維持して領土への脅威に対処する一方、米軍撤収と朝鮮半島非核化を要求することもあり得ると予想される。

北朝鮮急変事態に関連して、中国は、“兄弟国内の不幸な状態が円満に解決されることを願う”という原則論的な立場を表明しており、北朝鮮の内部事情に対する具体的な言及は避けている。その反面、北朝鮮に対する米韓の軍事力使用の可能性に対しては敏感な反応を見せ、明白に反対している。北朝鮮内部の問題解決の過程において、周辺国や韓国の不必要な介入に反対し、“朝鮮半島以北の安定が軍事的脅威を受ける状況に至るならば、中国は「中朝友好協力相互援助条約」に依拠した多角的な対北朝鮮支援を考慮”するという表現で、北朝鮮に対して軍事力が使用された場合の、中国の軍事介入の可能性を示唆している。

中国の現代国際関係研究所が分析した「北朝鮮崩壊の可能性と中国の対策」では、内部統制不能、難民流出、内乱など、多様な北朝鮮崩壊のシナリオを予想していると伝えられている。北朝鮮の経済難によって大量の難民が発生した場合、中国は、国境線と海上封鎖などの措置を周辺国と協調して実行するであろう。しかし、金正日体制に挑戦する内部勢力が形成された場合、「アメリカは中国と共に介入するであろう」というアメリカ側の資料に対しては、中国は

結論を留保している。

一方、北朝鮮急変事態時に大量の難民が発生した場合、中国は即刻、中朝国境地域に二個師団を追加配置し、越境難民たちに対しては、国境を接する地域に収容所を設けて管理しながら、身柄の処理について北朝鮮側と接触を試みると予測される。

D. ロシアの北朝鮮急変事態への対応戦略と軍事介入の法的根拠

(1) ロシアの対北朝鮮基本政策

ロシアの対北朝鮮政策の長期的な一次目標は、交易市場の拡大と資源開発を通じて自国の経済を改善してゆくことである。そして、ロシア政府の北東アジアに対する一次的な関心事は、経済的發展のために情勢を活用することと、国際政治における影響力の回復を図ることと見られる。

ロシアは、アメリカ、中国、日本と比べて相対的に北朝鮮に対する接近に消極的である。それにもかかわらず、ロシアは、北朝鮮が60億ドルと推算される対ロシア債務を履行する能力がないという判断から、韓国企業をターゲットにして、北朝鮮に対する債権の確保に力を注いでいる。また、統一後の債権確保と北朝鮮内の土地確保を目的に、償還が済んでいない債権を手段として北朝鮮との合作会社構想に関心を見せている。

ロシアは、口朝国境地域の開放と協力、ナジン・ソンボン経済特区開発への参加、両国間の経済科学技術協力委員会を通じての産業技術と貿易協力、そして旧ソ連時代の対北朝鮮債権などを活用して、北朝鮮進出を企てている。たとえば、まだ償還が終わっていない債権の代価として、ナジン・ソンボン地域の精油工場を利用したプロジェクトであるとか、ソ連式の鉄工所の基準で完工されたキム・チュク製鉄所に対して債権者として参加するということなどである。

(2) 北朝鮮急変事態時のロシアの対応戦略

軍事的側面からロシアは、経済的潜在力を保つための域内における軍事的均衡の維持を望み、域内の非核化、特に日本及び統一された朝鮮半島の非核化を希望していると思われる。

北朝鮮急変事態時にロシアは、解釈の幅を最大限広くして介入の根拠を見出し、既得権益を確保しようとする予想される。これに伴って、必要とあらば軍事介入までも考慮するであろう。実際、北朝鮮内部で急変状況が勃発した場合、朝口国境地帯に一個師団を増強配置して、必要に応じて自国の利益を極大化するための軍事行動を敢行すると思われる。

また、ロシアの置かれた立場が、現実問題として、北朝鮮の急変事態を主導的に解決できるものではないことを十分に理解している筈であるから、直接、北朝鮮急変事態によって発生した問題の解決を図るよりは、周辺国間の葛藤を仲裁する役割を自認する可能性が非常に大きいと予測される。

一方、ロシアが、統一された朝鮮半島の軍事力と日本の軍事力に対して敏感な反応を見せて

いることを勘案する時、統一された朝鮮半島と日本の軍事力減少に寄与することを条件に、域内の米軍駐屯も受け入れると思われる。すなわち、アメリカと比べて劣勢であることは認めつつも、相対的な中国、日本の優越的影響力が排除された安定した朝鮮半島を希望すると思われる。

北朝鮮脱出難民と大量破壊兵器に関する各国の対応戦略を整理してみると、次の<表3>の通りである。

<表3>北朝鮮急変事態時の各国の対応戦略

状 況		
国 家	大量難民発生時	大量破壊兵器の統制が不能
韓 国	難民を積極誘致	軍事力の使用を積極検討
アメリカ	難民流出防止 及び 北朝鮮内部への残留誘導	軍事力使用の可能性は 排除しないが、 使用基準に対する 曖昧性と柔軟性を維持
中 国	難民収容所を設置・運用 国境地域兵力を増派	韓国或いは米韓両国が 軍事力を使用する場合、 軍事介入の可能性示唆
日 本	難民収容所設置・運用	自国民待避のための 自衛隊派遣を検討
ロシ ア	国境地域に兵力増派	朝鮮半島における影響力を 強化するために、 事態解決の仲裁を試みる

Ⅳ. 周辺国の軍事介入の可能性に対する評価と問題点

1. 状況別に見た、周辺国の軍事介入の可能性に対する評価

A. 北朝鮮急変事態時に周辺国が軍事介入する可能性に対する評価

Ⅱ章で考察した北朝鮮急変事態に関する各シナリオごとに、周辺国による軍事介入の合法性を土台として、その可能性を評価してみる。軍事介入の合法性と各国の基本戦略に応じて、軍事介入の可能性を整理すると、〈表4〉の通りである。

〈表4〉の構成について説明すると、まず、各状況において、該当要件として軍事介入時に合法性が認められる場合を○とした。一方、周辺国による軍事介入の合法性が認められると同時に、該当根拠として周辺国が軍事介入を試みる可能性が大きい場合には◎、合法性は認められるが、合法性認定の条件を満たす可能性が小さい場合には△、合法性は認められるが、合法性認定の条件を満たす可能性がほとんどない場合には？とした。また、各状況において軍事介入の合法性が認められない場合には×とした。

B. シナリオ別に見た各国の軍事介入の合法性とその可能性

(1) アメリカ

アメリカは北朝鮮との間で軍事介入に関する条約を締結していないため、条約による介入はできない。

被介入国の要請による介入については、二つに分けて考察できる。まず、金正日が引き続き権力を掌握する場合、アメリカは金正日から代替勢力を鎮圧するための介入要請を受けるまでは合法的に介入することができない。しかし、それでも、金正日に対する組織的代替勢力が存在し、両者間の対立が地域的に一定期間持続すれば、アメリカは代替勢力を交戦団体として承認し、金正日と代替勢力間の法的関係に介入することができる。³²⁾ また、金正日が権力を喪失して、代替勢力が存在する場合、アメリカは代替勢力の要請により介入することができるだろう。すなわち、代替勢力が親米的性格を有した組織としてアメリカの介入を要請すれば、アメリカは同代替勢力に対する政府承認³³⁾をした後、北朝鮮に対して軍事介入をすることができるだろう。しかし、金正日が権力を喪失して、代替勢力もまた存在しない混乱状態であれば、要請による介入は根本的に不可能であろう。

予防的自衛権については、北朝鮮急変事態の渦中における内乱での大量流血事態の発生は、隣接国に脅威を与えるため、その程度によっては“予防的自衛”が認められ得る。しかし、問題は、アメリカが朝鮮半島における予防的自衛権の行使主体になり得るかということにある。

<表4>シナリオ別に見た周辺国の対北朝鮮軍事介入の合法性

備考		急変事態：公権力崩壊															
		金正日の政治的生								金正日の政治的死							
		代替勢力有				代替勢力無				代替勢力有				代替勢力無			
		流血有		流血無		流血有		流血無		流血有		流血無		流血有		流血無	
		大量有	大量無	大量有	大量無	大量有	大量無	大量有	大量無	大量有	大量無	大量有	大量無	大量有	大量無	大量有	大量無
米 国	条約による介入	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	要請による介入	?	?	?	?	?	?	?	?	△	△	△	△	×	×	×	
	予防的自衛権	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	◎	×	◎	
	人道的介入	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	×	×	◎	◎	×	
中 国	条約による介入	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	要請による介入	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	×	×	×	
	予防的自衛権	△	×	△	×	×	×	×	×	△	×	△	×	◎	×	◎	
	人道的介入	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	×	×	◎	◎	×	
ロ シ ア	条約による介入	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	要請による介入	△	△	△	△	?	?	?	?	△	△	△	△	×	×	×	
	予防的自衛権	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	
	人道的介入	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	×	
日 本	条約による介入	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	要請による介入	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	予防的自衛権	△	×	△	×	△	×	△	×	△	×	△	×	△	×	△	
	人道的介入	△	△	×	×	△	△	×	×	△	△	×	×	△	△	×	

米韓連合防衛体制の基礎をなす米韓相互防衛条約は、条約当事国が武力侵攻を受けた場合に限定している。従って、北朝鮮に一般的な“予防的自衛”が認められ得る状況が勃発した場合でも、自衛権の特性上、それが韓国に直接的な脅威を及ぼすものであり、韓国との関係なしにアメリカが単独で介入することの合法性を認めるのは難しいであろう。にもかかわらず、アメリカが“予防的自衛”を根拠に単独介入すれば、それは“集団的自衛権”の行使となる。しかし、歴史上、予防的自衛のために集団的自衛権を行使した例は見出せないため、事実上不可能と見るべきであろう。

最後に、北朝鮮内で“大規模な流血事態”が発生した場合、アメリカは人道的介入を考慮することができるであろう。しかし、人道的介入の場合、国連レベルでの介入が原則であるため、アメリカ単独で介入するのは難しい。ただし、国連を通じた介入が拒否権の行使で不可能になった場合、アメリカの単独介入も考えられ得るであろう。

アメリカの合法的な対北朝鮮軍事介入の状況をシナリオ別に考察すると、“金正日権力喪失—代替勢力無”の場合に、軍事介入が最も容易であると思われる。なぜなら、その場合が軍事介入時の組織的な抵抗が最も小さく、国家統制機関の完全崩壊によって介入の危険性は“金正日権力喪失—代替勢力無”以外のケースに比べて非常に大きいのである。

(2) 日本

日本の“自衛隊”の軍事能力が世界最高水準であることは誰も否定できないであろう。しかし、憲法上、日本には“軍隊”がないこともよく知られた事実である。このため被介入国の承認による介入は、現行の日本国憲法の条項に反し、法的に不可能である。

しかし、予防的自衛権については異なる。先に触れたように、自衛権は“全ての国家の基本的権利”である。日本にも自衛権はあり、そのために自衛隊をつくったのである。北朝鮮が保有する長距離射程のミサイルによる核、または化学兵器攻撃が差し迫った場合は、日本もやはり“予防的自衛”が可能だといえる。しかし、北朝鮮の大量破壊兵器の脅威が日本だけに限定されることは事実上なく、それは韓国またはアメリカにも向けられるのであるから、米韓と連絡した“予防的自衛”が行われなければならないであろう。米韓が北朝鮮に介入する場合、日本は、“海上支援”、“医療支援”などといった非戦闘機能を支援する可能性が大きい。

人道的介入においても、日本は単独で介入することができない。従って、国連のような国際機構を通じて、間接的に介入する方法のみが可能と判断される。

(3) 中国

中国の場合、条約による介入については、北朝鮮と“中朝友好協力及び相互援助条約”を締結しており、他国の介入がなされた場合、いつでも北朝鮮に対して介入することができる。

被介入国の要請による介入については、金正日の要請は北朝鮮政府の公式要請になり得ることから、金正日が中国に介入を要請し、これによって中国が介入すれば、それは合法と認められ得る。また、金正日が権力を喪失して代替勢力が権力を掌握する場合でも、代替勢力の要請により介入できるであろう。反面、代替勢力が親米的性格を有している場合には、中国は要請による介入をなし得ないであろう。

予防的自衛権については、北朝鮮が大量破壊兵器を確保した状況下で、その脅威の程度に応じて“予防的自衛権”の行使が認められ得るであろう。しかし、中国に対して北朝鮮が大量破壊兵器を使用する可能性は、ほとんどないと見るべきであろう。ただし、金正日と代替勢力間の対外関係によっては、中国に敵対する勢力が存在する可能性があり、その勢力が中国に対して大量破壊兵器を使用する可能性を全く否定することはできない。しかし、そのような状況が

訪れない限り、中国が受ける大量破壊兵器使用の脅威はアメリカや日本などのそれとは異なるため、合法性が認められるのは難しいであろう。また、北朝鮮急変事態時に、中国が他国の介入に先んじて北朝鮮に対する強制介入を試みることはない判断される。

人道的介入が可能か否かは他国と同様である。ただし、同状況下で北朝鮮の要請による介入が行われた場合、国連を通じた人道的介入に反する可能性がある。

(4) ロシア

ロシアの場合、条約による介入については、北朝鮮と新しい条約を締結していないため、現時点(1997.10)では不可能である。

被介入国の要請による介入については、先に考察したように、金正日の要請は北朝鮮政府の公式要請となるため、金正日がロシアに介入を要請し、それに従ってロシアが介入すれば、合法と認められ得る。ただし、ロシアに対して金正日が介入を要請する可能性は、中国に比べて小さいものと見られる。

北朝鮮による大量破壊兵器使用の可能性が高い場合、ロシアは予防的自衛権による介入を行うことができるが、ロシアに対して北朝鮮が大量破壊兵器を使用し得る状況が生まれるのは難しいものと思われる。

一方、人道的介入についてはアメリカ・中国と同様である。

C. 評価

結果として、<表4>の内容を考察すると、北朝鮮急変事態時の合法的な軍事介入の根拠は、中国、ロシア、アメリカ、日本の順である。また、現実問題として合法的な対北朝鮮軍事介入の可能性を考察してみると、中国、アメリカ、ロシアの順である。合法性に関しても、周辺国に比べて中国はより対北朝鮮軍事介入が容易であることがわかる。

しかし、以上のような合法性の考察は、法レベルでの問題であり、現実的な軍事介入の決定にあたっては、各国の安全保障・経済利益が最優先されることは、既に言及した通りである。同時に、いくら国益上軍事介入が要請されても、合法的な根拠がなければそれは不法侵入でしかなく、却って現実的不利益を生じるという点で、法を全く無視することもできないという、現実的利益と合法性との二律背反を呈する。結局、周辺国は、いかなる形態の対北朝鮮軍事介入時にも、自国の介入を合法化させようとするし、そのために<表4>で考察したそれぞれの介入の根拠を選択しながら考慮するであろう。

一方、北朝鮮に対する軍事介入の方法は、単独介入、周辺国による共同介入、国連を通じた介入の三つに分類できる。被介入国の承認による介入と予防的自衛権による介入は、単独介入の形態でなされる可能性が大きく、人道的介入の場合、国連を通じてなされる可能性が大きい。しかし、こうした介入の形態は、やはり周辺国の対北朝鮮軍事介入に関する利害関係、北朝鮮の処理問題に関する利害関係などと関連して、多分に流動的に変化し得るであろう。

2. 周辺国の介入にあたっての国家間の葛藤

A. 周辺国の介入可能性に対する韓国の基本認識

韓国は北朝鮮急変事態の安定的解決と共に、さらに可能であればこれを朝鮮半島統一に繋げようという意志を持っている。そのため、韓国の立場からは、北朝鮮の急変事態時における周辺国のゆき過ぎた介入は、韓国主導の統一実現の障害になり得ると判断している。従って、韓国は、北朝鮮急変事態時の周辺国の介入を最小化するよう政策を推進することを原則としている。

では、韓国の基本認識を各国別に考察してみる。

まず、アメリカについて。韓国は、北朝鮮急変事態時にはアメリカが一定の役割を担うことを予測し、アメリカの介入阻止は現実的に難しいとも認識している。アメリカは停戦協定の関連で国連軍司令部の役割を代行しており、韓国が保有できない戦略情報の収集能力を持つ。そして、何より米韓連合防衛体制の当事国として、戦時の作戦指揮権を握っている。従って、北朝鮮の急変事態が発生した場合、韓国がアメリカを排除したまま独自の行動をとることは事実上不可能であり、韓国の国益にもそぐわないと認識している。ただし、韓国が憂慮するのは、北朝鮮の急変事態時にアメリカが韓国と異なる政策を取るのではないかという点である。これは次章で考察する。

次に、日本について。韓国は、北朝鮮急変事態時には日本も一定の形態の介入を望んでいると判断している。北朝鮮急変事態が朝鮮半島の内戦に発展した場合には、在韓日本人の身辺保護と安全な待避のために、また北朝鮮がミサイルで自国を攻撃した場合には、自衛権行使の意味でも日本は介入の根拠を確保していると判断する。さらに韓国は、北朝鮮急変事態時に日本が米韓と連携して、在日米軍の後方支援、後方で物資輸送、朝鮮半島周辺海域での海上難民の救助活動や収容などといった一定の役割を果たすことができるとしている。しかし、日本が北朝鮮の急変事態に介入しすぎることには原則的に反対しており、これについては、米韓連合防衛体制とアメリカの役割を通じて自然に調整され得るとしている。

そして、ロシアについて。韓国は、北朝鮮急変事態が発生した時、ロシアが北朝鮮、韓国両国に滞在する自国民の安全確保と、隣接国である北朝鮮の混乱状態が国境を越えて転移するのを阻止するという点から、介入を主張する可能性があるとも認識している。同時に、ロシアの介入は前述の日米の介入とは異なり、むしろ否定的であるとする。よって、北朝鮮急変事態時には、ロシアの介入を阻止すべく政策を推進すると判断される。

最後に、中国の介入に対する韓国の認識である。韓国は、中国が北朝鮮内部の無秩序状況と大量破壊兵器による脅威を認知した時、米韓による「以後、中朝の国境線の安全を保障する」という表明を信頼して、韓国の合同参謀本部あるいは米韓連合司令部主導の軍事介入を賛成または黙認するならば、韓国の合同参謀本部あるいはCFCが主体となって、北朝鮮の大量破壊

兵器の使用に対して報復し、使用可能性を粉砕するという目的で軍事介入を果たすことが可能だと判断している。

しかし、中国が、北朝鮮の大量破壊兵器の脅威に対する韓国または米韓両国の介入を容認せずに、同様の介入を主張するならば、韓国は大量破壊兵器による直接被害に対して自衛権を行使する目的だけに介入を自制し、北朝鮮の体制の崩壊を待つ方が望ましいと考えている。要するに、中国の同意がなければ、予防的自衛権の行使は難しいと判断しているのである。

このような認識から、韓国は、北朝鮮急変事態時の中国の介入に対して憂慮しており、引いてはアメリカと協力して中国の介入を阻止するという立場である。また、その方策を講じている。

中国の介入阻止方策とは、台湾海峡危機(1958年)のように、介入初期に強力に対応して、中国の意図を無力化させるものである。台湾海峡危機の際、アメリカは、台湾に対する確固たる防衛意志を表明して、海兵隊を含む特殊部隊を派遣し、ロケット発射施設を建設する一方、7隻の航空母艦と3隻の巡洋艦、40隻の駆逐艦を含む130隻の戦闘艦を台湾海峡に派遣した。このような米国の迅速で積極的な対応は、中国の空襲を中断させる実質的な要因となったのである。

同様にして、北朝鮮急変事態時には、米韓連合軍あるいは韓国軍単独で強力な抗戦意志を見せて、中国の軍事介入の意図を初期に無力化し、介入の抑止を誘導しようとするのである。

ここでいう強力な対応とは、中国を相手に直接戦争を遂行するというより、むしろ、中国の軍事介入を防ぐ一種の警告であり、中国が譲歩せず軍事衝突を選択した際、現実問題として米韓両国がこれに対抗するかは、判断を留保する。現時点では、米韓中三カ国ともに戦争を選択する可能性は極めて小さいと見るべきであり、戦争拡大の可能性を含む軍事衝突が勃発する可能性は非常に低いと判断される。

ただし、北朝鮮の政権の統制力が完全に失われた場合に限り、米韓連合軍あるいは韓国軍単独で迅速な北朝鮮侵入を試み、中国が介入する時間的余裕を与えない可能性はある。この場合、韓国軍または米韓連合軍は、戦争遂行の意志と能力を対外的に誇示すると同時に、中国が介入した場合には戦争拡大も辞さないという意志を強力に表明するであろう。韓国軍単独での作戦の場合も、これに対する基本原則を予め樹立し、アメリカと協調して混戦を回避するだろうし、「朝鮮半島の当事者による解決の原則」を強調して、中国の介入を阻止するであろう。しかし、このような韓国の意図が反映されるかどうかは、その時点の北東アジアの安全保障状況、とりわけ米中関係に直接的な影響を受けるであろう。

B. 米韓間の葛藤

(1). 北朝鮮の国家性認識についての葛藤

北朝鮮急変事態時には、韓国とアメリカは、既存の“米韓連合防衛体制”の枠内で対応するであろう。しかし、その基軸を共にしても、実際に北朝鮮急変事態発生した際は、意見の齟齬

が生じる可能性が非常に高い。それは、主として北朝鮮急変事態への対応方法と、急変事態以降の状況に対する見解の相違であり、北朝鮮という国家の実体をどのように見るのかという認識に起因するものである。

アメリカが北朝鮮を一つの“国家”と認めているのかについては、多様な見解が提示されているが、結論を言えば、現時点では北朝鮮を“国家”と認めていないと見るべきであろう。

国家承認には、「明示的国家承認」と「黙示的国家承認」がある。明示的国家承認は、両国間の大使級外交関係の締結や、大統領あるいは外務長官の宣言によってなされ得る。一方、黙示的国家承認は、条約の締結、外交使節の交換、新生国の領事に対する認可状の授与、新生国の国旗の認定等によってなされる。黙示的国家承認の要件の一つが条約の締結であることを勘案する時、1994年に締結された「米朝間の核基本合意文」によって、アメリカが北朝鮮に対して事実上の黙示的国家承認を行ったのかが問題になり得る。

同合意文は核問題に限定して締結され、その内容中には国家承認に関する言及がなく、合意文締結の当事者が両国の外務長官ではなく、アメリカ側の特別大使(ロバート・ガルーチ)と北朝鮮側の外交部第一部長(カン・ソクチュ)の間でなされた。交戦団体にも条約締結権が存在するという点などを勘案すれば、米朝両国間の黙示的国家承認がなされたとは判断できない。

しかし、同合意文の内容の一部には、今後の両国間の黙示的国家承認の可能性が内包されている。第二条で言及された米朝間の関係改善規定には、二項に連絡事務所の開設、三項に互いの関心事項の進展に伴う大使級への関係格上げなどの内容があり、関係の進展に応じて国家承認と国交正常化が可能のように記載されている。従って、アメリカは、韓国との関係から北朝鮮に対する国家承認を留保してはいるが、国内的には既に北朝鮮に対して国家承認を行ったと見ることができる。また、北朝鮮からの脱出者の問題に対する米韓両国の見解の相違も、結局、国家承認の問題から生じていると見ることができ、この問題は今後、北朝鮮問題をめぐる米韓間の見解に重大な影響を与えられると思われる。

一方、韓国は分断以来、北朝鮮の国家性を否認し続けており、不法団体が占有する修復対象地域と見なしている。このような北朝鮮の国家性に対する米韓間の見解の差は、急変事態以後の北朝鮮地域の処理と関連して、根本的な問題を投げかける。すなわち、北朝鮮地域を韓国のように、不法団体が占有する修復対象地域と見れば、急変事態によって金正日政権が崩壊した場合、当然、韓国の統治権が拡大されるという論理的帰結に至る。しかし、アメリカが国内的に認識しているように、北朝鮮の国家性が認められるならば、急変事態以降、韓国の統治権の拡大が必然的に認められることはなく、北朝鮮内部の民主的政治集団の再建と、同集団と韓国政府が統一問題の論議を開始することが論理的帰結となるであろう。

(2) 北朝鮮急変事態への対応方法に関する意見の相違

急変事態と関連して、米韓間にはその対応方法にも意見の相違がある。最大の違いは、北朝鮮内部で急変事態が発生した際に、韓国が、アメリカを含む外国勢力の介入をできるだけ抑制しつつ、自主統一のための機会として捉えようとするのに対して、アメリカは急変事態を最大

限抑制し、事態が発生した場合にも、早期收拾を通じた安定化に力を注ぐということである。

このような両国の見解の相違は、「平和97米韓安保政策開発演習」でも確認された。朝鮮半島の「望ましい最終状況」(end state)に対する個別討議の過程で、韓国側は、北朝鮮内部の危機が加速するにつれ、これを統一の好機として活用しなければならないという意見が多数を占めたのだが、アメリカ側は、北朝鮮の政権崩壊が予想される状況でも、「安定的な平和」(stable peace)を最優先目標として設定した。

韓国は、不可避的にアメリカの助けが必要な場合にも、これを最小化した韓国軍主導の問題解決を望む。一方、アメリカは韓国軍の攻撃的な態度を憂慮して、米韓間の事前協議を強調している。第29次SCM政策検討委員会の討議において、キャンベル(Kurt.M.Campbell)アジア・太平洋担当副次官補は、北朝鮮急変事態に際して、“…韓国独自の対北朝鮮軍事行動は不可”であることを明確にした。これに対してパク・ヨンオク政策次官補は、“連合司令部の任務は北朝鮮の脅威に対応することであって、戦争以外の事態はその任務ではない”とすることで、婉曲的に韓国軍の主導的役割を主張した。³⁵⁾ この他にも両国の見解の相違は、上記の表のよう多々見出される。

また、北朝鮮急変事態に対処する主体の問題と、急変事態に対処する過程に生じる諸問題、たとえばNEO実施の時期や北朝鮮脱出者の処理問題などにも、部分的に意見の相違が生じている。

C. 米中間の葛藤

(1) 米中の国益と北朝鮮急変事態時の衝突の可能性

冷戦後、アメリカは安全保障の強化、繁栄、民主主義の促進を通じた国益増進を模索している。国家安全保障戦略報告書、QDRと1998年の国防報告書に記されているように、アメリカは冷戦後の唯一の超大国として指導力を行使しようとしており、そのための“介入の必要性”(imperative of engagement)を強調する。そうしてアメリカの国益と世界の安全保障に有利な国際安保環境を造成(Shape)して、国益を保護するためにあらゆる形態の危機に対応(Respond)し、不確実な未来のために今から準備(Prepare)する軍事戦略を推進する。特に注目すべきは、アメリカの対アジア太平洋戦略における四つの柱の一つが、“新しい中国との協力関係の造成”とされていることである。アメリカは、“他国の安全保障を増進すれば、結局は自国の安保を増進する”と信じて、他の諸国との協力的安全保障を推進している。³⁶⁾

一方、中国の国家利益は、アメリカの国益とも、大局的に一脈通じている。まず中国は、平和の希求、協力の模索、発展の促進を国家利益と見なしている。³⁷⁾ 米中両国は、地域の平和と安定について、核心的原則と接近方法を共有している。そのため、両国は葛藤よりも協力の余地をさらに多く持っていると思なされる。しかし、中国の安全保障目標には、アメリカ主導の安保体制を弱め、日本の軍事大国化を防ぐことが含まれていると思われ、そのために中国は、未だいかなる形態の日米韓三国による安保協力にも参画していないのである。中国は、国土の

<表5>北朝鮮急変事態時の対応をめぐる米韓間の意見の相違³⁴⁾

	韓 国	アメリカ
非戦闘員待避作戦 (non-combatant Evacuation Operation : NEO)	<ul style="list-style-type: none"> ・事態初期にNEOが実施される場合、北朝鮮の誤判と韓国内の混乱増大の可能性 ・深刻な危機到来時までNEO実施延期を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・自国内の世論推移と政治的圧力によって事態初期のNEO実施可能性に言及
北朝鮮脱出者問題	<ul style="list-style-type: none"> ・全員収容方針 ・脱出者問題に関連した軍事的介入の可能性を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮内部残留誘導 ・脱出者救護・保護のための作戦遂行中、現軍事境界線の越境不可
事態解決のための主体	<ul style="list-style-type: none"> ・合同参謀本部が主導的役割を遂行 ・平時基準の作戦指揮権行使 ・米韓連合司令官は補助的役割を遂行 ※連合司令官に対する「連合権限委任事項」(Combined Delegated Authority)を危機状況別に細分化する必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の米韓連合防衛体制をそのまま活用 ・連合司/国連司中心の危機管理体制を稼働させる ※停戦協定管理者として連合司令官が兼職する国連軍司令官の職位を利用、韓国軍を統制して米韓連合危機管理作戦を遂行
大量殺傷兵器統制不能状況	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な軍事介入 ・米韓間の協議を通じた具体的対備策樹立の必要性を強調 	<ul style="list-style-type: none"> ・軍事介入の柔軟性と曖昧性維持 ・詳細な対応方法の樹立は不必要
認識上の差	アメリカの政治的介入排除	韓国独自の軍事行動憂慮

防衛、領土の保全と共に、国家経済発展のための軍の役割を強調している。また、中国の“新安全概念”(new security concept)は、“日米同盟強化に反対し、相互信頼と共同理解に立脚した世界平和を意味する”という点で、アメリカと日本に対抗している。³⁸⁾

中国が推進する戦略は、双務協力的関係の増大と戦略的パートナーシップの構築、日米同盟体制への批判と日本脅威論の明確化、積極的な軍事力の先鋭化と買い入れ先の多角化の推進、領土権・領海権の強力な主張と挑戦を受けた際の強力な対応、多者間安保協力への参画などと列挙することができる。中国は、迅速な対応、長距離の機動及び合同作戦能力の向上という目標の下に、C⁴I、海軍力及び空軍力等の向上に照準を合わせている。軍事力先鋭化が最優先さ

れるのは海軍分野である。

中国は、アメリカと日本が自国に対して封鎖戦略を推進していると認識して、他の周辺国と多様な安全保障協力を推進する。一方、アメリカ及び日本とも直接対話をする方針に転換している。

先に触れたように、中国が領土保全に最優先順位を付与しているのは周知の事実である。また、最近の周辺諸国の経済不安と摩擦は、アメリカの封鎖政策と共に、脅威であると認識している。アメリカとその同盟諸国による封鎖と台湾独立の動き、最近のインドネシアに見られるような、東南アジアでの商業権を掌握する華僑に対する現地の国民の反発と、香港返還以降の深刻な経済停滞、中国自体の経済成長率の低下と失業率の増大等は、中国の不安の要因となっている。

北朝鮮急変事態が発生した場合、アメリカは自国主導の解決を図るであろう。アメリカは韓国と連携して、北朝鮮急変事態が誘発するあらゆる危険に対処し、北朝鮮をアメリカ主導の世界秩序に引っ張り入れようと努めるであろう。

しかし、中国もやはり、北朝鮮急変事態勃発時には、状況をただ座視するだけではないと思われる。中国にとって北朝鮮は最友好国であり、その最友好国が崩壊する過程で、また崩壊後に再編される過程で沈黙を守るとは思えない。結局中国もまた、北朝鮮急変事態勃発時には、次節で考察するように、軍事介入を試みるとみられ、米中の葛藤が予想される。

(2)北朝鮮急変事態への介入をめぐる米中の葛藤

前述したように、中国は、国家目標である経済発展を達成するためには、朝鮮半島の緊張緩和と安定が不可欠な要素であると認識している。中国が望む安定した朝鮮半島とは、分断された現状を意味し、韓国と北朝鮮の双方による友好関係の持続が最も適した方策であるとの判断を下し、韓国との経済関係を持続・発展させる一方、北朝鮮との伝統的な紐帯関係をも維持しようと努力しているのである。

従って、中国は、朝鮮半島の安定のために北朝鮮の体制維持を支援する立場だといえるであろう。そして、中国が度々言及する朝鮮半島問題の解決の原則は、対話と交渉を通じた「当事者による解決の原則」である。この当事者間解決の原則は、朝鮮半島に対する外国勢力の影響力を制限することで、地理的利点を有する中国の影響力を強化するという戦略に基づいて唱えられている。

北朝鮮に急変事態が発生した場合、中国は、これを北朝鮮の内部問題と規定して、巻き込まれる事態、介入する状況を避けるよう努めると推察できる。しかし、米韓連合軍または韓国軍による介入が行われて、韓国主導の統一の可能性が高くなった場合、分断された朝鮮半島を安定した状態と見る中国としては、朝鮮半島の安定が脅かされると判断して、積極的に介入することが予想される。ここに米韓と中国との根本的な利害の対立が見られる。

中国は、北朝鮮が無政府状態に陥った場合、発生し得る事態を抑止する目的で、「純粹抑止型」の軍事介入を試みると予想される。介入の一次目標が、北朝鮮地域内で発生した事態の安定化にあるだけに、大規模な軍事行動は自制するであろう。中国は、北朝鮮内部の騒乱事態が

鎮静化すれば、抑制の目的が達成されたと判断して、それ以上の軍事行動をとらないと思われるが、介入の範囲と規模等に関しては、状況の展開に準じる可能性が高い。とりわけ、米韓連合軍(あるいは韓国軍単独)による北朝鮮進入が行われた場合、これを抑制するために積極的に介入する可能性も排除できない。

さらに中国は、北朝鮮の急変事態に際して、朝鮮半島における影響力確保のためにも介入すると思われる。これを防ぐために、米韓は、中国が主張する朝鮮半島問題の当事者間解決の原則を強調して、中国の介入を阻止するよう努めるだろう。しかし一方で、中国が主張する当事者間解決の原則は、アメリカを念頭に置いて主張されているだけに、米韓との葛藤というよりは、アメリカとの葛藤とも見ることができる。

北朝鮮の急変事態に際して、中国が介入する可能性を予測する要因としては、北朝鮮政権の統制力、米韓の軍事力、戦争拡大の可能性、アメリカの介入等を挙げることができる。

第一に、北朝鮮政権の統制力は、中国が軍事介入に踏み切るか否かの決め手である。北朝鮮の指導部が、北朝鮮軍及び住民に対して、一定水準以上の統制力を維持している場合、中国は北朝鮮の同盟国として、北朝鮮の指導部を支援し、北朝鮮の既存体制の回復を図る可能性が非常に大きい。しかし、北朝鮮の急変事態が深刻化して、政権が統制力を失い、無政府状態に陥るに至っては、中国が介入しても既存の政権の回復は不可能かもしれない。その場合、中国は介入を制限することもあり得る。

第二に、米韓連合軍または韓国軍の戦争遂行の意志と能力は、中国の介入の可能性に影響を及ぼすと思われる。北朝鮮の急変事態に際して、北朝鮮に進出した米韓連合軍または韓国軍が、戦争遂行の意志と能力を明らかに示したのであれば、中国は介入の形態とその水準は変化するであろう。そのとき、既に機能を喪失した北朝鮮の政権を復活させるために、中国が、武力衝突を含む軍事介入を選択する可能性は、相対的に減少すると見られる。しかし反対に、韓国軍または米韓連合軍が、はっきりとした交戦の意志を示さない場合、中国は影響力を保全するために軍事介入を試みる可能性が大きい。

第三に、戦争拡大の可能性も中国の介入に影響を及ぼすであろう。戦争拡大の可能性は、中国が軍事介入するか否かを考慮する際の要因として検討される。北朝鮮の急変事態に際して、米韓連合軍または韓国軍が、北朝鮮に進駐した場合、中国の軍事介入は「中国対米韓連合軍」あるいは「中国対韓国軍」の軍事対決へと繋がる可能性が高い。中国は、戦争拡大の可能性が低いと判断される時には、積極的軍事介入を試みると見られるが、反対に戦争拡大の可能性が高い場合には、直接的な軍事介入を避けると予測される。

第四に、アメリカの介入は中国の介入に影響を及ぼすと思われる。むしろ、アメリカの介入こそが、北朝鮮急変事態にあたって中国による介入可能性を決する鍵であろう。アメリカの介入は、米韓連合軍の形態でなされる見込みがあり、これに対して、中国は、武力衝突を避けるために軍事介入を自制するか、あるいは朝鮮半島内部に対する影響力を失ったことで、朝鮮半島統一が米韓両国の主導で達成されることを憂慮し、積極的な軍事介入を行う可能性も否定できない。そのため、中国の軍事介入は、アメリカの介入に応じて慎重に決定される。

V. 日米韓の安保協力体制

前章では、北朝鮮の急変事態に対する韓国の立場と周辺国間の葛藤について考察した。北朝鮮の急変事態は、北東アジアの安全保障に波紋を起こす重要な問題だけに、それをめぐる各国の利害が複雑に絡んでいることが確認できた。

現時点で残る問題は、前章までに見た北朝鮮の急変事態を解決するにあたって、日本はどのような役割を遂行することができ、また日米韓はそのためにどのような相互協力体制を維持すべきか、という点である。そのためにまず、過去50年間の日米韓の安保協力関係を概観して、北朝鮮の急変事態に日本が遂行できる役割を考察する。そして、21世紀に朝鮮半島が統一された後、日米韓で構築すべき安保協力体制について考える。安保協力の枠は日米韓の三国であるが、本章では日本を中心に考察する。

1. 日米韓の安保協力関係についての概観

A. 日韓の安保協力関係

韓国は、5世紀には日本の海賊に苦しめられ、1945年に日本が戦争に敗北するまでは、ほとんど一方的に日本からの脅威を受けてきた。これに反して、13世紀に中国のための代理戦争(モンゴル戦争)で日本を侵略したことを除いては、韓国から日本に脅威を与えることはなかった。韓国が地理的に日本に隣接しているということが、戦略的な意味において日本では常に問題となったが、それは韓国が自ら起こす問題によるのではなく、朝鮮半島を統制下に置こうとする中国とソ連が朝鮮半島の周囲に位置しており、彼らが日本に対して敵対したためである。

いずれにしても、冷戦期において、韓国と日本は共にソ連の脅威に対抗するために、アメリカと同盟関係を結ぶという運命を共有した。そのため、日韓関係は、日米、米韓の同盟関係の中であって、実際に両国間には具体的な軍事的関係がないながらも、アメリカを頂点とした間接的な同盟関係を維持してきたというわけである。

国際関係が日韓関係の変化に影響し始めたのは、第二次大戦後からである。韓国の李承晩大統領の行き過ぎた対日敵対政策に続いて、朴正熙大統領は、北朝鮮に比べて非常に劣勢であった韓国経済を発展させるために、日本から資金援助を引き出そうとして、日韓国交正常化を推進させた。一方、日本は、アメリカがニクソン・ドクトリンを打ち出しながら、何の事前協議もなしに中国との外交関係を押し進めると、アメリカの対アジア政策に対する不信を感じ始めた。それに対抗して、日本は北朝鮮との関係改善を推進していった。日本のこのような動きは、70年代の初めに一時的にはあるが韓国との関係を悪化させた。が、そうしているうちに、ベト

ナム共産党の勝利と北朝鮮の好戦性を目撃することになるや、日本は再び韓国に近づいていく。それでも、80年代後半、ソウルが北方政策を試みると、日本は再び北朝鮮との関係正常化を図った。このような日本の行動の意図について、韓国はかなり懐疑的であった。ところが、90年代の初めに、北朝鮮の核兵器開発疑惑が北東アジアにおける最も重要な安全保障問題として、また、日韓間の共通の関心事として台頭すると、両国間の具体的な安保協力の必要性が提起されるようになった。すなわち、朝鮮半島の安全保障、さらにいうとまさに北朝鮮問題が、北東アジア地域における安全保障の要の一つであることを、韓国と日本が具体的に認識し始めたのである。

核開発疑惑だけでない。1994年のジュネーブ合意以降も続く北朝鮮の核開発の可能性、そして1998年8月以降表面化した北朝鮮によるミサイル開発と輸出の可能性は、北東アジアの安全保障にとって、焦眉の関心事として台頭したのである。こうした流れの中で発生した、1998年8月31日の北朝鮮によるテポドンミサイル発射実験と、1999年3月23日の日本領海に出現した身元確認が困難な2隻の北朝鮮の不審船事件によって、日本の安全保障意識は次第に高まり、北朝鮮の脅威を抑止するために、日韓間の安保協力を具体的に推進していかねばならないという意識が増大している。

このように第二次大戦以来、日韓関係は、望むにしろ望まないにしろ、両国間の直接的な問題より、北朝鮮を挟んだ両国間の状況によって左右されてきたといっても過言ではない。北朝鮮問題は、日韓両国が安全保障及び軍事協力を強化していかねばならない必要性和根拠を提供することになったというわけである。

日本と韓国の公式な軍事協力の起源は、通常両国にそれぞれ武官部が設置された1965年と1966年をいわれているが、実際の両国間の軍事交流は、1979年日本の山下元利防衛庁長官が韓国を最初に訪問したことを始発点と見る。その後、日本の防衛庁長官は、韓国を1990年、1995年、1997年と三度にわたって訪問しており、これに対して韓国の国防部長官は、1994年に初めて日本の防衛庁を訪問したのを契機に、日本の防衛庁長官の韓国訪問に対する答礼として、1996年と1998年にそれぞれ日本を訪問し、両国間の長官級会談をもった。また、日本の統合幕僚会議議長が韓国を1990年、1995年そして1996年に訪問したことに対して、韓国の合同参謀本部議長は1990年、1994年そして1996年に日本を訪問した。にもかかわらず、このような両国間の国防首脳級の相互訪問は、外交的次元ないしは政治的次元で実現したものに過ぎず、1998年に至るまで、実質的な次元での可視的な日韓両国の安全保障協力は推進されなかったともいえる。

日韓関係は、アメリカを中心に結ばれた日米、米韓の同盟関係と比較してみたとき、非常に脆弱であることは事実であった。しかし、1998年10月の金大中大統領の日本訪問は、日韓間に長年にわたって堆積した沈殿物を洗い流すのに実質的な貢献をした歴史的な前進であったといえる。日本は、1965年の日韓国交正常化以来初めて、過去の歴史に対する謝罪を公式文書化したのであった。³⁹⁾ ついで、1999年3月20日の小淵総理の訪韓と日韓首脳会談は、昨年10月に行われた両国の首脳会談が、単なる政治的かつ外交的なジェスチャーではなく、具体的で実利的な協力を推進してゆくという両国の意志をもう一度再確認する契機となった。

B. 米韓の安保協力関係

今日の米韓安保協力関係も日韓安保協力関係同様、北朝鮮を媒介にして成り立っている。しかし、過去50年を振り返ると、米韓間の安保協力関係は、実際、韓国にとって“安保協力”以上の次元であった。

過去50年間の米韓安保協力関係を評価するならば、次のような肯定的な結論を得ることができる。第一にアメリカは、韓国の国家体制、特に韓国軍を建設し維持するのに決定的な役割をした。第二にアメリカは、朝鮮戦争に参加して韓国を防衛し、さらには現在の国家形態への継続にあたって大きな役割をした。アメリカの支援がなければ、おそらく北朝鮮による早期の武力統一がなされていただろう。第三に、韓国が低発展状態の疲弊した弱小国にとどまっていたとき、米韓安保協力関係は韓国の国家発展にとって巨大な助けとなった。アメリカは、韓国経済そのものを復興させようとして、韓国に対する経済援助を強力に展開した。その結果、韓国の目覚ましい経済発展が可能となった。

とはいうものの、米韓の安保協力関係は、韓国の経済成長に伴って、従来の後見人と被後見人という立場に変化が兆し始めた。1960年代後半から70年代後半までの10年余りの陣痛期がまさしくその時期である。当時、韓国はアメリカの被後見人からパートナーへと脱皮するために自主国防の概念を導入し、アメリカは二度にわたる在韓米軍撤収でこれを牽制した。結局、米韓両国は1980年代に入って、パートナーシップの樹立へと進むことになる。

これは、韓国が追従に甘んじず、自主国防を達成する底力を見せたことで可能になったものと判断され、その後、アメリカは一貫して韓国の重要性を認める立場を堅持した。もちろん、1990年代に入り脱冷戦の初期過程において、アメリカが北朝鮮の“核カード”を認識し、韓国を締め出すかのような印象を与えたのは事実であるが⁴⁰⁾、少なくとも、安全保障と軍事における米韓間の安定的協力関係は持続していると評価できるだろう。

ただし、韓国軍の戦時作戦指揮権がアメリカ側にあるため、依然として米韓両国は、後見人—被後見人の関係から抜け出せずにいるという見方も残存する。そうした指摘も部分的には正しいだろう。しかし、戦時作戦指揮権の回復は、単純な指揮命令権の返還にとどまる問題ではない。韓国は、北朝鮮の脅威を前提とする韓国の防御体制と、北朝鮮の脅威が消滅した後の朝鮮半島統一のヴィジョンを描く過程での朝鮮半島の安全保障戦略とを共ににらみながら、長期的な国家安保戦略を模索している。それゆえに、時間をかけて総合的な判断を下していかねばならないのである。当面の想定として、韓国が戦時作戦指揮権を持つためには、戦場の状況をリアルタイムで把握し、指揮戦略を立て、これを迅速に伝達し、作戦を統制できる一連の情報、指揮体系を、独自に保有しなければならない。ところが、米韓の軍事関係は連合指揮体系であるため、指揮に関するあらゆる命令、通信、統制、情報体制などが、両国間の協力体制の下で運営されてきた。これを分離・独立させるには、かなりの時間と努力、経済的負担が不可避である。なおかつこれは、軍事的決定に留まらず、政治的解決も前提となる。また、在韓米軍の戦時作戦指揮権の問題は、在日米軍の構造変化とも絡んでいるだけに、それほど単純に解決で

きはしない。

C. 日米の安保協力関係

冷戦時代、日本はアメリカとの効果的な軍事協力のために、1978年、日米防衛協力の指針を制定し、さらに“日米運命共同体路線”に則った戦略の一つ、シーレーン防衛戦略を推進した。シーレーン防衛は三つの海峡の防衛と海上の防空に力点を置く。重要なのは、極東有事の際に米海軍が脅威の源泉である極東ソ連軍の海軍および空軍基地を攻撃し、日本の海上自衛隊がアメリカの航空母艦を護衛しながら支援すること、さらにソ連艦隊の三海峡通過を阻止しつつ封鎖するという戦略が含まれることである。このように、日米安全保障体制は、ソ連に対するために制定され、その崩壊まで持続した。

従って、1989年に東ヨーロッパで共産主義が崩壊し、続いて1991年末にソ連が崩壊して脱冷戦時代に突入したとき、日本国内では冷戦の産物である日米新安保体制無用論と、大勢ではなかったが、アメリカの核の傘を脱して独立した安保戦略を構想しようとする提案が出された。しかし、日米両国は脱冷戦時代に際して、日米安全保障体制の重要性をもう一度強調しながら、その拡大、発展を図り始めた。依然として不透明かつ不確実な要素が残存する、脱冷戦時代のアジア太平洋地域。ここでは、高度経済成長を背景とした高い政治的、経済的安定性を保ちながら、核戦力を含む大規模な軍事力を存続させ、多くの国々が軍事力を増強している。そこで、これに対応できる日米安全保障体制の再構築の必要性を認識したのである。朝鮮半島における緊張の持続等によって、日米のこのような戦略的認識は、1992年1月の東京宣言を通じて、アジア太平洋地域における、そしてグローバルなレベルでの日米パートナーシップとして表明された。⁴¹⁾

アメリカにとって日本は、世界戦略とアジア太平洋戦略を展開するために、非常に重要なパートナーである。日本の戦略的価値については、次のように指摘できるだろう。第一に、日本はアメリカが世界戦略とアジア太平洋戦略を展開するための財政的支援者である。たとえば、日本は国連安保理非常任理事国でありながら、アメリカ以外の常任理事国よりも多くの通常予算を負担している。また、日本の在日米軍支援金は、1995年以降の5年間に約200億ドル以上に昇る。第二に、アメリカがアジア太平洋戦略を展開していくにあたって、日本は地理的に戦略的中央拠点である。従って、在日米軍はアメリカのアジア太平洋戦略の推進において重要な役割をする。すなわち、日本は、太平洋地域におけるアメリカの最も核心的な同盟国であり、アメリカの前方展開戦略の礎であるといえる。第三に、アメリカは、日米同盟体制を通じてアジア太平洋地域により深く結びつけられる。つまり、日米同盟体制のためにアメリカはアジア国家として、より自然に行動できる。第四にアメリカが、世界戦略及びアジア太平洋戦略の次元において、中国を牽制したり封鎖したり、あるいは包容したりする場合、日本はアメリカの最も中心的な戦略パートナーである。

一方、日本から見たアメリカも戦略的に非常に重要である。国際社会における役割増大に伴って日本は、第二次大戦後失墜した国家的名誉の回復をはかる。日米同盟は、こうした日本の意図を保障する力である。

このようにして、日米の戦略的相互依存関係は、活発な日米安保協力の枠組みをつくってきた。1995年に日本が発表した“新防衛大綱”等でも、その重要性が重ねて強調された。そして、1996年4月に発表された“日米新安保共同宣言”、および1997年9月に制定された“日米新防衛協力ガイドライン”、さらに、それを国内的に裏づけるために、1998年5月24日参議院での審議を経て最終的に制定された“ガイドライン関連法”によって、日本は周辺事態時に米軍の後方支援を円滑に行うための法的基盤を整備したのである。

D. “米韓” “日米” 安保協力関係から “日米韓” 安保協力関係へ

ここまで“日韓”、“米韓”、“日米”の安保協力関係を、それぞれに考察してきた。これまでの“日米韓”安保協力関係は、日米韓が同等な立場で協力し調整してきたというよりは、“米韓”、“日米”という各々の両者協力関係を通して推移してきたと見ることができる。つまり、日韓の安保協力は、主にアメリカを媒介とした間接的なものであり、直接的な安保協力は事実上ほとんどなされてこなかった。また、その積極的な必要性が指摘されることもなかった。しかし、これからの“日米韓”関係は、まず日韓の協力が過去のどの時期よりも強化され、その上で三国間の協力がなされると思われる。

1998年8月31日、北朝鮮が発射した射程距離2,000キロ以上のテポドンミサイルは、日本を驚かせただけでなく、韓国と日本にある全ての軍事基地を始め、アジアにある米軍の全ての前進基地が、平壤からのミサイル射程圏内に入るという事実を知らしめた。続く1999年3月23日に発生した北朝鮮の不審船による日本領海侵犯事件は、朝鮮半島有事の際には、日米韓三国が否応なく協力しなければならないという事実を日本に改めて再認識させる契機となった。それに関連して、最近、“Foal Eagle 1998”米韓連合訓練において、米国第七艦隊の旗艦であるUSSブルーリッジ号は、横須賀海軍基地から全訓練過程の指揮をとった。⁴²⁾ 在日米軍基地に国連軍司令部の施設が置かれたと想定し、フランス、オーストラリア、ニュージーランドの軍艦が日本に寄港した際、日本の自衛隊がそれらの軍艦と共に、韓国の国連軍司令部の指揮に従って共同訓練を行ったのである。⁴³⁾ この事実から推しても、アメリカが日本との同盟関係なしに、あるいは日本が提供する基地を使用せずに、韓国を防御するのはかなり難しく、事実上不可能だと思われる。これは、“朝鮮半島有事における日米韓共同対処”という図式が成立することを意味する。従って、これからの安保協力は、日韓の過去の歴史的感情や問題に起因する観点からではなく、北東アジアの安全保障という長期的観点から、そして“日米韓”安保協力という、より大きな枠組みから考察しなければならないであろう。

2. 北朝鮮急変事態時の日米韓安保協力体制⁴⁴⁾

A. 北朝鮮急変事態に対する日米韓安保協力の肯定要因と否定要因

朝鮮半島危機(北朝鮮の急変事態を含む)に際して、日米韓はどのように協力していくべきかに重点をおいて、日米韓は1997年から三者会議を推進している。三者会議の目に見える成果の一つに、日韓の信頼構築が挙げられる。1996年、日米新ガイドラインが未確定の状況で、アメリカと日本が相互の防衛協力指針を改正することに対して、韓国はかなり否定的であった。日米の防衛協力が改正され、それを根拠として、日本が朝鮮半島危機の際に介入すること自体に不満を覚えていたのである。

日米新防衛協力ガイドラインが、朝鮮半島の安全保障に関連して、1) 戦争抑止力を強化して朝鮮半島の安定維持に寄与し、2) 戦時における在韓米軍の作戦能力向上を可能にし、3) 朝鮮半島危機に対する日本の支援が日韓関係の進展に画期的に寄与するだろうとの肯定的な評価もあったが、否定的な影響を懸念する評価の方がはるかに支配的であった。その理由は下記の二つである。

第一に、朝鮮半島有事の際の、日米新防衛協力ガイドラインによる日米協力体制は、中国およびロシア介入の誘引となる可能性があり、それが朝鮮半島問題を、韓国が望まない水準にまで国際化する契機となるのではないかと憂慮されるだけでなく、朝鮮半島有事の際に介入する日本の自衛隊の役割が拡大されることに対して、関連周辺国間の不安と葛藤が増幅する可能性が高いということである。

第二に、日本の軍事的役割の拡大を制度化すれば、日本が軍事大国化する根拠を提供することになりかねないという点である。それだけでなく、このような日本の自衛隊の役割拡大は、アジア太平洋地域に対する米軍の介入の意志や能力を弱めてしまう危機性さえもある。また、“日本周辺有事の際”の“周辺”の地理的範囲を明示せず、ただ“周辺事態”に該当する状況を六つの範疇を示すことによって、事実上、“周辺事態”の地理的範囲は一層不透明になり、その分だけ拡大されたと見ることができる。地理的範囲を明示しないことで、関連周辺国の反対や疑惑を避けようというのが日本の狙いであるが、逆に周辺国との緊張の素地を残す格好になったのである。

こうした問題をめぐる日韓両国間の誤解は、1997年から始まった日米韓三国間の協議によって、相当部分解決されたと見ることができる。数度にわたる日米韓三国間の対話と会議、そして日韓の会議を通じて、韓国はこの問題に関する理解を深め、日本との協力の必要性を認めて、朝鮮半島有事の際、日本が行う対朝鮮半島支援についても肯定的に受け入れる方向に態度を変え始めた。それだけでなく、韓国は“有事の際”であっても、“後方地域支援という名目や目的で、韓国の戦闘地域(KTO: Korean Theater Operation)やKADIZ(Korean Area of Defense Identification Zone)へ自衛隊が進入することは絶対に禁ずる”とする基本原則を日本に表明して、

主権に関する誤解の素地をなくそうとする立場を、日本との間で明確にしている。

B. 北朝鮮急変事態時に日本が行う対米軍事支援の法的根拠と協力領域

(1) 法的根拠

北朝鮮に急変事態が発生した場合の対応に関する、日米韓三国間の具体的な役割分担や協力問題等は、まだ体系化されていない。今後、日米韓三国が、この領域における協力を具体的に推進させることが、三国に課せられた安全保障協力における火急の課題である。

ならば、北朝鮮急変事態の解決に臨み、あるいは、朝鮮半島の安定回復を目指して米韓連合体制による軍事介入を後方で支援するために、日本はどのような法的根拠に依拠するのであるのか。朝鮮半島有事が日本の安全保障や平和に直結する場合、日本が直接的・間接的に朝鮮半島の安保問題に介入できる法的根拠は以下の通りである。

第一に、「日米安保条約」第4条において、極東の平和及び安全に対する脅威が発生した時、アメリカと日本は相互に協議するよう定めている。第二に、「日米新防衛協力ガイドライン」によって、“日本周辺事態時”にアメリカと日本は、人道的救援活動と避難民に対する措置、非戦闘員の国外脱出作戦(NEO)、米軍による施設利用、米軍の活動に対する後方地域支援、警戒監視、地雷除去、及び海空域における海上運航調整並びに航空管制について、相互協力するよう定めている。最後に、1999年5月24日、日本は、自国の安全保障と平和に影響を与える“周辺事態”時には、米軍を後方地域で支援できるように定めた“周辺事態措置法”を制定した。これによって日本は、北朝鮮急変事態時に、それが日本の安保に直接的な影響を及ぼすと判断した場合には、米軍を支援するために自衛隊を派遣して物資を支援できる。

(2) 協力方針

朝鮮半島有事の際、朝鮮半島の安定回復を目指す日韓の協力が効果的に行われるよう、韓国が日本に期待するのは、次のようなことである。

第一に、有事の際であっても、日本の軍事力が韓国の領土、領空、領海に進入することは原則として望ましくないと認識しつつ、朝鮮半島の安全保障に貢献できる領域を具体化すること。これは、歴史的経験に基づく韓国国民の対日感情を考慮すれば、日本が守るべき前提必須条件であると考えられる。

第二に、朝鮮半島事態を利用して、根拠を持たずに、軍事力を必要以上に増強させるのは慎むこと。日本が北朝鮮の状況を口実に軍事力を増強させるつもりであれば、韓国がこれを防ぐ術はない。あくまでも日本の意志と能力によるものだからである。しかし、朝鮮半島の安全保障のために、引いては北東アジアの安全保障のために、という名目での日本の軍事力増強は、結局は、北東アジアの安全保障にとって最大の不安要素に変わり得ることを日本が認識すれば、今後進むべき方向は、日本自らが判断することができると思われる。すなわち、日本が、

日米新防衛協力ガイドラインを履行する名目で、米軍を後方支援するという基本スタンスを越えた戦略を構想する、また、そうした戦略を獲得しようと試みることは、結局は域内を緊張させる、直接的な誘因となる可能性があるという事実を認知する必要がある。

第三に、どの国も、自国の国益を犠牲にして他国を助けることはあり得ない。しかし、目の前の利益に汲々とするあまり、それが長期的に見ればかえって自らに災いをもたらす禍根になるという事実を忘れる時がある。日本の場合も、朝鮮半島有事の際、朝鮮半島の安定を回復するために米軍を支援することが、朝鮮半島に対する影響力を拡大させ、引いては朝鮮半島問題への介入を拡大していく根拠として利用できるという計算のみに偏ることは決して望ましくない。

C. 日米韓協力が必要な領域

北朝鮮の急変事態による朝鮮半島危機に際して、実際に日米新防衛協力ガイドラインで明示された日本の対米支援項目⁴⁵⁾が、具体的に適用される状況が生じる可能性は非常に高いと見るべきであろう。特に、朝鮮半島有事の際、日本が円滑に米軍の後方支援を行うために、韓国との調整や協力が必要な点が以下の七つほど挙げられる。

- ① 北朝鮮から日本に不法潜入する、あるいは北朝鮮を脱出するために公海上で助けを求める難民の救助活動や、そのための措置
- ② 日本の領域や日本周辺の領域で失踪したアメリカ軍を探索、救助する活動
- ③ 在韓日本人の国外脱出作戦
- ④ 経済制裁活動と船舶検査
- ⑤ 日本の自衛隊の対米軍後方地域支援
- ⑥ 米軍の進入や在日韓国人撤収作戦を容易に行うための準備作業としての掃海作戦
- ⑦ 日本周辺海域と空域における、海上交通路の保護、航空交通管制及び空域調整

(1) 避難民の救助・救援活動

戦争または北朝鮮内部不安によって、日本周辺や公海上で漂流または移動する北朝鮮難民に対する救助・救援活動に関する協力問題である。このために日韓で協力しなければならない問題は、1) 難民救助に関する相互情報交換の手順と方法、2) 難民救助活動の範囲と責任の限界、そして、3) 難民救助活動に関する事柄等を挙げることができる。

日本は、日本の領海に流入した難民について、救助、隔離、収容等の措置をとらなければならないであろうし、アメリカが要請した場合には、公海上で難民を救助する活動を支援しなければならないであろう。また、アメリカは日本に公海上の難民に関する情報を収集するよう要求すると思われ、また、必要があれば、海上警戒活動での日本の海上哨戒機の参加、支援を求

めるであろう。アメリカのこうした支援要請に対する日本の役割には、韓国が協調しなければならない領域がある。日本が韓国に要求する可能性もあり、アメリカが韓国に日本との協調を求めることもあり得る。具体的な協調要求の内容については、実際に状況が発生しない限り、完全に具体的に明示するのは難しい。

具体的な状況展開とは別に、韓国は以下のような指針に基づいて、任務を遂行していくであろう。まず、難民救助のための相互情報交換は許容されるという原則には、日米韓が同意する。次に、難民救助活動の範囲と責任の限界を明らかにしておく必要がある。空海上での難民救助活動は共同で実施し、韓国の作戦区域（KTO：Korean Theater Operation）内での難民救助活動は、原則として韓国が担当し、アメリカは支援するという方針に従う。そして、難民救助に関する相互情報交換の手順と方法について協議し、難民の身辺保護と法的地位の保障、宿泊施設、医療通信、輸送支援、救護物品の提供、難民の所持物品の管理、乗船船舶の保管と処分の問題、そして難民の国内送還時期とその手順についても、両国が緊密に協議しなければならないであろう。

(2) 捜索と救助

日米新防衛協力ガイドラインによれば、日本は、自国の領域及び自国以外の領域でも直接戦闘が行われていない周辺海域では、捜索活動と救助活動を行うことができる。日本が支援すべき作業は、朝鮮半島有事に介入後、戦闘中に失踪した米軍兵の捜索、救助が最も可能性が高いと思われる。こうした問題をめぐって日韓の協力が必要となるのは、米軍の要請によってやむを得ず、韓国の戦闘地域内で失踪した米軍兵を捜索し救助する作戦を展開する場合である。しかし、韓国は米軍兵の捜索および救助とはいっても、韓国の戦闘地域（KTO）内に自衛隊が入ってくることを望んでいない。日本もやはり、こうした場合を想定して、自衛隊を韓国の戦闘地域の範囲内に送り込むことを慎重に考えてみなければならない。特に、日本が後方支援を行う地域と韓国の戦闘地域が、接していたり重なっていたりする状況を想定した緊密な協調体制を整えておくことが、相互の誤解と不必要な緊張または被害を防止するために必要となるであろう。

(3) 非戦闘員の国外脱出作戦（NEO）

朝鮮半島有事が緊迫すると、日本政府は、外交チャンネルを通じて、在韓日本人の退去に韓国が積極的に協調してくれるよう、要請することになるはずである。同時に、在韓米国人も退去を始めるであろう。こうした状況を念頭において、日米韓三カ国の協調を要する分野がある。韓国は、次のような基本原則に準じて、アメリカと日本に協力するはずである。第一に、人道主義的次元から、日本人国外脱出作戦（NEO）を支援する。第二に、韓国は、日本がNEOを遂行するにあたり、原則として、民間航空機と民間船舶を活用することを望む。やむを得ず、自衛隊の艦船や輸送機を使用しなければならない場合には、輸送船舶や航空機に対する護衛・安全対策について、日米韓で事前協議を行う。第三に、空港施設と港湾施設の利用は、後方地域

の民間施設の使用を原則とし、やむを得ない場合には、作戦に支障をきたすか否か判断した後、軍用施設の使用を許容する。空港と港湾施設を選定するにあたっては、作戦上からの検討が必要である。第四に、自衛隊による輸送船舶と航空機の護衛は、状況を考慮して決定する。日本政府専用機と自衛隊の輸送活用は、状況を見て、政策的判断に従って決定する。

NEOに関連して、日米韓三カ国の協力を要する分野は、下記の通りである。第一に、NEOに必要な支援と能力に関する情報を交換。第二に、民間の輸送船舶と航空機によって在韓日本人を脱出させる場合、韓国内で利用する空港と港湾に対する安全対策を模索すること。第三に、日本政府が専用機を使用する場合、利用する空港とそれに対する安全対策を講ずること。第四に、民間の輸送手段と政府専用機が非戦闘員を国外脱出させる場合に、その護衛を提供すること。第五に、非戦闘員を国外脱出させるために、自衛隊の艦艇や航空機が韓国内の空港や港湾を使用することに対して協力すること。そして、最後に、陸上を移動する際の輸送、宿泊、集結地、医療支援、出入国の支援と管理、支援が可能な空港、港湾、港の掃海、海域と空域の運用についても、日韓で緊密に協議すること。

従って、とりわけNEOにおいては、日米韓三国間の協力を絶対に前提としなければならないであろう。

(4) 経済制裁活動と船舶検査

日米新防衛協力ガイドラインを履行するための日本の国内法を整備するにあたって、1998年4月28日に日本政府が採択した“周辺事態法(案)”では、国連安全保障理事会が下した経済制裁措置決議による公海上での船舶検査に、日本の自衛隊も参加できるようになっている。しかし、衆議院の修正案と最終的に採択された“周辺事態措置法”では、日本の自衛隊が公海上での船舶検査に参加できるとする条項が抜き取られてしまった。そこで、それに関する独立法の制定を推進している。

まず、自衛隊が公海上で船舶検査に参加するのは、大きく分けて次の二つの場合によってである。一つは、国連のメンバーとして、国連の決議事項の履行に参加するという形である。もう一つは、アメリカが日本に参加を要請した場合に、参加するという形である。これは日米安保条約に依拠する。両者とも船舶検査活動にかわりはないかもしれないが、その活動が行われる地理的範囲が異なってくる可能性があり、また法律上の問題もある。すなわち、日米安保条約に依拠する場合、公海上どこでも可能であるという論理にはかなり無理があり、さらに、もし日本が参加した場合、周辺国からの不信と疑惑を呼び起こすのは当然至極である。従って、こうした状況を峻別するために、自衛隊の船舶検査活動に対する、もう少し具体的で無理がない法律を制定しようというのである。ただ、現段階では、自衛隊が公海上で船舶検査活動に介入する法的根拠がないことになる。

それでも、朝鮮半島有事の際、米軍の後方地域支援の一環として、自衛隊が北朝鮮の船舶検査活動を実施しなければならない場合がある。日本の船舶検査に応じない北朝鮮の船舶が、逃亡して韓国の作戦区域内に進入してくる可能性がある。また、船舶検査を行う日本の自衛隊の

<表6>予想される日本の国外脱出作戦推進図

状況進捗	正常脱出	緊急脱出作戦段階		
対応措置	民航機増便 及び 民間船舶動員	自衛隊輸送機派遣	海上保安庁巡視船 (ヘリ搭載可能) 派遣	海上自衛隊艦艇派遣
運営概念	正常脱出	-輸送機： ・民間航空機の任務地域への接近不可 ・民間航空社及び労働組合が飛行を回避する場合、使用許諾	-現場接岸可能時： ・直接人員を載せた後、輸送	-自衛隊法100条第8項に依拠可能 (改正確定時)
		-民間航空機： ・釜山-東京/博多間移動	-現場接岸不可時： ・近海で待機、ヘリで空輸	

艦艇を、北朝鮮の警備艇や潜水艦が攻撃する可能性もある。だから、前者を想定した日韓の原則づくりと協調体制が必要であるし、後者が日本を戦闘に巻き込む事態に進むのを防ぐために、日韓の役割分担と作戦協調が必要である。

(5) 朝鮮半島有事の際、自衛隊による対米軍後方地域支援

この状況における日本の活動範囲はかなり広い。中でも、朝鮮半島において日韓の協力が必要となる状況を挙げれば、米軍の要請による、米韓連合軍への物資および燃料の補給、公海上の米軍船舶への物資の輸送、米軍が使用する艦艇やヘリコプター、そして輸送手段や他の戦力整備の支援などである。

その場合、米軍を支援する韓国と米軍を後方支援する日本の自衛隊の活動領域と任務が重複し、相互に干渉することで、互いに被害を受ける可能性がある。従って、経済的損失を最小化すると同時に、効率的な支援体制を構築するためには、日韓のWINSに対する相互協力が切実に求められる。

また、日本が米軍を支援する過程において、北朝鮮の妨害を受ける可能性も非常に高い。妨害工作後、朝鮮半島の戦闘地域へと逃亡する北朝鮮軍を、日本の自衛隊が、韓国の海域、空域、あるいは領海まで追撃する可能性がある。被害を受けた日本がそうするのは当然であるが、韓国の立場としては、韓国の戦闘地域に日本の自衛隊が進入するのは、それが複雑な状況に発展する可能性を秘めているだけに、望ましいことではない。よって、米軍の後方地域支援という任務遂行のために、日本が韓国の戦闘地域内にやむを得ず入らなければならない場合に備えた日韓の事前協議が必要である。

(6) 掃海活動

掃海活動に関する日米韓の協力が必要な状況は、下記のように想定できる。まず、日本の周辺及び公海上で、自国の商船の安全を確保し、海上交通路を保護するために、日本の自衛隊が掃海活動を行う場合。次に、米軍が朝鮮半島に増援部隊を円滑に展開するために、北朝鮮が敷設した機雷を除去する作業を日韓両国に要請する場合。そして最後に、終戦後、戦後復旧のために、日本の自衛隊に朝鮮半島掃海作戦への参加を要請する場合、である。これらすべての状況で、日韓の協力が可能なのは、機雷に関する情報交換の手順と方法についてである。両国は相互に協議し協力すべきであろう。そして、掃海活動のための自衛隊の活動範囲についても、協議しなければならないであろう。

そこで、日韓の機雷に関する情報交換では、両国の船舶の安全を確保する次元において、平時から協力体制をとっておく。互いに機雷の設置に関して情報を交換し、通信運用対策について協議しておく必要がある。また、日韓の海軍の間で、掃海のための共同訓練を実施する必要もあるだろう。平時であれば、日本の領海と公海上での掃海活動は、海上交通路を確保する意味で、日本にとって非常に重要な自衛権の行使である。これらは平時の掃海活動であるだけに、両国が協力する場合にも、意見の衝突や困難はないと思われる。

それに対して、戦時の掃海活動に関する協力は、両国間の十分な事前協議と調整がなされなければならない。日本の自衛隊が掃海活動を行うことができる範囲はどこまでで、韓国がどの範囲まで協力しなければならないのかという点である。

掃海活動は、朝鮮半島の危機に際して、日本が韓国を支援することができる非常に重要な活動の一つであり、朝鮮戦争において支援した前例がある。朝鮮戦争中、ウォンサン上陸作戦の時に、22隻の日本の掃海艇が掃海活動に参加した。こういった場合、以下の問題を想定することができる。

朝鮮半島危機の際、アメリカが増援部隊の活動を円滑に行うため、日本の自衛隊に掃海活動への協力を要請したとき、韓国は日本の掃海艇が韓国領海内に進入することを許容するのか、そして日本も韓国の領海内での掃海活動を支援するのか、という問題。これについては日米韓三国が相互に協議する必要がある。また、掃海活動区域は後方地域に限定し、米軍の指揮下での参加が原則である。特に、韓国の作戦区域内での掃海活動に日本が参与することは、かなり微妙な問題であるだけに、韓国は原則としてこれを望んでいない。のみならず、日本の憲法上

の制限と、戦争を支援するために朝鮮半島の領土内に日本が入る事実に対する国民感情の問題などの制約があるために、掃海活動において、日本が朝鮮半島を支援することには限界があると思われる。それでも、作戦区域内への日本の参加が避けられない場合には、日米韓の緊密な協力が必要であるが、これは、作戦上引き起こされる混乱や偶発事故の可能性を抑えるためである。

繰り返しになるが、あくまで韓国は、戦後復旧のために、朝鮮半島海域において日本が掃海活動を展開することは、原則として排除する立場である。しかし、それが避けられない状況を想定して、両国が協力することも、予め考慮しておかなければならないであろう。

(7) 自衛隊による海域、空域管理（海上交通路の保護）

自衛隊の海上及び空中活動のために、日米韓三国間の協議と協力が必要な状況は下記の通りである。第一に、日本が自身の防衛と商船保護のために、戦時作戦区域内の公海上で、自衛隊の哨戒活動を繰り返し広げる場合。第二に、朝鮮半島の周辺で、米軍の失踪者の捜索、救助を自衛隊が支援する場合。そして第三に、国連決議によって北朝鮮に対する経済制裁措置を加える際に、自衛隊が朝鮮半島周辺の海上封鎖に参加する場合である。上記の三つの場合に備えて、韓国と日本が緊密に協調しなければならない事項は、自衛隊の活動範囲の限界線を設定することである。そして、朝鮮半島周辺の海域と空域にいる船舶や航空機を調整し統制できる範囲を決めることである。さらに、日韓が互いに迅速かつ正確に識別して、両国間に不慮の事故が起きないように努力することである。

第一の、日本の自衛隊が、海上と空中で活動を展開できる範囲に関する日韓両国間の協議についてであるが、韓国は戦時平時を問わず、原則として韓国の領海及び領空に日本の航空機や船舶が入ることを望んでいない。日本が米軍の後方支援、自国の商船保護のために、国連決議に従って、後方地域でない作戦区域内でも活動することが避けられない場合には、活動に関する具体的な内容を事前に韓国側に知らせると同時に、それについて両国が協議することが望ましい。なぜなら、何よりも偶発的な事故、または作戦上の混乱の発生を防止するためである。同時に、事前通報を通じて、中国やロシアなど周辺国の誤解の素地を払拭し、彼らを刺激しないようにするためである。また、第二の朝鮮半島周辺の海域と空域で船舶と航空機を調整し統制する範囲については、戦時作戦区域に限られ、そのための具体的な協議も日米韓三国でなされなければならないであろう。また、偶発的な事故防止のために、相互を識別する手順と通信網運用の対策について、平時に協力して、その役割分担を確実にしておくべきであろう。

自衛隊が海上封鎖のために米軍を支援する可能性は、第三に挙げた国連が北朝鮮に制裁を加える目的で、北朝鮮の海上の補給線を遮断する場合が非常に高い。作戦区域内での海上封鎖活動が必要な場合には、それについて日米韓三国が事前に協議し、情報交換を行う必要がある。自衛隊が海上封鎖活動に参加する場合には、その時期、規模、区域などに関する透明性を高めることで、周辺国をなるべく刺激しないようにすることが必要である。

韓国の商船保護は、米韓連合作戦によって行うことを原則とするが、作戦区域内の海上で日

本の商船を保護するために行う自衛隊の活動は、事前の緊密な協調の下に実施していかなければならないであろう。

海域・空域管理に関する日韓協力のもう一つの重要な活動は、平時の海上交通路保護の役割分担とそのための共同訓練を行うことである。海上交通路守護作戦での interoperability（相互互像性）を増大させることが、有事の際に韓国と日本が効率的に海上交通路を守るための準備となるであろう。

そのほか、日米韓間で情報を交換する体制を構築して、日米の新たな防衛協力のための日韓の軍需協力が推進されるよう、互いに協調していくべきであろう。特に軍需協力分野は、現在の米韓の軍需支援体制を基軸にして、日米の軍需支援協力を最大限活用する方向に推進していかなければならないであろう。

3. 21世紀の望ましい日米韓安保協力体制

将来の日米韓安保協力は、単純に北朝鮮の脅威に限定されない、また違った側面をも内包している。すなわち、北朝鮮の脅威が消滅した場合の安保協力に関する問題である。それは、従来の北朝鮮という環境要因による受動的な安保協力ではない、地域安全保障という能動的な必要性による安保協力を意味する。事実、北朝鮮の脅威が消え去る状況は、日米韓関係にまた異なった不確実性をもたらすはずである。こうした意味において、21世紀の日米韓の安保協力は、北朝鮮の脅威に対応するための協力関係よりもさらに切実である可能性を否定できない。従って、北朝鮮の脅威が消滅した後の未来指向的な日韓安保協力問題を考察してみる必要が提起される。

A. 21世紀の日米韓安保協力モデル

(1) 日米韓安保協力モデルの設定

今後、日米韓の安保協力関係の必要性は、既に各国がそれぞれに感じているが、その形態に関しては、まだ合意されていない。従って、本節では、日米韓の安保協力モデルを提示する。日米韓の安保関係が発展する方向としては、次のような三つの戦略モデルを挙げることができる。

第一に、既存の日米、米韓同盟体制の中で持続してきた“quasi-alliance”関係を alignment(連合)関係へと調整し強化することである。

第二に、米韓や日米同盟関係のような水準の日韓同盟関係へと、一段階高い新しい次元に日韓関係を引き上げることである。

第三に、集団安保体制の構成国として、対等な立場から日韓関係を整えていくことである。

上記三つの安保戦略のうち、どれを選択するかは、1) 今後も日米同盟体制が持続していく

のかどうか、2) 韓国と日本が相互に追求する国益は何か、3) 統一前後における韓国の安全保障戦略の方向性、という三つの変数によって左右されるだろう。

まず、日米同盟体制が持続していくのか否かに直接的な影響を与えるのは、アメリカと中国、そして米中両国の関係である。米中関係に関する問題は、

- a. アメリカがこの地域で、いつまで安全保障宗主国の地位を守り続けながら介入していくのか、
- b. 中国が、アジアをアメリカから分離し、独立した経済地域として作り上げ、その中での指導者としての役割を模索していくのか、
- c. 米中関係が“建設的パートナー”として発展していくのか、あるいは対立と葛藤の競争を増していくのか、の三つを挙げるができる。

次に、韓国と日本は、相互に望む国益が何かを正確に把握しなければならない。近い将来における日韓の懸案は、北朝鮮の脅威に共同で対処し、戦争勃発の可能性を抑止することである。しかし、統一に前後した日韓関係では、日本が朝鮮半島に対して果たそうとする役割と、韓国が日本に望むところが何なのかを、正確に把握する必要がある。この問題は、今後、韓国が選択する安保戦略にも連係するだけに、韓国の安保戦略も同時に考慮しなければ結論を得ることができない。日本の朝鮮半島に対する安保利益とは関係なく、韓国が構想できる安保戦略については、以下の通り大きく三つを挙げるができる。

- ① 周辺大国の中での“中立国”戦略、
- ② 周辺大国との“等距離外交”戦略、
- ③ “米韓同盟体制”を根幹とした、長期的集団安保体制を迫及する戦略、である。

(2) 評価：望ましい日米韓安保協力モデル

(1) で言及した、韓国が構想できる三つの戦略オプションのうち、韓国の立場のみを考慮した場合に、最も可能性がある戦略は、③の“米韓同盟体制”を根幹にした、長期的な集団安保体制の構築を迫及するというものである。そうした脈絡から、日韓関係もまた、現在の日米同盟体制と米韓同盟体制が存在するという前提で持続させていくことが望ましい。

そうであるならば、日本の立場と行く先はどうであろうか。日本が考え得る三つの戦略案のうち、第二案の“韓国と日本の関係が同盟関係に発展し得るか”という点については、かなり疑問の余地がある。日米同盟体制という枠の中で、理論的にその可能性を検討することはできるが、両国が同盟関係へと発展するには、あまりにも大きな、数多くの根深い障害物がある。それに対して、両国が同盟関係を通じて得ることができる実利や共同の安保利益はさほど大きくはない。従って、切実な必要性がないのである。

脱冷戦時代に模索されている国家間の新しい安保秩序は、二国間“同盟”を最大限指向し、一方で多国間協力を促進するのが基本前提である。なぜなら、二国間同盟が当事者間の問題を解決するために、最も確実な安保体制であることは間違いないが、脱冷戦時代の“グローバルゼーション”の趨勢、国家間の“相互依存性”の増大、それに紛争の性格や国家間の利益等を見ると、二国間同盟の体制下で両国が排他的に協力することは限界を有しており、地域安全保

障の秩序構築を阻害する要因にさえなることが分かるからである。従って、集団安保体制が二国間同盟体制に代わるものとして、いやそうでなくとも、最小限、二国間同盟体制の限界点を補完するものとして検討されている。逆に、既存の同盟体制以上の、新たな二国間同盟体制を構築することは、冷戦時代の構造への後戻りを意味するであろう。

このような論旨から、日韓関係を同盟関係に強化することは、両国が中国を仮想敵国と公言する政策に等しいだけに、両国が同盟関係構築によって得るよりも失うものの方がはるかに大きいと判断できる。窮極的には、日本がその軍事戦略を完全に変わると同時に、この地域における最高の軍事大国として生まれ変わり、アメリカが韓国に提供するのと同じ核の傘を、代わりに韓国に提供しない限り、日韓の同盟関係は、韓国の生存の助けになるというよりは、反対に両国の存続そのものに対する脅威を招く可能性が危惧される。

従って、韓国と日本が冷戦時代に維持してきた“quasi-alliance”を“alignment”に発展させる戦略が優先的に求められると推察できる。冷戦期の日韓関係は、実際、安保、軍事面で直接協力する必要性がなかった。ただ、ソ連共産主義と北朝鮮の脅威を封鎖することが、アメリカの北東アジア戦略においては、日本と韓国が共有する唯一の戦略的共通項だったのである。しかし、朝鮮半島統一が北東アジアの安全保障に及ぼす影響を考慮すれば、韓国と日本の間には、直接的な安保協力の必要性が強力に提起されている。つまり、韓国と日本には、過去のような“外交と経済の次元における協力者”以上の協力が必要になったわけである。このように具体的な利益のために両国が連合することこそ、“alignment”であると見ることができる。

このようにして、韓国と日本は、日米安保同盟のような同盟体制も、日韓連合関係も構築せず、それぞれが北東アジアに位置する国家として、集団安保体制の中で相互に協調していこう。これは、既存の米韓同盟関係と日米同盟関係が、地域の安全保障に不均衡をもたらすことなく持続されながら、徐々に集団安保体制が推進されていくという前提でのことである。日米同盟関係や米韓同盟関係が突然の変化を来し、既存のこの二つの安保同盟体制が消滅して、集団安保体制がとって代わるといった状況は、ここでは考慮されていない。それは、現実的にその可能性が非常に低いからである。ただし、集団安保体制と二国間同盟体制がいつまでも共存することはできない。ある程度の共存期間を経て、互いに調整し変化させていく必要がある。危惧されるのは、成熟した集団安保体制の出現も、その試みもなく、脱冷戦時代という概念の定義にとらわれて二国間安保体制を廃棄した場合に生じる地域安全保障の空白である。こうした愚を犯すことはできず、また犯してはならない。それゆえに、韓国と日本は、既存の日米・韓米安保体制を持続させることに最善を尽くすと同時に、集団安保体制の構築に積極的に取り組んで、共に力を傾注しなければならないであろう。それができなければ、日本と韓国が対等の立場で互いに助け合う態勢を整え、集団安保体制における両国の問題を解決するための協同関係を構築できないだろう。そのための信頼の形成は、アメリカを頂点とする二国間同盟体制の当事者としての状況下が、最も実現可能である。また、韓国と日本こそが、北東アジアの他のどの国よりも、集団安保体制を牽引する役割を担い得る。なぜなら、集団安保体制を牽引する最も重要な前提条件の一つが、周辺諸国に必要以上に誤解や疑惑を与える動機や戦略、戦力

を保有していないことだからである。また、過去に他の隣国を侵犯したり、戦争した歴史があつてはならない。従つて、北東アジアにおいては韓国こそがこの条件に最も適合する国だといえる。日本は、独自に集団安保体制を引率しようと努力するよりも、韓国の努力に便乗する方が、はるかに効果的だろう。日本だけで牽引しようとするれば、今現在の意義がたとえ純粹であっても、その潜在力と過去の歴史のために周辺諸国は逡巡するであろう。

結論として、日米同盟と米韓同盟体制において日韓の信頼を構築し、それを基礎に集団安保体制構築を目指して協力しあうことが、日韓の最も望ましい安保戦略と見ることができる。

B. 21世紀の日韓安保協力の課題と段階的信頼構築の必要性

21世紀において、韓国と日本が安全保障協力を推進する目的は、下記のような七つの共通の安保利益を守ることである。⁴⁶⁾

まず、北朝鮮の突然の崩壊を防ぐことが、差し当たり日韓協力の現実的な目標である。のみならず、北朝鮮崩壊の事態安定のために、米軍の介入を体系的かつ組織的に支援するよう、日韓の事前調整と協力が切実に求められる。こうした事態を想定した日韓協力体制については、これまでかなり具体的に考察してきた。

第二に、域内の米軍駐屯の維持である。現在、韓国に駐屯する米軍は、北朝鮮の脅威を抑制するためのものであり、日本に駐屯する米軍は、地域安全保障を維持するためのものである。つまり、現在、韓国と日本の米軍は、それぞれ異なる目的で駐屯しているのである。しかし、北朝鮮の脅威が消滅すれば、朝鮮半島に駐屯する米軍も、在日米軍と同様、地域安全保障の維持が最も直接的な目的となるであろう。そのとき、共通の利益を守るために駐屯米軍の構造調整と再配置について、日韓両国が緊密に協力しなければならない。

第三に、航海の自由の確保、ないしは海上輸送路の保護に対する責任分担の問題である。韓国と日本の経済はいずれも自由貿易に依拠しているだけに、航海の自由の確保は、まさに経済の生命線も同然である。日本の海上自衛隊は、既に日本本土から1,000 nautical mile 範囲内の海上交通路の安全確保については、防衛戦略を持っている。これに対して、韓国は現在、沿岸防御の水準しか満たしていない。韓国が日本と同等の海上交通路保護を目的に防衛力を備えるには、相当の政治的、経済的負担を負うことになるであろう。従つて、海上交通路の円滑な活用のために韓国は、短期的には日本からの協力を受けなければならず、長期的には日韓の海上交通路の確保に対する韓国の責任負担を増大させていかなければならないであろう。

第四に、中国がこの地域における責任ある役割を果たせるよう、支援することである。最近、日韓協力は増大しているが、それが中国を刺激してはならないという前提は、両国の共通認識である。日本は、歴史的関係からも、中国が日本以上に韓国に対して影響力を行使する可能性があることを意識している。さらに日本は、朝鮮半島統一問題に関しては、日本の韓国に及ぼす影響より中国の北朝鮮に対する影響の方が大きい、そう韓国が判断していると見ている。こうしたことから、韓国と日本は、過去のどの時期とも比較にならないほど積極的に安保・軍事

協力を模索する反面、「中国」という変数をめぐって、互いに微妙な不信と疑念が拭えずにいることも事実である。従って、誠実かつ現実的に日韓間協力を推進していくためには、両国が透明性を維持しながら、中国が日韓関係の発展を妨害せず、また嫌悪しないよう中国支援を心掛けること、共に努力をすることが必要である。すなわち、地域における中国の責任と役割を育むよう、韓国と日本が共に力を傾けることが、地域安全保障に貢献することになる。

第五に、韓国と日本が先頭に立って、域内における多国間安保対話を推進させなければならない。これは、アメリカを頂点に類似した性質の同盟国として存在することから、両国がある意味で最も完全な安全保障のパートナーになり得るということである。しかし反面、歴史的な側面と日本国内の限界を考えると、韓国と日本が直接的な安保同盟国へと移行するのはほとんど不可能であり、また、そうすべき切実な要請もない。ただ、集団安保体制の必要性は増大している。よって、現在の二国間安保同盟が急激に消滅する可能性はほとんどない。集団安保体制を構築していくにも、韓国と日本の間の信頼構築が前提であり、それなくしては困難なのである。そして、こうした信頼構築は、韓国と日本がそれぞれ米韓安保同盟と日米安保同盟体制の傘の下に存在する状態が、最も実現可能なのである。

第六に、韓国と日本は大量破壊兵器の拡散禁止のために、協力し合わなければならない。1998年8月31日に実験発射された北朝鮮のテポドンミサイルが日本空域を通過したことは、日本にとって大変な衝撃であった。同時に、日本は北朝鮮の脅威を実感したのである。北朝鮮の核開発疑惑とミサイル開発は、北東アジアの安全保障を脅かす火種であるばかりでなく、日本と韓国の安保にとって最も直接的な脅威となる要素なのである。

最後に、ロシアが、北東アジアにおいて建設的な役割を果たすことができるよう、極東ロシアの発展と民主主義の発展を支援することである。

以上の七つが、韓国と日本が地域安全保障のために協力し、共に解決していかなければならない安全保障問題である。朝鮮半島統一後は、北朝鮮の突然の崩壊防止という共同の安保目標は消滅するであろうが、その他については協力を維持できるであろう。もちろん、安保環境の変化に応じて、新たに発生する問題においても同様である。

ただし、現段階で、日韓間安保協力の最大の問題点を指摘するならば、まだ両国間の十分な信頼構築がなされていない点である。両国が相互協力の必要性を認識しているにもかかわらず、実現に至りにくいのは、歴史的な問題に起因すると見るべきであろう。それでも、21世紀における日韓安保協力関係発展のためには、段階的な信頼構築が急務なのである。協調の必要性をいかに強く認め合っても、信頼関係なしには、安保協力は不可能である。

では、どのようにして段階的な信頼構築を図っていくべきであろうか。これは極めて単純な命題に依拠すると思われる。すなわち、互いに約束を遵守するということである。1998年9月、日韓両国は防衛首脳会談を通して、両国が1999年から防衛交流を増進させることで合意した。その内容を要約すると、〈表7〉の通りである。短期的に、このような両国間の合意を履行しながら、信頼構築を積み重ねていけば、今後、より大きな問題においても、互いの信頼を土台に協力することができるであろう。

<表7>日韓防衛交流増進のための国防長官合意内容

区 分	細 部 内 容
日韓防衛交流	-実務者級中心の軍事協力手段ではない防衛交流の推進 ・平和目的のための合同演習や訓練の実施（搜索、救難など） ・軍事教育交流の拡大 ・士官生徒の交換と軍事教育交流の拡大 ・放散技術分野の研究員交流 ・韓国の合同参謀本部と日本の統合幕僚会議での実務対話の定例化
多国間地域安全保障対話への協力	-既存の地域安保対話(ARF)に積極協力 -韓国主導の北東アジア多国間安保対話(NEASED)に対する日本の支持誘導
KEIDOの履行	-日本の持続的で積極的な協力を依頼
国際連合での協力	-日本の国際連合での貢献を認定、常任理事国入りを間接的に支持することにより、朝鮮半島問題に対する支援と協力を誘導 (統一費用、日朝関係進展について韓国と合意するなど)
その他	-国際的犯罪組織に対する対処協力体制の模索

C. 21世紀の米韓安保協力の課題と在韓米軍の役割

(1) 朝鮮半島統一後の米韓安保協力関係持続の必要性

現在、アジア太平洋地域の他の諸国も、米韓同盟の維持については、特に異議がない。他のアジア諸国は多様な同盟関係を結ぶことができるが、日本、韓国そして中国が相互に抱えるような緊張を持つ国は他になく、また、現在まで米韓同盟は、この地域の安保のために十分な役割を果たしてきたし、朝鮮半島の統一後にもそのような役割を果たす中枢となるであろう。新しい問題を模索して、うまく機能している同盟関係を捨てるのは、賢明とはいえない。従って、統一がなされた後にも、米韓安保同盟は維持されるべきであると判断される。

朝鮮半島の統一に前後して、日米韓が協力していかなければならず、また、北東アジアの安全保障に最も直接的な影響を及ぼすのは、在韓米軍と在日米軍の問題である。北朝鮮の脅威を

抑止するために駐屯している在韓米軍は、地域の安保のために存在する在日米軍と、相互補完的な存在ではあるが、その役割はかなり異なっている。よって両者はその構造も配置も異なるのである。しかし、朝鮮半島統一後の在韓米軍の役割は、現在の在日米軍の役割と、かなり類似してくると思われ、同時に在日米軍の役割と、ある部分において重複することもあり得る。すなわち、在韓米軍の主要な役割が、地域安全保障に変わっていく。こうしたことを念頭において、本節では、21世紀の米韓安保協力の課題として、在韓米軍の役割を中心に考察する。

(2)統一後の在韓米軍駐屯の肯定、否定要因

まずは、統一後の在韓米軍駐屯の必要性について考察する。ワシントンの立場では、韓国と日本に米軍を駐屯させることによって、持続的に影響力を行使できる根拠をつくろうとするであろう。この方法論でアメリカは、日米韓軍事協力を強化させていくこともできる。韓国もまた、特定の国からの直接的な、あるいは内在的な脅威に備えるためだけでなく、アジア太平洋地域の共同繁栄のために、在韓米軍の駐屯継続を肯定的に受けとめている。

朝鮮半島統一後の駐屯米軍は、朝鮮半島に対する中国の脅威、日韓間の緊張抑止、そして海賊、テロ、東南アジアに至るSLOCを適切に使用できないことに備えて、肯定的な役割を遂行すると判断される。

中国が、統一された朝鮮半島に向かって国境線を越える可能性は、事実上ほとんどないと推察できる。韓国及び日本との間に排他的経済水域での葛藤が生じるかもしれないが、可能性の高さから考えれば、中国の軍事力行使があり得るのは、台湾や南シナ海における資源獲得と領土紛争のためであろう。だが、仮に中国の朝鮮半島進出が現実となった場合、在韓米軍は韓国の立場を肯定する役割を遂行するはずである。つまり、可能性は非常に低いにせよ、在韓米軍は統一後に中国が朝鮮半島に与え得る脅威に対する抑止の役割を果たすであろう。また在韓米軍は、日韓関係にも肯定的な影響を与えることができる。朝鮮半島に米軍が駐屯すれば、在日米軍への日本による支援が日米安保同盟体制を維持するために望ましいと、日本政府が日本国民に対して説得する根拠とすることができる。

しかし、朝鮮半島統一後の在韓米軍の駐屯と日米韓の必要以上の協力は、あらぬ誤解の原因になり得ることを留意しなければならない。すなわち、在韓米軍を通して域内の不安に対する抑止力を持つ必要性は認めるが、その必要性を満たすために、中国を牽制するという印象を与えないのが望ましいということである。もし中国が誤解すれば、域内の軍事的バランスが崩れて、軍備競争を触発させる可能性がある。よって、過度に同盟関係を目立たせるのは、両国とも慎むべきであろう。

(3)統一後の在韓米軍の形態

統一後の在韓米軍は中国を主な脅威とする。そして、その抑制を主目的とする構造と、北東アジアとアジア太平洋地域における海上安全保障のための配置、この二つから考察することができる。

まず、統一後の朝鮮半島にとって中国は、直接的かつ最大の脅威であろう。そこで中国に対しては、現状と同等の米軍の構造・規模が求められるものと思われるが、地域の海上安保を最大の判断基準とすれば、米陸軍の重要性は相対的に減り、対する海軍と空軍の役割が非常に重要となるであろう。また、現在ほど陸軍中心ではないが、死活的な役割は地上軍が担当することになるであろう。このような配置を通して、海軍と空軍は海上の安保に重点をおく反面、平和維持、対テロ戦、ミサイル防御体系には、地上軍が核心的な役割を果たすことになるであろう。

●選択1：陸・空軍中心の軍構造で、朝鮮半島の領土防衛に主力を注ぐ。

中国による朝鮮半島侵入は、ほとんど可能性がない。けれども、政策を提示するにあたっては、このような最悪の状況をも想定して、米軍と韓国軍はヤルルー川で前陣防御をしなければならない。このときの米軍と韓国軍の役割は、ソウルをはじめとした韓国の主要都市を防御することである。そのためには、米軍は最小限現在の地上軍を維持するか、或いは地上軍をもう少し増強しなければならないであろう。すなわち、米地上軍一個師団と在韓地上軍の8軍は、朝鮮半島危機の際、ハワイの25歩兵師団とグアムの海兵隊の海上装備を急遽呼び寄せることができ、さらに、これが一カ月以内に四個師団を呼び寄せられるという根拠となるであろう。このことから、実際に投入され得る米軍の兵力の大きさより、迅速な同盟による防御能力と朝鮮半島における抑止力の再強化にこそ、より大きな意味があると見ることができる。

●選択2：北東アジアの海上安保に焦点を合わせて海・空軍を強化する。

今後予想される北東アジアの主要な紛争は、国境侵犯を原因とするのではなく、島や海底資源をめぐる競争に起因する可能性はるかに高い。それゆえに、アメリカは大規模な地上軍より、機動性と配置性を兼備した海軍や空軍の配置に、より重点をおくと見られる。海・空軍で構成された戦力部隊は、海上輸送路、小島をめぐる問題、そして海賊の問題を扱うのに最も適している。

海軍と空軍の投射戦力は、朝鮮半島の南半部に配置するのが妥当である。朝鮮半島の北側ではなく南側地域に配置することによって、南側の作戦施設が地域内のどこにあっても、航海時間を24時間ほど減らすことができ、実際に作戦半径を南側に約500マイル程度延長させることができるのである。

また、米軍基地をヤルルー川から遠く離れた、ソウルより南の地域に設置することによって、必要以上に中国を刺激する事態を防ぐことができる。朝鮮半島に駐屯する米軍の最も直接的な存在理由が、東南アジアの安保であるならば、米軍は空軍より海軍部隊を増強させていくであろう。事実、地上軍所属の戦闘機や偵察機は空中給油をすれば、ほとんど距離と航続時間に縛られずに任務を遂行できるが、空軍戦闘機の空中給油といっても、せいぜい数時間ほど作戦時間を延長できるだけだからである。よって、実際、朝鮮半島から発進する空軍戦闘機が、南シナ海よりもさらに遠距離にある領域で作戦を遂行するのは困難である。しかし、朝鮮半島の南

半部から出発する戦術的飛行距離内にも紛争の要因がいくつかあるので、海軍と空軍の戦力が混合した構造が、望ましい。⁴⁷⁾

●選択3：集団安保体制を念頭に置いた米軍の構造

朝鮮半島の統一後に駐屯する米軍が、どれくらいの期間この地域の集団安全保障のために駐屯するのにかよって、戦力構造は異なってくるであろう。たとえば、オーストラリアが不可能ならば、現在沖縄に駐屯する海兵隊の一部や全部が、朝鮮半島に移されなければならないであろう。それが韓国、日本、ロシア、そして中国軍と共に、平和維持活動や対テロ作戦訓練を行う。陸軍もまたこのような共同訓練で一役買うだろう。他の国の軍隊と、軍事教理や基本作戦の概念も共有することができる。

海兵隊は、巡察任務のため、朝鮮半島の南半部に配置されるのが最も望ましい。これに反して、陸軍は、港や滑走路に接近できる地域であれば、どこでも構わない。しかし、中国国境近辺だけは避けるのが望ましい。そして、米陸軍の数は最小化しなければならない。

(4) 評価

上述した三つの選択肢のうち最も望ましいのは、陸・海・空軍のバランスがとれた戦力構造である。統一後の朝鮮半島における米軍は、約20,000から30,000程度で、これは主にこの地域の海上安保と集団安保のためのものである。具体的に見ると、韓国駐屯の第2歩兵師団のうち、1～2個旅団はアメリカ本土に戻り、残った戦力は現在の位置にとどまるか、あるいは中国との国境線から少し離れた地域に配置する。そして、米軍の地上戦力はこれ以上強化しないという前提で、現在のアメリカ8軍の司令構造と補給の役割は、あえて韓国に残しておく必要がない。こうなると、朝鮮半島に駐屯する米地上軍は、約15,000名程度になるであろう。

米空軍は、だいたい現在の水準で残るか、少し縮小するであろう。縮小する場合には、グンサン基地はそのまま残しておいて、オサン基地を少し縮小する。同時に、沖縄の海兵隊の一部や、航空母艦の戦闘団のような海軍は、一部隊程度が朝鮮半島に移転されなければならないだろう。もちろん、南シナ海への接近が容易なフィリピンやオーストラリア、あるいは東南アジアのどこかにこのような基地をつくるのが望ましい。しかし、米軍は、このような基地を駐屯させ得る東南アジアの国を見つけられないため、朝鮮半島が最善の選択として浮上するだろう。朝鮮半島の南半部に沖縄の海兵隊や航空母艦の戦闘団を移転させる場合、在韓地上軍を減らすのが当然であり、この場合、総戦力は30,000程度になると見られる。その戦力構造は、だいたい次の<表8>のような構成となるであろう。

この均衡のとれた戦力構造は、この地域で発生する可能性のあるテロや、海賊行為、そして平和維持活動の訓練に対して、アメリカをはじめとする域内諸国が共に協力していくことができるようにするであろう。このような戦力構造へ転換するために、在日米軍と在韓米軍は緊密に協力し調整していくことが最も望ましいと思われる。

<表8>統一後の在韓・在日米軍の配置の変化⁴⁸⁾

戦力構造	現在	統一後
在韓米軍	<ul style="list-style-type: none"> ・地上軍(DMZとワル) ・戦闘航空団(マシ, グンサン) ・支援基盤基地(複数地) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海兵水陸任務団に対する訓練基地(プサンやポハン付近) ・支援基盤(最小化) ・空輸及び戦術空軍基地(マシ, グンサン) ・最小限の海軍基地(戦艦2隻)(チネ, プサン)
在日米軍	<ul style="list-style-type: none"> ・第7潜水艦隊司令部(横須賀) ・航空母艦戦闘団(横須賀) ・航空部隊(厚木) ・水陸両面戦準備団(佐世保) ・遠征海兵隊戦力(沖縄) ・第5空軍司令部(横田)及び戦闘航空団(三沢、横田、嘉手納) ・支援基盤基地(複数地) 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空母艦及び海上行動団、艦隊司令部(横須賀) ・水陸両面戦準備団(佐世保) ・海兵隊水陸両面任務団、前進配置装備団(キャンプシュワブ, キャンプジなど) ・混成航空団と空軍司令部(嘉手納) ・空輸施設(横田、自衛隊基地) ・支援基盤(最小化)
その他の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ本土から軍艦配置 ・海軍軍需支援(シガポール) ・航空配置軍需支援(シガポール) ・核の傘(Trident潜水艦とCONUS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7艦隊寄港/維持 ・空軍配置基地

出所：Torkel Patterson, “United States Force Structure” 1997. Nov. 24 A paper presented on “A Conference on Post-Unification Security Cooperation” から再構成した。

VI. 結 論

北朝鮮の急変事態は確定的概念ではないため、視点によって様々な類型を導き出すことができる。しかし、周辺国の軍事介入に関しては、国際法的な観点から分類するのが最も合理的であろう。力の均衡が成り立つ北東アジアにおいて、ある一国が恣意的に規範を制定したり解釈したりすることはできないため、結局、既存の国際規範に従った普遍的な根拠が必要となる。このような観点から、北朝鮮急変事態の類型は、北朝鮮を代表する政府の存在の有無、金正日が権力を掌握しているかどうか、また代替勢力が存在しているかどうか、予防的自衛について大量破壊兵器の使用が可能かどうか、そして人道的介入について、大量流血事態が発生しているかどうか、という四つの変数の組み合わせによってシナリオを作成してみた。この中で、周辺国による介入の可能性が最も高いのは、金正日という北朝鮮における正統政府が崩壊した状況において、代替勢力も存在せず、内乱による大規模な人命殺傷が発生する中で、一部によって大量破壊兵器が使用されたり流出するような状況であった。

周辺国が軍事介入を考慮し得る北朝鮮急変事態が発生した場合、米韓を始め、中国、ロシアなどの周辺国は、積極的な介入を通じて自国の利益の極大化を図ると予測される。特に、中国は他国から北朝鮮への介入がなされた場合、北朝鮮と締結した「中朝友好協力相互援助条約」に基づいて、いつでも合法的な介入が可能な状況である。このように北朝鮮急変事態が発生した場合、周辺国の介入と多くの葛藤が予想されるが、中でも特に次のような二つの葛藤が起きるであろう。一つは、米韓と中国との間の葛藤である。この葛藤は、北東アジアの力学を左右する様相を帯びるだろう。北朝鮮政府の選好度と国際法的合法性においては中国が優位にあるが、北朝鮮急変事態を解決する政治的・経済的な力という点ではアメリカが優位にある。しかし、総合的に見れば、どちらかの国が一方的に優位であるとはいえないため、北朝鮮急変事態が発生した際の両国間のピックディールも考えられる。

北朝鮮急変事態に関して表出し得る、もう一つの主要な葛藤は、意外にも米韓間の葛藤である。もちろん韓国は、北朝鮮の急変事態にあたって、アメリカとの協力を通じた問題解決を基本方針としている。しかし、韓国は、できる限り主導的な問題の解決を望んでおり、北朝鮮急変事態の解決を朝鮮半島の統一と結びつけようとしている。まさにこうした点で、国際法的な観点を堅持しているアメリカと葛藤を見せる。

しかし、そのような葛藤にもかかわらず、北朝鮮急変事態が発生した場合、韓国は、その類型を問わず、アメリカとの協調を通じた問題解決を試みると思われる。もちろん韓国は自国の国益にプラスになる場合、中国、ロシア等ともいくらでも協力することができるであろうが、米韓協調の枠を壊す他国との協力体制は取らないであろう。また、米韓間の協調は、現実的には日韓間の協調として表れるであろう。日米新防衛協力ガイドラインを通じて、事実上日本との間接的支援体制が構築されざるを得ないのである。ここで、日米韓安保協力の再整備の必要性が提起される。

この50年間の日韓安保協力関係は、事実上、両国の直接的な必要性よりむしろ、冷戦期には理念、脱冷戦期には北朝鮮という周辺環境要因によって成立した、アメリカを媒介とする間接的な関係であった。また、過去の歴史に関わる要因によって、安保協力関係を維持できないのが実情であった。しかし、変化する安全保障環境は、今やより深い日韓間の安保協力関係を求めている。現実的に、“米韓”、“日米”安保協力関係が不可分であるために、どちらか一方が適切に機能を果たせないと、もう一方も本来の機能を果たすことができない。また、朝鮮半島統一後という未来指向的な観点から考察してみても、既に両国は過去の歴史に束縛されて協力をはばかるような関係にとどまっていたはならないと思われる。従って、今やより大きな枠の中で、“日米韓”安保協力を推進していかなければならない時期にきているのである。

北朝鮮急変事態が発生した場合、日本は、日米韓間で合意された事柄について、協力して北東アジアの安定に寄与していかなければならない。その内容は先に考察してみた通りである。韓国もまた日本の役割を認め、日本の地位向上に無条件で反対してはならないであろう。現時点で、域内の安定という日韓共通の国家利益のために成し遂げていかなければならない安保問題としては、

- ① 北朝鮮の急激な崩壊を防止すること、
- ② 域内の米軍駐屯を維持すること、
- ③ 航海の自由を確保すること、
- ④ 中国が責任ある役割を果たす域内アクターとなるよう支援すること、
- ⑤ 域内の多国間安保対話の推進を支援すること、
- ⑥ 大量破壊兵器の拡散を禁止すること、
- ⑦ ロシアが北東アジアにおいて建設的な役割を果たすことができるように、極東ロシアの発展と民主主義の発展を支援すること、

等を挙げることができる。また、未来指向的観点からも、両国は戦略的パートナーシップを構築することができるであろう。その内容は、安保環境の変化に応じて流動的であろうが、日米韓協力という大きな枠の中で、日韓間の戦略的パートナーシップを持続的に維持できると期待される。

最後に、日米韓の戦略的パートナーシップの内容として、“支援投射（assistance projection）中心の安保協力”を提示する。実際に、日米韓の協力が最も緊要であると同時に、それが可能である領域が海軍協力、海上協力である。日韓両国は、実際、海上貿易に非常に大きく依存しているため、海上交通路（SLOC）を極めて重要視している。⁴⁹⁾特に、北東アジアの海上地理におけるとても狭い海峡と主要な地点、そして何より、物資の移動量が多く通行が密集した商船路が、日韓間の海軍協力を促進させる理由として台頭してきている。また、海上配置や訓練は、一般国民の目の前で展開される陸軍力と異なって、陸地から遠く離れた海で行われるため、一般国民の感情をそれほど刺激せずに、相互協力し推進させていくことができる。

朝鮮半島に危機が発生した場合、日米新防衛協力ガイドラインによって日本と韓国は特に海軍において、それぞれアメリカと優先的に、そして緊密に協力し合わなければならない。一方、

陸軍と空軍は海軍に対する支援勢力に過ぎない。たとえば、米海兵隊、韓国陸軍、そして掃海部隊をもつ日本の海上自衛隊は、朝鮮半島で非戦闘民間人を救出する作業を遂行することができる。

このようにして、近い将来、韓国と日本は、航空母艦、トマホークミサイル、そして水陸両用兵力を備えた米軍の投射力がを補完する“支援投射”能力を提供する役割を果たすことになるであろう。“支援投射”能力には、平和維持活動、災難救護、人道的救援、配置された陸軍に対する軍需支援、情報の共有、非戦闘員の探索及び救出、海上臨検、掃海活動等が含まれる。冷戦後、このような活動が、伝統的な戦争遂行に劣らず、その重要性を増している。日韓両国は、このような“支援投射”協力と共に、地上軍との平和維持活動、そして両国の空軍間の対空誘導ミサイル防御体制においても協力していかなければならない。

また、日韓海上協力において、特に韓国海軍と日本海上自衛隊は、役割と任務そして相互互換性を共有しなければならない。すなわち、韓国と日本が相互に対等な対潜水艦戦能力と地雷除去能力を持った艦隊を保有しているとすると、米軍は敵に対する連合作戦を非常に容易に繰り広げることができるであろう。このような演習は、日韓相互間の疑心と軍備競争を抑えるだけでなく、実質的に日韓両国間で情報を共有し、共同訓練を行う機会を提供することにもなるであろう。もちろん、日本の海上自衛隊の役割と任務は防御的性格に限定させ、兵力構造は米海軍と高度の相互互換性を有し、補完的な役割を果たすままであり続けなければならないであろう。こうした補助的な兵力構造が米軍の兵力と連合され続けるならば、防衛費も節約できるようになるであろう。韓国海軍は、世界的水準の日本の対潜水艦戦技術に対し、かなりの関心を持っている。実際、両国は1993年に海上訓練大隊の交換を始めたが、日本の自衛隊は、対潜水艦戦や掃海の技術を日本から学びたいという韓国軍の提案を拒絶してきた。それだけでなく、韓国空軍は、日本の早期警戒能力、情報収集、そしてF-2戦闘機生産能力に対しても相当な関心を持ってきたが、日本は集団的自衛権行使の禁止と武器輸出規制の三原則を理由に挙げて、韓国の関心を退けてきた。しかし、1998年9月に開かれた日韓防衛首脳会談は、外交的なジェスチャー以上のものであった。北朝鮮のミサイル発射の直後に開催されただけに、両国は<表7>で見たように、安全保障協力を具体化させていくためのいくつかの事項について合意したのである。

結論として、日韓安保協力の出発点であると同時に核心でもあるのは、“信頼”だと言える。日韓に構築された信頼が不信を凌駕したとは未だ言いがたい。もちろん、脱冷戦時代に入って、自国の利益が国際関係における絶対善となっているのが現実ではあるが、国際社会の平和と繁栄のためには協力が必要であり、日韓の協力においてもやはり、“信頼”の構築が前提とならなければならないであろう。これまで考察した両国間のいくつかの約束が履行され、信頼が漸進的に造成されるのであれば、日韓両国の戦略的パートナーシップの構築もまた具体的な現実として台頭してくるであろう。

脚注

- 1) イ・ジェボン、“北朝鮮崩壊論と戦争挑発説に関して” 「朝鮮半島急変事態時の課題と対策」(韓国政治学会安保国防関係特別学術会議の発表論文、1997. 11)、1-2ページ。
- 2) W. E. Hall, *A Treatise on International Law* (London: Stevens, 1909), p. 21;
Ti-Ching Chen, *The International Law of Recognition* (London: Stevens, 1951). p. 66.
- 3) キム・ミョンギ、“北朝鮮急変事態時の韓国の介入に伴う法的問題” 『朝鮮半島急変事態と国際法』(民族統一研究院主催セミナーの論文集、1997. 11)、35-36ページ。
- 4) Ann V. W. Thomas and A. J. Thomas, *Non-Intervention* (Dallas: Southern Methodist University Press, 1959), p. 220.
- 5) International Relations Officer of the J-5 Policy Branch of US Forces Korea
- 6) “Catastrophic Collapse of North Korea Implications for the United States military,”
A Monograph by Major David S. Maxwell, United States Special Forces School of Advanced Military Studies, United States Army Command and General Staff College.
- 7) Sheldon M. Cohen, *Arms and Judgment* (U. S. A. : Westview Press, 1989), p. 21.
- 8) 詳しい内容は、Dietrich Schindler and Jiri Toman, *The Laws of Armed Conflict* (Geneva: Henry Dunant Institute, 1988)を参照。
- 9) それにもかかわらず、このような例外的状況が“非介入原則”を回避する手段として悪用される事実もまた否認できない。ここに、国際法が有する拘束力の限界をもう一度確認することができる。
- 10) 「中朝友好協力相互援助条約」第2条、“双方は他国の侵略防止のために共同措置を取る義務を有し、条約当事国の一方が、ある国家や国家連盟から武力侵攻を受けて戦争状態に置かれた場合、遅滞なく全ての手段を動員して軍事及びその他の援助を提供しなければならない。”
- 11) 1961年に締結されたソ朝相互友好協力条約は、5年毎に自動延長されてきたが、94年9月にロシアがこれを廃棄することを宣言したため、95年9月からは条約が廃棄された状況である。

12) 現在、仮調印状態にある同条約の内容には、“安保脅威が発生した場合、口朝両国は互いに協議を開始する”という条項を規定している。現在まで明らかになった口朝間の新条約の特徴を見ると、第一に、中朝間の“友好協力相互援助条約”とは異なって自動介入を規定しておらず、第二に、安保脅威という包括的な概念を使用することによって、戦争勃発ではない北朝鮮急変事態時にも軍事介入を考慮できるよう規定している。

13) Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* (Oxford: Clarendon, 1963), p. 252. キム・ミョンギ、「国際法原論」、(ソウル:博英社、1996), p. 200.

14) 自衛権を成文化した代表的な例を見てみると、国連憲章(第51条)、1947年の全米相互防衛条約(第3条)、1948年の西ヨーロッパ5カ国条約(第5条)、1949年の北大西洋条約(第3条)等を挙げることができる。

15) 自衛権が国家の固有の権限(inherent right)であることには間違いないが、自然法的な前国家法・超国際法的自然権(natural right)ではないと見るべきであろう。Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defense*, (Cambridge: Cambridge University Press, 1994), pp. 179-180.

16) 自衛権の濫用が物議をかもした代表的な例は、1914年、第1次世界大戦当時のドイツのベルギー侵略、1931年の日本の満州侵略、1940年のドイツのノルウェー侵略、1941年の太平洋戦争の発端となった日本の真珠湾攻撃等を挙げることができる。

17) 自衛権行使の要件としては、①侵害の国際法的主体性、②侵害の急迫性、③侵害の違法性、④侵害の客体の権利性、⑤防衛の必要性、⑥防衛の相当性等を挙げることができる。

18) 予防的自衛権行使の代表的な実例としては、アメリカの“キューバ封鎖事件”を挙げることができる。旧ソ連によるキューバミサイル基地の設置によって、アメリカの安全保障が脅威にさらされると、アメリカのケネディ大統領は1962年10月24日、自衛権に基づいた正当防衛として、キューバに対する攻撃用武器と関連物資の輸送を封鎖することを布告する。しかし、このような予防的自衛権の行使は、現在まで、その法的正当性に関する一致を見ることができずにいる。

19) 集団的自衛権行使の代表的な例としては、トンキン湾事件(1972年5月8日の旧ソ連によるベトナム軍事物資支援に対する米国の機雷投設事件)を挙げることができる。

20) 前者は外交的保護権(right of diplomatic protection)の問題であり、後者は国際法上、外国人(alien)の地位問題である。

- 21) 個別的介入の実例としては、1989年のアメリカによるパナマ介入の例を挙げることができる。アメリカは、パナマのノリエガ政権を転覆する目的を持っていたにもかかわらず、当時のノリエガ政権の反米運動によるアメリカ人の身辺保護、米軍家族殺害事件等に関連して、“人道的介入”を掲げ、電撃的に対パナマ軍事介入を敢行した。
- 22) 問題の効率的アプローチのために、次のような前提をおく。1) 金正日の政治的性向は親中国・ロシアである。2) 金正日代替勢力は政治的に中立であると見る。
- 23) もちろん、金正日の自然淘汰なしに、代替勢力が政変等を通じて金正日除去し、政権を掌握する場合、政府承認の問題が発生する。
- 24) 北朝鮮の急変事態に関して、米韓は一部見解の差を見せているが、基本的に米韓間の協力を通じた問題解決を追求するという点から、北朝鮮急変事態時における韓国の対応方法は省略することにする。米韓間の見解の差に関しては、次節で考察してみることにする。
- 25) William J. Perry, *Annual Report to the President and Congress*, February 1995, p.28.
- 26) 大量破壊兵器の使用可能性がないことを前提とする。
- 27) 北朝鮮の急変事態に関して、米韓は一部見解の差を見せているが、基本的に米韓間の協力を通じた問題解決を追求するという点から、北朝鮮急変事態時における韓国の対応方法は省略することにする。米韓間の見解の差に関しては、次節で考察する。
- 28) 上で言及した多様な急変事態の表現の中で、アメリカで教義上最も多く使用されていた Military Operation Other Than War (MOOTW) が、最近、Stability and Support Operation (SSO) にとって代わられる傾向を見せていることに従って、本文でも SSO を使用した。詳しい内容については、Norman Sherwood, *Analyzing the Quadrennial Defense Review: Two Models* (Virginia: Army Management Staff College), <http://www.comw.org/qdr/qdrhome> を参照。
- 29) 1997年11月19日から21日まで、ソウルの戦争記念館で行われた「平和97」米韓安保政策 開発演習のアメリカ側参加者は、ジェームス・リリー(前駐韓米大使)、ロバート・セネワルド(前連合同司令官)、リチャード・クリストンソン(駐韓米副大使)、ウィリアム・ライト(米国防務アジア太平洋局長)、テレンス・モリー(在日米軍司令部副司令官)、マイケル・ヘイドン、(UNC/CFC副参謀長)、ケネス・ヘス(米太平洋司令部J-5副次長)、ジョナサン・ポールラック(RAND研究所専任顧問)である。

- 30)NDP報告書で明確に言及してはいないが、想定している状況が朝鮮半島を仮定しているものと判断される。主な理由は、朝鮮半島が中国、ロシアなどの地域大国に取り囲まれている一方、北朝鮮が莫大な犠牲を甘受する準備ができていると信じられているためである。
- 31)日米防衛協力ガイドラインは、日米安保協力の分野を、一、平時から行う協力、二、日本に対する武力攻撃に際しての対処行動、三、日本周辺地域で発生し得る事態で、日本の平和と安全に重大な影響を与える場合の協力など三つに分けている。この中でも、特に関心を引いているのは、いわゆる“周辺地域事態における協力検討項目”であり、①人道的活動、②捜索及び救難、③国際平和と安全の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動、④非戦闘員を待避させるための活動、⑤米軍の活動に対する日本の支援(施設の使用と後方地域支援)、⑥運用面での日米協力という、六つの具体的な機能と分野に関する40個の検討項目で構成されている。この中で、①と②を除いた残りは、日本の領域及び公海上で行使するものであり、①と②だけが他国の領域内で行う場合に該当するが、該当する地域の国の同意と協力なしには行うことができないというのが、日本の公式的な立場である。この点については、久間章生防衛庁長官が、既に1997年4月28日のキム・ドンジン国防長官と会談した席においてはっきりと伝達した。『中央日報』1997.4.30付参考。
- 32)しかし、事実上、交戦団体承認国に与えられる中立の義務は守られない場合が多く、アメリカは反金正日勢力との連帯を模索し、同勢力を支援することによって、間接的に介入する方法を選択することができるであろう。
- 33)現在、アメリカは、北朝鮮に対する国家承認をしていないので、この際の政府承認は、事実上国家承認と共になされることになるであろう。
- 34)この表は、「平和96米韓安保政策開発演習」と「平和97米韓安保政策開発演習」を基に構成した。
- 35)国防部「第29次米韓定例安保協議会議の会議録」(ソウル:国防部,1997)、67-68ページ。
- 36)クレーマー米国防部国際安保担当次官補が、1998年5月4日、中国軍事科学院で行った演説“U. S. Strategy in the Asia-Pacific Region:Shared Regional Futures”を参照。
- 37)Chi Haotian, “Chinese PLA Active in Developing Diplomatic Relations,” *Beijing Review*, January. 26-Feb. 1, 1998.
- 38)China’s Defence Policy Expounded, *Beijing Review*, March 2-8, 1998. 日本自衛隊のインターネットホームページから引用。遅浩田国防相の防衛研究所における演説内容。

クレーマー次官補、“U.S.Strategy in the Asia--Pacific Region:Shared Regional Futures”を参照。

39)1995年に日本の村山総理が、かつて日本が韓国に対して犯した過ちについて、公式に謝罪したことがあるが、今回、金大中・小渕首脳会談において、日本が彼らの真心のこもった謝罪を公式文書化したという点で、1995年の謝罪とは根本的に異なる。President Kim Dae-jung told the press conference, “The apology and remorse (expressed) is directed to South Korea — therefore, the significance is different from past ones.” *The Japan Times, October 8, 1998.*

40)キム・ケドン、ソ・ジュソク、「米朝関係改善の展望と我が国の対応政策の方向」（韓国国防研究院、1995）参照。

41)1992年1月9日、ブッシュ米大統領は、首脳会談後に発表した“東京宣言”を通じて、日米間の“世界的パートナーシップ”を樹立することを明らかにした。

42)この訓練は、兵力配置の条件を実際の状況の中で提供するための衛星とコンピュータを使った“fleet combat experimental Delta”という新しい体制を試してみるために行われた。そのうちの一つの目的は、朝鮮半島有事の際に在日米軍基地がどれだけ深く介入できるかを見るためであった。（朝日新聞、1998年10月21日）

43)東京新聞（1998年10月21日）

44)本節で扱う北朝鮮急変事態時の日米韓の安保協力方案は、日本を中心に考察してみることとする。たとえ急変事態を戦時と見ることができなくても、実際に、北朝鮮急変事態が発生した際の軍事的対応の主体は、米韓連合司令部になるためである。よって、北朝鮮急変事態時の米韓の対応は、問題解決のためのあらゆる範囲においてなされると見られるため、論議から除外することにし、日本の軍事協力を中心に考察してみることとする。

45)1997年9月23日に発表された“日米新防衛協力ガイドライン”は、“日本の周辺事態時”に米国と日本が協力すべき40項目を具体的に提示した。その40項目は、1)難民救助と救護活動、2)搜索と救助、3)経済制裁の実効性を確保するための活動、4)非戦闘員の撤収作戦（NEO）、5)後方活動に対する日本の支援、6)日米間の作戦協力、の大きく六つに分けられている。このうち、“5)後方活動に対する日本の支援”は、さらに大きく施設の使用と後方地域支援とに区分され、後方地域支援には、補給、輸送、整備、医療、警備、通信他の領域が含まれる。

46)Umio Otsuka, “Prospects of Japan-Korea Defense Cooperation: Partners or Rivals,” a paper

repared for Hudson Institute and the East Asian Security Study Group, presented at Tokyo December 5-6, 1997.

- 47) Michael O'Hanlon, "Keep US Forces in Korea after Reunification," *The Korean Journal of Defense Analysis*, vol. X, No. 1, pp. 16. footnote 19. 例えば、尖閣列島は朝鮮半島南半部から約650マイル程離れており、台湾海峡は約750マイル離れており、南シナ海にあるパラセル群島は約1,500マイル程離れている。基地から約1,000マイル程離れて、一度の空中給油で、早期警戒管制機(AWACS)は約15時間程飛行することができ、その時間内に、F-16戦闘機は一度の戦闘任務を遂行することができる。(平均的な作戦時間で計算してみた場合。)海軍のP-3対潜哨戒機は、その程度の距離で約5時間程飛行することができる。この内容については、Colonel Tomothy M. Laurand Steven L. Llanso, *Encyclopedia of Modern U.S. Military Weapons*, (New York: Berkley Books, 1995) pp. 59, 78, 81を参照したとのこと。しかし、こうした分析は、上記の武器体系に対する著者の理解ともほぼ類似している。
- 48) Torkel Patterson, "United States Force Structure" 1997. Nov. 24, presented at "A Conference on Post-Unification Security Cooperation among the United States, Korea and Japan."
- 49) 1998年に韓国のYoido Society研究所、米国のPacific Forum/CSIS、そして日本の岡崎研究所との間で開催された K-J Shuttleセミナーは、日韓の海上協力の重要性を大きく浮かび上がらせた。

●著者略歴

宋 永仙 (Song, Young-sun) (韓国国防研究院 周辺国軍事研究室長)

1953年生まれ。1984年にハワイ大学よりPh.D.取得(政治学)。1985年より現職。その間、国防政策室長、日本研究室長、同研究院英文ジャーナル *Korean Journal of Defense Analysis* 編集室長、国防政策専門解説委員等を歴任。また、高麗大学、梨花女子大学、外国語大学等で講師を勤めるほか、統一部政策諮問委員、行政自治部政策諮問委員を歴任。1995年より日本平和安全保障研究所(RIPS)客員研究員、防衛大学校、オーストラリア戦略問題研究所(ACDSS)、米テンプル大学東京校等にて客員教授。1998年4月より1999年3月まで東京財団客員研究員。

●監訳者略歴

奥 蘭 秀 樹 (静岡県立大学大学院国際関係学研究科助手)

1964年生まれ。1988年、広島大学文学部哲学科卒業。1993年、同大学院社会科学研究科博士課程前期修了(国際政治学)。この間、韓国延世大学大学院政治学科修士課程へ留学。1993年から1997年まで日本放送協会記者。1998年、九州大学大学院比較社会文化研究科博士後期課程入学。1999年より現職。

モノグラフ・シリーズ

日米韓安全保障協力：平時と有事の想定

宋 永仙 著 奥蘭秀樹 監訳

2000年8月発行

発行 東京財団 研究事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-2-9

日比谷セントラルビル 10階

TEL：03-3502-9438

FAX：03-3502-9439

URL：<http://www.tkfd.or.jp>

デザイン・印刷 (株) 研恒社

転載ないし引用の際は、本報告書が出典であることを明示して下さい。

本報告書は日本財団の補助を受けて作成されたものです。

